

天正十二年十一月十六日

一七八

二百三十四年成、

〔桑名志〕

十一

町屋川

水源ハ員辨郡ノ奥篠立ノ山間ヨリ出、相場川・坂本川・田切

川・貝野川・多志田川・青川・山田川・丹生川・明知川・宇賀川・金井川・志知川・山

田川・藤川・星川ノ諸水ヲ受、當郡ノ末廣新田ニテ海ニ入ル、安永ト繩生ノ間ニ板橋ヲ

架ス、川幅二百卅二間余、橋ニケ所、一ハ八十間余、一ハ六十八間程、国花万葉ニ土橋百六

モアリシニヤ、長短ハ洪水ニ異ナリ、水名員弁川云、又星川村ノ辺ニテ星川云、又織田信雄・羽柴秀吉此

川原ニテ待合セ、對面アリシトテ待合川云呼フ、古ハ走井山ノ下ヨリ矢田川原ヲ經、東

北寺町ノ辺ニテ海ヘ注キシトシ、今一色松下山本尊ニ本願寺実如ノ裏書アリ、勢州桑名郡榑田庄町家釋正

玄、明應三年甲寅六月七日トアリ、此ニ拠レハ町屋ト云シ所アルニ似

リ、川名ヨル所カ、定一公記ニ古ハ橋ナカリシヲ往還ノ旅人難儀スヘシトテ、公御入部以後ニ橋出

來ス、○下

十六日、子、戊、徳川家康、三河岡崎ニ兵ヲ收ム、

〔家忠日記〕

三

霜月十六日、子、戊、御無事相濟候て、

家康御馬被入候、我等も小幡東春日井郡より

岡崎迄越候、

十七日、丑、己、岡崎城へいて候、跡部大炊助殿被越候、深澤ふかうすかへり候、寶飯郡

待合川

十五日歸國

〔顯如上人貝塚御座所日記〕

○山 一○中 霜月十五日こ、家康三州へ歸國也、○下

羽柴秀吉、織田信雄及ビ家康ト和睦ヲ結

〔参考〕

〔柏崎物語〕

中 一十一月十六日岡崎へ御歸被成、秀吉は大坂へ歸る、神君御年四十三、秀

吉四十九歳なり、

〔武徳編年集成〕

三十 十一月十六日、信雄、秀吉會盟アルユへ、兩軍皆凱歌ヲ唱フ、

神君今日岡崎へ御歸城アリト云々、

織田信雄、徳川家康ノ臣高木廣次正廣ニ、合力トシテ、尾張常滑ノ地五

百貫文ヲ與フ、尋デ、又船一艘ノ諸役ヲ免ズ、

〔古文書〕

高木高木九介廣正ハ賜る信雄公判物、高木筑後守正昇書上貳通、

但山者此外也、以上、

爲合力、以常滑郷五百貫文申付之上、香取力全可有知行者也、仍如件、

天正拾貳

十一月十六日

信雄書判

天正十二年十一月十六日

一七九

天正十二年十一月十七日

高木九助殿(廣次)

一八〇

此船壹艘分、國中於諸湊、諸役等令免除訖、并風波乘餘雖有之、不可有違乱者也、仍如件、

天正拾貳

十一月十九日

信雄書判

高木九助殿

〔寛政重修諸家譜〕

三百十九 高木廣正 長次郎、七郎右衛門、九助、筑後

信雄、廣正か小牧長久手の勤勞

を賞し、尾張國智多郡常滑郷(とこなへ)のうちをいて、五百貫文の地を宛行ふへきむねあるにより、このおもむき東照宮に言上せるのところ、領掌すへきのよし仰をかうふる、十一月十六日、信雄より采地の判物を與へ、六年の間知行す、○上 下略

○廣次、信雄ニ鷹ヲ進ムルコト、本月十五日ノ條ニ見ユ、

十七日、丑羽柴秀吉、近江坂本ヨリ書ヲ加藤茂勝嘉ニ與へ、美濃大垣城ヲ稻葉一鐵ノ留守居ニ渡シテ、速ニ歸陣スベキヲ命ズ、

羽柴秀吉自筆米穀渡方切符

松江市 桑原太郎氏所藏

原寸 縦〇〇・二六六 横〇〇・三〇三

米ノ量
 一斗
 一石
 一石
 一石
 一石

米
 一斗
 一石
 一石
 一石

〔近江水口加藤家文書〕 一

十五日書狀、今日至坂本到來、披見候、其方事城を稻伊留守居之ものこ相渡、早々可歸候也、

十一月十七日

加藤孫六殿

秀吉(花押)

○秀吉、茂勝ヲシテ、大垣城ヲ守ラシムルコト、十月七日ノ條ニ見ユ、羽柴秀吉、松浦重政ヲシテ、京都ニ於テ使用スベキ米三百石ヲ渡付セシム、

〔桑原羊次郎氏所藏文書〕 ○出

八木三百石、きやうにてつかいよう候よし、大さかより申し候、此うけとりしたいこわたし可申候なり、

天正十貳年十一月十七日

まつら

(花押) ○本文書ハ秀吉ノ自筆ニカ、ル、

北條氏政、徳川家康ノ老臣酒井忠次ニ書ヲ與ヘテ、羽柴秀吉トノ媾和

天正十二年十一月十七日

天正十二年十一月十七日

一八二

ノ情況ヲ問フ、

〔田島文書〕○肥前

北條氏規
氏政詳報ヲ
求ム

對美濃守給候書狀披見申候、抑重而家康御出馬之由其聞候間、無御心元候處、羽柴惘望、
因茲被遂和親由、誠以肝要之至、不及申立候、委細模様承度候、爲其氏直以飛脚申候
条、及一翰候、具回報待入候、猶重而可申候、恐々謹言、

十一月十七日

氏政(北條)(花押)

酒井左衛門尉殿(忠次)

○北條氏規、忠次ニ尾張・美濃ノ戰況ヲ問フコト、七月二十六日ノ條ニ、秀吉、織田信雄・家康ト和ヲ講ズルコト、本月十五日ノ條ニ、家康、三河岡崎ニ兵ヲ收ムルコト、同十六日ノ條ニ見ユ、

北條氏直、武藏王禪寺ヲシテ、同寺領同國都筑郡ノ地參拾貫文ヲ安堵セシム、又同寺ノ諸役ヲ免ジ、竹木伐採ヲ禁ズ、

〔武州文書〕九都筑郡麻生王禪寺所藏

武州都筑郡麻生郷之内王禪寺領參拾貫文、如先御證文不可有相違候、猶修理勤行無怠慢

可被勤候、仍狀如件、

天正十二年十一月十七日

氏直(北條)(花押)

王禪寺

小机城用ノ
時ハ印判ヲ
以テ命ズベ
シ

武弼王禪寺之山竹木不可切、若押而切取者有之者、可有披露、小机城之用之時者、以印判可申付、堅可有成敗者也、仍如件、

天正十二年十一月十七日

江雪(板部)奉之

蓮乘院

東持院

蓮乘院

東持院

陣夫

王禪寺領久米陣夫壹人、同定之外、爲守護不入諸役令免許候、并竹木不可伐取、其外横合非分之儀至申懸者、急度可被申届者也、仍如件、

天正十二年

天正十二年十一月十七日

一八三

天正十二年十一月十七日

(北條氏虎臣)

素印

十一月十七日

江雪 奉之

一八四

王禪寺

〔参考〕

〔新編武藏風土記稿〕

八十六 都筑郡之六 王禪寺 村ノ東ノ方、山ノ上ニアリ、星宿山華藏院ト
 願ル大寺ナリ、古ハ久良岐郡金澤稱名寺ノ末ニシテ、禪・律・眞言ノ三宗ヲ兼學セシト云、今ハ京醍醐三寶院ニ屬
 シテ密教ノミヲ奉セリ、開闢ノ來由ハ詳ナラス、寺傳ニハ、孝謙天皇御靈夢ノ告ニヨリ、當村ノ小名光カ、谷ノ土
 中ヨリ、一寸八分ノ觀音ヲ穿出サシメ給ヒ、伽藍ヲ御創建アリ、年ヘテ破壞セシヲ、崇徳院ノ御宇御再建アリシナ
 トイヘト、コレハ全ク後ニ設シ妄説ナルヘシ、孝謙帝佛ヲ信シマシマセシニヨリ、附會ノ説ヲナセシモノ、コ、ニ
 モカキラスアマタアリ、又崇徳院ノ頃ハ、世ノ中ヤウノ、オタヤカナラス、カ、ル東國邊鄙マテノ御結構ニ及ハサ
 ルヘキヤウナケレハ、トカク古ノコトハ傳ハラサルナラン、サレト古利ナルコトハ、今ヨリモソノ境内ノサマヲハ
 シメトシテ、誣ユヘカラサルコト多ク見ユ、小田原北條家役帳ニ、麻生内王禪寺領五十貫文トアリ、是永祿ノ頃ナ
 リ、天正ノ頃ノ文書ニハ三十貫文トノス、カクアママタノ寺領アリシコト、鎌倉將軍家時代ヨリノ名殘ナルヘクモオ
 モハル、御當代ニ至リテモ、寛永十九年寺領三十石ノ御朱印ヲ賜ハレリ、境内モマタイトヒロシ、土人ノ傳ヘニイ
 ツノ頃カ當山ヲ關東ノ高野山ト號セシト、ソノ地ノサマヲウツサントセシニ、山内ノ谷々九十九アリテ、百谷ニタ
 ラサリケレハヤミシトイヘリ、コレハ設シ話シナルヘケ 二王門 四間ニ二間半、前ニソコハクノ石階アリ、ソ
 レト、境内ノヒロキコトハコレニテモハカリシルヘシ、 石階 二王門ノ内ニアリ、本堂 七間四方南向ナリ、大悲閣ノ三字ヲ扁ス、本尊ハ觀音、木ノ坐像ニテ長二尺八
 寸ハカリ、コレハ後世造シモノナリト云、昔ノ本尊ハイツノ頃カ失ヒテ、今ハ
 ナシ、前ニカクル所ノ鰐口ニ刻シテ云、奉奇進相州小田原西光院圓盛武州星
 宿山王禪寺常住トシルシ、裏ニ元龜二年十二月吉日諸願成就皆令満足トアリ、寺寶 古文書五通 ○中略、前掲
 一月十七日附北條氏、 客殿跡 本堂ノ巽ノ方ニアリ、近キ頃回祿ニアヒテ再興セス、又庫裡等モコノツ、キナ
 直安塔狀等ニカ、ル、

稻荷社 堂ニ向テ左ニ 青龍權現 同ナラヒニ 寺中 金剛院 本堂ヨリ西、持明院 同南ノ方 東持
 院 同南ノ方ニ 寶幢院 同西ニ 蓮乘院 同西ノ方

土佐長宗我部元親、柳瀨孝重ヲシテ、祖父五郎兵衛尉ノ、楮左古道尋
 ヲシテ、父柳瀨道重ノ所領ヲ繼ガシム、

〔靈簡集拾遺〕 ○土佐

里表新給貳町之内一町、祖父五郎兵衛尉任讓與宛行候、全可有知行候也、

(天正十二年) 十一月十七日

(長宗我部) 元親 花押

柳瀨左兵衛殿

(孝重) 右兵衛殿、寫違殿、

〔柳瀨文書〕 ○土

佐

楮左古名并里表新給二町之内壹町、親五郎兵衛任讓與宛行候、全可有知行者也、

天正十二年

十一月十七日

元親(花押)

(近藤) 楮左近源左衛門尉

天正十二年十一月十七日

一八五

楮左古名

柳瀬祖父五郎兵衛

〔達上聞知行配分事〕

一里表御新給貳町

〔之内壹町御瀬名本右兵衛〕 付、

一楮左古名并里表御新給貳町之内壹町、楮左古名本源左衛門付、

右之兩人御判形有、

一柳瀬名之内字名細小見、壹反拾井かうの谷屋敷壹所、爲名本分〔行カ〕分同名解由付、是〔上伐に〕以上伐にて無之、吉野にて定所也、右之条々柳瀬・楮左古惣領庶子之間、至末代無隔心可爲深重者也、仍執達如件、

天正十二

野中三郎左衛門尉

十一月廿八日

親孝(花押)

楮左古源左衛門尉 ○傍註ハ、土佐國靈簡集・南路志ニ據リテ補フ、

〔參考〕

〔柳瀬文書〕

○土佐

名本分

柳瀬下楮左古ハ惣領庶子ノ關係

野中親孝

惣立番

からさこ名代爰許まで罷越由候、惣立番等以下まで、在所なみに可然候、いか、被申付候哉、恐々謹言、

十二月廿七日

元親(花押)

野中殿

〔土佐諸家系圖〕

○土佐 柳瀬氏略系圖

宗徳力 安丸五郎兵衛尉、後号「柳瀬」、移三于柳瀬名、仕三山田大中臣家一修二真 知行一、改三安丸一號三柳瀬一、法名云三長樂一、後建三立一寺一、○下略

道重 柳瀬五郎兵衛、右兵衛尉、柳瀬城主、天文十三甲辰山田元義滅亡、同十五丙午三月十五日、内田高保ヨリ兵法之書三十卷ヲ授、同十六年六月吉日、和食左衛門大夫親忠狀并知行可三配分ニ之狀一通有レ之、弘治三年正月六日、覺〔世脱カ〕之狀一通有レ之、其文ニ曰、以三心遣一當山相果、忠節神妙之語有之、名宛雖レ不レ可レ知、可レ成三五郎兵衛公一、同年同日於三山田一而戰死、法名天徳山法岸居士、葬三与樂山一歟、考レ以二一書一、山田滅亡者弘治ヨリ十四ヶ年以後、天文十三年ニ當ル、山家臣大久保美作守浦戸城責之時戰死歟、以二蠱簡集ヲ以テ考ルニ、弘治二年丙辰、滅三敵山田氏一永祿三年襲三取於本山一、又云、弘治二年、於二楮佐古村一建三立天徳山福泉寺一尙可ニ參考一云尔、

孝重 柳瀬右兵衛尉、柳瀬城主、天正十二甲申十一月十七日、仕三元親公一、里表新三二町之内一町、祖父五郎兵衛任三讓宛一、全可レ知行三折番一通、并天正十二年十一月二十一日、野中三郎左衛門添書一通有レ之、同十六年戊子地檢帳ニ曰、柳瀬名六町十九代、殘 扣レ之、同十六年野中三郎左衛門給一通、孝重ト迄有レ之、從三野中三郎左衛門一之、實名孝重ト云歟、

道尋 初三郎左衛門、後源左衛門、生三柳瀬村一、移三住于楮佐古村一、前領主梶原太兵衛景久七名之主也、所謂七名トハ、黒代・安丸・神通寺・上池・下池・梶佐古也、此梶原者、往昔承久之乱ニ一族散駿州狐崎ヲオ

天正十二年十一月十七日

一八七

天正十二年十一月十八日

一八八

イテハ人討死シ、一類一人遁去テ、來ニ于當國、所々押領シ雖レ領レ之、至ニ景久一滅亡シ、柳瀬父子此所ヲ領ス、故ニ改ニ柳瀬ニ而号ニ椿佐古、父五郎兵衛此地ニ使ニ隱居、故ニ宝器等皆藏爰ト云、○下略

十八日、寅、羽柴秀吉、松倉勝重ノ戦功ヲ賞シ、右近大夫ノ稱ヲ與フ、

〔多聞院日記〕卅一 大和 十一月十八日、

一松藏勝重右近々敷○多聞院日記略、「々敷」烟ニテ無比類働トテ、筑州ヨリ右近大夫ニ被成了、

〔参考〕

〔多聞院日記〕卅一 大和 十一月廿日、於今井從學侶引替、以越智郷新坊方寺門反錢百

石被渡候間、○多聞院日記略、コノ次ニ、「備前左衛門大郎遺請取之内、十

近・豊浦修理・澤田三人、越智郷代官之間、三人シテ沙汰之故也

〔筒井諸記〕二 筒井三姓 和刃筒井流藤原姓 世ニ横田家ト云、元

松倉弥七郎藤原政秀 父筒井氏某、母横田、物部姓也、和刃添上郡横

田領主、室河劔畠山氏ノ族小野方綱ノ女、

勝重 壽福院圖形ニ在之印鑑ノ覺、

野間忠治・千石正定、連署シテ、美濃惠利寺ヲシテ、其佛供田並ニ山屋敷ヲ安堵セシム、

勝重等興福寺領大和越智郷代官

檢地

千石正定

野間忠治

〔惠利寺文書〕

濃○美

〔勝重〕此レハ秀吉公

御代之時也、

當寺佛供田壹反并山屋敷御檢地之上にて御寄進なされ候、爲其兩人折昏如此候、恐々謹言、

天正拾貳

千石助右衛門尉

十一月十八日

正定(花押)

野間重右衛門尉

忠治(花押)

惠利寺 玉床下

○忠治、正定共ニ何人ノ下代ナルヤ未ダ詳ナラズ、ナホ稻葉一鐵、領内ニ檢地ヲ行フコト、十月二日ノ條ニ見ユ、

二十日、辰、羽柴秀吉ノ奉行小出秀政・伊藤秀盛等、舊ニ依リ、安井定次ヲシテ、河内久寶寺屋敷ヲ安堵セシム、

天正十二年十一月二十日

一八九

天正十二年十一月二十日

一九〇

〔安井文書〕

○攝津

請米
請所

今度久寶寺請米之儀付而、寺沢藤右衛門糺明候、雖然各爲肝煎去年五拾石之請米之候之
を、百石之請所之相定候、然上者屋敷かた一圓此中如有來其方可爲進退、聊不可有相違
候、仍狀如件、

天正十二

伊藤太郎左衛門尉

十一月廿日

秀盛

蔭田久勝

蔭田平左衛門

久勝

石河光茂

石河加介

光茂

一牛齋能得

一牛齋

能得

小出甚左衛門

秀政

安井清右衛門殿

御宿所

〔安井系譜〕

○攝津

豊臣秀吉天下一統ノ上、久寶寺村屋敷一圓在來通可賜旨ノ折紙、豊臣家奉行衆連判、

天正十二年十二月廿日附、右同名當、

右四通之折紙 ○本文書、並ニ天正九年正月廿五日附安井定次宛織田信長朱印狀、天正十年六月四日附安井
定次宛神戸信孝安堵狀、天正十三年卯月十五日附安井定次宛織田信雄安堵狀ノコトニカ、ル、
久寶寺村一族屋敷ノ證文ニ付、勘助所持ノ處、同人五子忠右衛門子徳川家碁所ヲ蒙リ、
保井六藏後チ筭哲次吉ト云ヒ渡ス、又次吉次男奥州岩城内藤左京家來保井勘左衛門エ渡
シ、所持罷在ル由、右四通寫私所持、○上
下略

○織田信長、安次ヲシテ、久寶寺屋敷ヲ安堵セシメ、諸役ヲ免ズルコト、九年正月
二十五日ノ條ニ、神戸信孝、又之ヲ安堵セシムルコト、十年六月四日ノ條ニ、織田
信雄、久寶寺屋敷ニ陣取ヲ禁ズルコト、十三年四月十五日ノ條ニ見ユ、

羽柴秀吉、川副徳ノ母、並ニ其一族ノ居屋敷ノ地子及ビ諸公事ヲ免除
ス、

天正十二年十一月二十日

一九一

天正十二年十一月二十日

〔川副文書〕江○近

面々居屋敷并諸公事令免除上者、聊不可有相違者也、

天正十二

十一月廿日

德母

河副久八殿

同 小八殿

同 喜八殿

同 作五殿

(羽書)
秀吉 朱印

一九二

〔参考〕

〔北岸善兵衛氏所藏文書〕

○近江日野町志上所載

乍恐奉言上候、

一屋舖 貳所 七右衛門

一同 壹所 治良左衛門

一同 壹所 與左衛門

年貢諸役ノ
免除ヲ請フ
延寶五年檢
地

一天正十二年十二月廿日(慶長七年)より、我々居屋舖諸公事御免除之御朱印從大閣様被爲成下、慥成御朱印御座候ニ付、寅の御檢地の時分御奉行所(慶長七年)右之御斷申上候得者、被爲聞召分、御年貢並諸役如先規蒙御赦免候、因茲、古御水帳にも無之候除地にて御座候、然る上者、此度之御檢地にも如先例被爲仰付被下置候者、難有可奉存候、御朱印之御事、於于今慥に所持仕罷在候、以上、

延寶五年

已十二月六日

蒲生郡日野大窪町

御朱印屋舖 七右衛門

同 治良左衛門

同 與左衛門

御奉行様

伊井掃部頭様御内(眞興)

藤澤左兵衛様

山縣新左衛門様

天正十二年十二月二十日

一九三

御横目

中 治兵衛様

差上申一札之事

一 屋舖

七右衛門

一〃

治郎左衛門

一〃

與左衛門

右三軒之屋舖、秀吉公御朱印所持仕候ニ付、今度御巡見御檢地御役人衆様之其段申上候處、如先規御高・諸役共御赦免被爲成下難有奉存候、右之通御尋被爲成候ニ付、書付差上申候、以上、

延寶七年

大久保町

未六月八日

七右衛門

治郎左衛門

與左衛門

多羅尾四郎右衛門様

一 右三軒之屋舖、秀吉公御朱印所持仕候段、御巡見衆御役人中に御斷申上候ニ付、如先規御年貢高並諸役等御免除之義七右衛門・治郎左衛門・與左衛門申上候通、少茂相違無御座候ニ付、私共判形仕差上申候、

延寶七年

庄屋

未六月八日

平 吉

藤左衛門

庄兵衛

一 寛文十二年壬子六月十一日に御代官所之御朱印之寫差上候、此時庄屋藤左衛門ニ御座候、

右之御沙汰延寶五巳四月廿四日に有、藤左衛門之渡し、其後同六年午四月十六日御朱印寫、彦根御檢地奉行山縣新右衛門・藤澤左兵衛御兩人之貳通差上候處、此内壹通江戸表之由申來り候、

議定一札之事

天正十二年十一月二十日

天正十二年十一月二十日

一九六

一此度我等住居罷有候御朱印屋敷、元頂戴人河副小八殿由緒相譯り候に付、當年より相改、年々正月神靈前に御鏡餅一重、四人之者より相備可申候、尤此内一軒當時絶家に御座候得共、相續人出來候上にて可爲同意候、右熟談議定仕候上者、互に違亂申出間敷候、爲後日爲取替證文、仍而如件、

明治二年

巳六月

要 治 印

七右衛門 印

惣兵衛 印

治郎右衛門 印

河副長次郎殿

御立會人

島崎金兵衛

岡本町 庄屋 彌兵衛

松尾町 庄屋 利右衛門

石原町 庄屋 篤藏

年寄 六左衛門

組頭 甚三郎

縣領御惣代

正野猪五郎

北條氏直、神祇大副吉田兼和ニ物ヲ遣リテ、其祓ヲ送レルヲ謝ス、

〔兼見卿記〕^七 十一月廿日、壬辰、自相州北條氏直去年遣被其返事在之、八丈嶋五

端到來了、左近士罷下、即使者右近允ヲ遣了、^{○下} 略

十二月九日、辛亥、^{○中} 相州之使者左近士折紙到來云、一兩日中令下國、北條左京兆へ

返事可相調之由申了、相意得之由答、^{○下} 略

○兼和、氏直ノ爲メニ、武運長久ヲ祈り祓ヲ送ルコト、十一年十二月二日ノ條ニ見

ユ、

大友義統、徳丸惟平ノ筑後高良山在陣ノ功ヲ褒ス、

〔大友家文書録〕^六 義統

^(大友) 義統賞徳丸賀右衛門尉筑後軍勞、作感牘、

天正十二年十一月二十日

一九七

八丈嶋五端

天正十二年十一月二十一日

一九八

今度小佐井左京亮以同心、遂在陣於所々軍勞、殊至高良山長々在山、辛勞感入候、彌可勵馳走事肝要候、必取鎮一段可賀之候、恐々謹言、

十一月廿日

義統 在判

德丸賀右衛門尉殿

○義統ノ將戸次道雪・高橋紹運等、筑後高良山ニ陣シ、龍造寺政家・秋月種實ヲ攻ムルコト、十月三日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔德丸系圖〕

○豐後

忠正 八郎兵衛

惟平 賀右衛門治部

賀右衛門

惟平 義統公ヨリ感狀ニ通賜、氏時公ヨリ德丸藤内左衛門賜奉書アリ、天正十五年三月

八日鶴崎合戦時、薩劔三大將之内野村備中守ヲ討、形部ハ妻栗玄蕃ヲ討ツ、

二十一日、巳、羽柴秀吉、近江坂本ヲ發シ、京都ニ入ル、

〔兼見卿記〕

七

十一月廿日、壬辰、○中磯谷彦四郎方申來云、明日筑州上洛也、可相

意得之由知來、祝着之由返事、侍從方へ申來也、○下

廿一日、癸巳、自坂本羽柴筑州上洛、路次へ罷出申禮了、侍從同前、

〔言經卿記〕

五

十一月廿二日、甲午、天晴、

一羽柴少將殿昨日上洛了、○下略、秀吉、從三位權大納言敘任ノコトニカ、ル、本月二十二日ノ條ニ收ム、

〔宗及茶湯日記〕

七 他會

同十一月廿二日坂本にて、上様御茶被下候、尾州・勢劔ノ御陣方御歸洛之刻也、

○秀吉、近江坂本ニ著スルコト、

本月十五日ノ條ニ、坂本ヨリ書ヲ加藤茂勝ニ與へ、歸陣ヲ命ズルコト等、同十七日ノ條ニ見ユ、ナホ秀吉、茶會ヲ催スコト、并ニ

茶會ニ臨ムコト、便宜左ニ合敘ス、

〔宗及茶湯日記〕

七 他會

同正月三日朝、山里ノ御座敷開、

秀吉様之御會始也、宗易 宗及

一床 虛堂ノ墨跡 面白ノカタツキ

井戸茶碗 シカラキ水指

天正十二年十一月二十一日

一九九

天正十二年十一月二十一日

二〇〇

坂本

同二月十五日、坂本ニ而御會アリ、

墨俣

同六月八日、尾州竹カハチノ城水せめニさせられ、落居候而、○秀吉、尾張竹鼻城ヲ降ス、コト、六月十日ノ條ニ見ユ、

大坂城

則翌日濃州すのまたにて御會アリ、

茶壺口切

秀吉様御會

人數

宗無 (中七) 宗二 宗及

同十月十日、於大坂御座敷

秀吉様惣ノ御壺ノ口切也、各公事取いたし候て、壺一ツツ、請取候て茶ヲ立申候、

四國 松花 捨子 掉姫 双月 常林壺 公方壺 (マ) ニウトンケ アラニ壺 (ミカ) 各のみ物を

一ツツ、持テ出申候而、釜も面々ニわかして茶ヲ立申候、

右之御壺共一度ニ口ヲ御切なされ候、

同十月十五日終日、秀吉様之於御座敷、各茶湯ヲ仕候、○下略、十月十四日、ノ條(補遺)ニ收ム、

同十二月一日朝、大坂山里ノ御座敷にて始テ御會也、四國ノ御壺 松花御壺 二ツ

、御茶被下候、

一去申十月七日朝、山里にて御會させられ、則はこいた釜ヲ拜領させられ候、

秀吉津田宗及ノ茶會ニ臨ム

〔宗及茶湯日記〕

十六 自會 同正月七日晝、秀吉様俄ニ御出、

爐ニ靄ノ釜 自在ニいもかしら

床かふらなし 薄板ニ白玉ヲ秀吉被成御置候、

せんかう茶碗 備前合子

〔宗及茶湯日記〕

七 他會 同三月一日朝 瀧川入道之會

秀吉様 宗及 後ニ富田平右

一床 キタウ墨跡、從秀吉様拜領也、

但紅屋宗陽文字也、

此墨跡、舊冬けつしよ之物ニ加候て秀吉様へあがり申候、并かたつきも上申候、即宗

陽ちくてん也、

〔宗及茶湯日記〕

十六 自會 同三月二日朝 秀吉様 (宗及) 金森(蜂屋)

床ニかふらなし 水も不入しきニ

臺天目

風爐 吉野釜五とくニ、金ノ合子

天正十二年十一月二十一日

二〇一

天正十二年十一月二十一日

籠 いもかしら

御手水之間ニ床ニ船子かけて、

かふらなし中へ引出し置、薄板ニすへ、水も入て、

立花

花秀吉御いれなされ候、

薄茶ひつみたるかうらい

書過迄御放なされ候、

セイノタカキウハ口、取寄テ御目ニカケ申候、

同日晝、上様御成 (津田) 隼人御會也、

一かふらなし 薄板 花足打ニ入而置、

一爐拜領ノウハ口釜 後ニせんかう茶碗

つるへ置合候、

座敷 佐久間忠兵衛所 (廣巻)

宗易御しやうはん也、

同十二月十二日晝、上様被成御成候、

津田隼人

山城岡崎ノ地

- 一床細口 薄色生而 薄板ニ
- 一爐はこいたかま 自在ニ
- 一はいかつき天目カス臺 籠ヨリ
- 一ひせんいもかしら 面桶

羽柴秀吉、上御倉立入康善ヲシテ、其所領ヲ安堵セシム、

〔立入文書〕

城〇山

山城岡崎内五拾五石之度、全可領知之者 〇上御倉采地簿「者」也、

天正十二年 〇同上書並ニ彰考館本 十一月廿一日 (羽柴) 秀吉 朱印

上御倉 (康善) 立入與一

〔上御倉采地簿〕

城〇山

山城國愛宕郡岡崎郷采地五拾五斛、天正十二年十一月廿一日、河内守康善主 于時稱、自後

羽柴秀吉、山城清涼寺ヲシテ、同國嵯峨ノ地九十七石ヲ安堵セシム、

〔清涼寺文書〕

城〇山

天正十二年十一月二十一日

天正十二年十一月二十一日

當所内九拾七石事、全可領知候也、

天正十二

十一月廿一日

嗟峨
釋迦堂

(羽柴秀吉)
朱印

德川家康、三河西尾ヲ發シ、遠江濱松ニ還ル、尋デ、羽柴秀吉、使ヲ遣シテ、家康ト和ヲ講ズ、

〔家忠日記〕 三 霜月

十九日、辛、新二郎所こふる舞候、會下へまいり候、

廿日、壬辰、日待候、

廿一日、癸巳、家康西尾より濱松へふかうす御通候、

廿二日、甲午、永良へ越候、

〔譜牒餘録後編〕

三十 小普請之五
松平縫殿頭組之上 三雲平左衛門

天正十二年、大權現様小牧表御對陣之時分、秀吉發向候者、調子合、一揆可起之旨被仰付、則御請申上候、○中略、三雲成持、家康ニ應ズルコトニカ、ル、四月七日ノ條ニ收ム、秀吉發向候得共、御一戰無之ニ付、右之

日待

家康和ヲ諾ス

秀吉富田知
信津田隼人
ヲ家康ニ遣ス

首尾相違仕候、御書之寫、

納馬付而、早々使者殊鱈到來候、寔懇意之至令祝着候、委細は酒井左衛門尉可令申候、恐々謹言、

十二月二日

家康御判

三雲新左衛門尉殿

〔靜岡縣本多家譜〕

一元祖、本國共三河、本多作左衛門重次

一天正十二甲申年十一月二十一日、德川家康殿濱松に被遊御歸、其日秀吉殿より使來て和を乞、御返事に信雄殿被頼申に依て手切いたし候得共、信雄殿和睦の上り於我子細なしと云々、○下略、家康、義伊ヲ秀吉ニ質トスルコトニカ、ル、十二月十二日ノ條ニ收ム、

〔豊鑑〕 二 袖露

○上略、秀吉、信雄和睦ノコトニカ、ル、本月十五日ノ條ニ收ム、その冬の比、秀吉卿富田左近・津田隼人を松平家一へ遣し、元來家一に遺恨互にあるにあらず、信雄卿とも平をなせしうへり、猶しかなり、上洛し給ふへし、萬かたらひ合へしと云やり給ふ、家一の秀吉卿僞はあらし、上洛すへしと宣ひぬれと、家の子とも、さる事あらし、秀吉卿よせ來り給ひ、これにてこそ皆命をひとつに落すへしと同し様に申ければ、家一もその義に同しうしたまひ、富田左

天正十二年十一月二十一日

天正十三年十一月二十一日

二〇六

近・津田(坂カ)を通されけり、○下略

○秀吉、織田信雄ト和スルコト、本月十五日ノ條ニ、家康、岡崎ニ兵ヲ收ムルコト、同十六日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔武徳大成記〕

十二 (徳川家康) 神君秀吉ト和議ヲナシ玉フ事

同月、秀吉大坂ニ歸リ、(瀧川雄利) 羽柴下總守及ヒ富田左近・津田隼人正ヲ濱松ニ遣メ和議ヲ乞フ、

石川數正和議ニ贊ス

神君家臣ヲ聚メテ相謀リ玉フ、石川伯耆守數正列ヲ顧ミス進ミ出テ曰ク、秀吉天下ノ半

ヲ領メ、諸將多ク其ノ下風ニ立ツ、大君ノ兵士ノ數秀吉ニ比スレバ半ニモ足ラズ、且ツ

北ニ上杉アリ、東ニ北條アリ、三方ノ敵ヲ受ケバ、タトヒ一旦利ヲ得ルトモ永ク敵シ難

シ、早ク和議ヲ許容シ玉ヒテ、萬歲ノ謀ヲナシ玉フベシ、神君怒テ曰ク、我レ寡兵ナリ

ト云ヒ、豈大兵ヲ畏レンヤ、今秀吉ト勝負ヲ決セズンハ、何レノ日ヲカ期センヤ、故ニ

答詞ニ及バズ、使者空ク歸ル、○下略、和成リテ、義伊大坂ニ赴クコトニカ、ル、

〔按合雜記〕

十五 一秀吉公織田信雄を頼み給ひ、家康公と和談の時、織田源五郎・

羽柴下總守・天野佐左衛門を使者として、和談之儀家康公に申入らるゝ處に、家康公三

家康和議ヲ容レズ

信雄織田長益瀧川雄利天野佐左衛門天野家康ニ遣ス

人に御對面あり、此度我等に上洛あれとの義の、中々おもひもよらずとの仰にて、推

參至極なる事を申越候、重て參り候(脱アルカ)かならず我をうらみ申べからずと仰有ける

に依て、此事調(セ)いざるに於てハ、秀吉出陣し有無を決しらるべし、毛利・浮田に四國

の加勢を添候へバ、長久手表の秀吉人數よりは十分も多かるべしと申上ければ、折節

家康公御鷹を据させられけるか、鞭を御取なされ、此鷹一据にて手配すべしと仰られ、

御嘲り、此うへにて秀吉出陣あらバ一合戰參るべし、若出陣おそく候(武田)ハ、東美濃へ

此方より打出て、昔信玄の取掠められたる土岐・遠山・惠奈三郡は是悲々々まづ申請

べしと三使(武田)仰渡されけると也、秀吉公聞給ひ、其大切なる事をはなはだ感しさせ給

ひしと也、

一右之後に秀吉公(長益)三州吉良ハ又三人を越し給ひて、いよく無事になされ候(脱アルカ)ハ、秀

吉の妹を進ずべしとの事を申入れ、様々扱(脱アルカ)いれる時に、家康公上意に、秀吉再往

和睦の事を申越候上に、また妹嫁にせんと(脱アルカ)の事は、能々無事を望るゝと見へたり、

此うへは三ヶ條のおもむき誓詞いたさるゝに於て、秀吉の望すべしと也、其三ヶ條は、

第一に秀吉の妹の腹に男子出生したりとも惣領にと申まじ、於長殿(秀忠公の御幼名、此時御八歳也)を惣

家康提出ノ條件

天正十二年十一月二十一日

二〇七

領に致すべし、第二に無事調ひ候上にて、於長殿を人質に都へ申請まじ、第三に、家康病死ありとも、只今迄御持の五ヶ國相違なく於長に進すへしとの事にて、秀吉自筆にて調へられて和談濟けると也、

家康公より結納の御使本多平八(平勝)に仰付られたり、平八御使を勤けるに、秀吉本多を側近く呼申され、家康に過たる本多平八といわるゝの汝か事かと申され、金銀をあたへたらば家康か中心いかゝとて、秘藏せられし定家の筆色紙に栗田口の脇指を副て是を給ふ、汝の天下の名物といわるゝ武士也、此二色もまた天下の名物也と申されて、平八を種々饗應ありしと也、

〔落穂集〕

三

(天正十二年)

一今年秀吉には、家康公と御和談被申度と有下心にて、先織田信雄卿と

和睦有、其後信雄卿へ家康公とも和平被致度之旨頻にたのみ被申こつき、羽柴下總守・

土方勘兵衛兩人を以、信雄卿を秀吉と御和順の義を被申越候處、家康公被仰候り、我

等儀秀吉へ對し少も疎意無之候得共、先頃小牧表へ出勢の儀り、其許より御頼に依て

止事を得す一戦にも及たる事候、然る所に其許と秀吉無事を調られ候上に於てり、

秀吉に對し我らの遺恨と有儀り毛頭無之候、秀吉方其許迄左様に被致度との義に候

信雄瀧川
利土方雄久
家康ニ遣
ス

い、向後い巳前のごとくに可申通と有御返答に付、御當家と羽柴家との御和睦相濟候

と也、○下略、家康ノ次子義伊、秀吉ノ養子ト爲ルコトニカ、ル、十二月十二日ノ條ニ收ム、

大友義統、柴田禮能ノ功ヲ賞シ、一門ニ准ジ、杏葉紋ノ使用ヲ免ズ、

〔大友家文書録〕

六

義統賞柴田禮能、(十一思)能或、(大友宗勝)從宗滴勵忠功、准門葉免著杏葉紋、○下略

先年於土州無比類忠儀、聊無忘却候、殊近年至所所被遂在陳軍勞之次第感悅無極候、

倍可被勵馳走事肝要候、仍從南北各中任入魂之旨、礼能事准一門、杏葉紋之事令免許

候、於當家者子細雖在之、□而顯其志候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

(十七)月廿一日

(天正十二年)

柴田銃前入道殿

義統在判

浦上道册

田原親家

十二月十三日、宗滴、授書于浦上道鉄、喜柴田禮能免杏葉紋於義統、○下略

柴田銃前入道事、於所々軍勞粉骨、殊連々奉公依勵馳走、(田原)親家以口入、今度南北国之

衆・同戸次道雪・高橋紹運、於陣中衆儀被申談、至義統取合故、被准門葉之由候、礼

天正十二年十一月二十一日

二〇九

天正十二年十一月二十二日

二一〇

農進退希代之面目不可過之候、累年召仕候之条、於愚老茂祝著之段、義統に能々被申達肝要候、可被得其意候、恐々謹言、

十二月十三日

府蘭在判

浦上長門入道殿

○大友宗麟ノ部將佐伯惟教等、土佐一條兼定ノ請ニヨリ、西園寺公廣ノ屬城伊豫飯森城ヲ攻ムルコト、元龜三年七月十九日ノ條ニ見ユ、ナホ義統、大津留鎮増ヲ宿老ニ列シ、杏葉紋ノ使用ヲ免ズルコト、便宜左ニ合致ス、

〔豊後諸士系圖〕

顧田叢史 二乾所收

大神姓大津留氏系圖

鎮増 幼名孫五郎、民部少輔、此昞天正十二甲申年十月八日、源義統ヨリ御座宿老中被召加、大友家紋被下也、

二十二日、午、甲從五位下左近衛權少將羽柴秀吉ヲ從三位ニ敍シ、權大納言ニ任ズ、

〔兼見卿記〕

七

十一月廿二日、甲午、自勸修寺亞相申來云、今度筑州任三位大納言、

松田政行

勸使菊亭晴
季我季通
久我季雅
花山院家雅

然間各在礼義、急可罷出之由使者云、様躰御知畏入之由答、重而遣使者、各仕立持參等相尋之、直垂、持參〔物脱カ〕、自万里少路侍從直垂借用之、即供遣之、予急速罷出於松田勝右衛門宿所、着帽子・直垂暫相待、午刻各着直垂城中へ來、先於外城各相待、各已前ニ勸使菊庭・勸修寺・久我・藤中將衣冠入城中、次各入城中、主殿之外之座敷ニ於テ屢各相待、於本殿四人之勸使三獻之儀式在之、其仕合各在之殿ヨリ慥ニ見之、一座菊、次勸修寺、次久我、次藤中將、向ニ新大納言秀吉卿、唯今之御使任三位亞相之儀也、菊庭四方、勸三方、久我四方、藤中將足付、新大納言秀吉四方也、初獻之次第、菊初之、次秀吉、次勸、次久我、次藤中將、二獻秀吉初之、次菊、次勸、次久我、次藤中將也、三獻之儀在之而勸使四人退出、秀吉卿至庭上被送出、度々之礼在之、次公家衆次第ニ在礼義、第一德大寺殿、次飛鳥亞相、次源大納言、次柳原、清華之衆、平民之衆打マシリ、位次次第也、太刀直進之、青華衆者細川之丹波守取遣之、其外各持參也、一礼次第退出、竹内刑式卿、次子也、然処、直ニ向勸亞相、今日仕合相談、久我四方之義、藤中將足付之義、中山黃門以外意趣也、菊所行歟、一應不審之所爲也、當番也、相談相番不參、

天正十二年十一月二十二日

二一一

天正十二年十一月二十三日

二二二

〔言經卿記〕 五 十一月廿二日、甲午、天晴、

一、○中略、秀吉入京ノコトニカ、今日大納言三位之勅許也云々、今日攝家已下各礼之被罷向了、

〔顯如上人貝塚御座所日記〕 ○山城 一秀吉坂本ヨリ上洛アリ、○秀吉、入京ノコト、二十一日ノ條ニ見ユ、叡威

アリテ三位大納言ニ轉任アリ、當日ノ様躰攝家ノコトシ、勅使菊亭前内府・勸修寺大納言・久我大納言・頭中將四人、

〔公卿補任〕 五十 正親町院下 權大納言從三位平秀吉 九、四十一 十一月廿二日任、同日從三位、

〔秀吉事記〕 ニ上略、秀吉、從四位下參議、古傳云、勞大者其祿厚、功多者其爵尊、誠哉、斯言、外以武吏治天下、内以正稅賑禁中、有闕則補之、誠未嘗有之吏也、以是天正十二年十一月廿二日、任從三位權大納言、尤爲重職、○下略、仙洞御所造營ノコトニ

○秀吉ヲ從五位下、左近衛少將ニ任ズルコト、十年十月三日ノ條ニ、内大臣ニ任ズルコト、十三年三月十日ノ條ニ見ユ、

二十三日、乙未、羽柴秀吉、丹波龜山ニ赴ク、

〔兼見卿記〕 七 十一月廿三日、乙未、○羽柴秀吉卿至丹州龜山下向云々、

攝家ノ如キ容態

大和布施郷火ク

北條氏直皆川廣照ノ屬城ヲ攻ム四月下旬ヨリ七月月上旬ニ至ルモ勝負決セズ氏直上州新田表ニ出動ス

○秀吉、京都ニ入ルコト、本月二十一日ノ條ニ見ユ、

大和鷹取城、火ヲ失ス、

〔多聞院日記〕 三十一 ○大和 十一月二十三日、

一鷹鳥ノ城ニ火事之、以外サハキ了、無殊儀、尤々珍重々々、同時ニ布施郷ニケ所燒失、魔障ノ至也、

下野皆川ノ皆川廣照、淺葉十郎左衛門尉ニ關東ノ形勢ヲ報ジ、上方ノ情況ヲ問フ、

〔皆川文書〕 二 ○下野

尙々、乍恐時々剋々御床敷奉存計候、以上、

去春以後者當國乱入、就中愚抱置候城共へ氏直被及調儀、其已來佐竹義重爲後詰出張、然間南衆對陣互構切所、從四月下旬至り七月上旬、勝負不付候處、○北條氏照奥州無事之計策種々懇望、無料簡血判以落居、然處南方裏表之扱以、上刃新田表へ被動候、前代未聞之扱、於關東八州可屬味方備、至り于今無之候、其後者拙者新地存立無由斷問、○龜以使者不申上候、本意之外候、將亦其御國之儀、羽柴筑前被及對陣候之處、於度々御勝利之段、天下

天正十二年十一月二十三日

二二三

無其隱候由風聞候、〔誠〕〔備〕家康御名譽不及〔申〕〔候〕、餘御無沙汰背面目〔候〕、單使者候、其御國〔之〕〔標〕御返言可被仰下〔候〕、先可申上候、御前様・御曹子様何茂御達者候哉、不斷申出迄候、殊去春御曹子様ヨリ一段之三種被下候、過分之至、難及御礼奉存候、可然様乍恐奉憑候、殊一種被下候、是又不淺令拜領候、可然御手合候、御馬可奉進上之由、雖心懸候、折節持合不申候隨、雖散々候、御馬進上仕候、御尊意相叶候へかしと奉念願候、遠境之事候条、万端御用之罷立候儀、誠々背本意候、此表無事候、被及聞召、可爲御大慶候、御用之儀、此御返報之具可被仰下候、不可存如在候、子供達者候、是又被及聞召、可爲御祝儀候、然者易座之白藥、又者例式用申候藥以下、此便一書被遊可被下候、必不可有御失念候、次上方之手成如何候哉、時々刻々御床敷迄候、我等如技量候者、羽柴ト者御無事之可罷成之由存候、委細此者可申上候間、不能具候、恐々謹言、

〔天正十二年〕
霜月廿三日

皆川山城守

廣照(花押)

淺葉十郎左衛門尉殿○伊藤本文書ニ據リテ校合ス、

二十四日、申、誠仁親王、法樂和歌會ヲ催シ給フ、

狩

茶湯
圍碁
將碁

田野ニ著ク

田野ニ滯留
ス

〔續史愚抄〕

五十 正親町院下

十一月廿四日、丙申、儲皇親王有某御法樂和哥御會、組題 百首、讀師

三條大納言、公國、講師藏人頭左中將慶親朝臣、〔中世〕講頌船橋前大納言、〔後賢〕 雅春發聲、雅庸卿記、

島津義久ノ老臣上井覺兼、居城日向宮崎ヲ發シテ、薩摩鹿兒島ニ之ク、

〔上井覺兼日記〕 二十 拾一月、

一廿三日、從田野使者也、拙者か嶋へ明日參上申候哉、然者明後日狩之儀申候、輒儀候、早々明晚罷越候て可目出之由也、祝着之由返事申候、大乘坊先日下候、礼之被來候、風呂燒せ候て、若衆中餘多寄合、茶湯・碁・將碁などにて慰候也、

一廿四日、從弘曉地藏并看經等申候、野村丹後守御酒被持來候、賞翫申候、鹿兒嶋へ參上打立候、大寺大炊助殿明日狩させ候て可然之由承候間、此晚田野へ着候、行司山本越後拯処へ留候、即大寺殿被來候、御酒など參會、〔下同シ〕深行まで山物語など申候、亭主越種々会尺共也、宮崎衆中長野談路守其外五六人同心申候也、

一廿五日、天氣惡候て狩不成候ゆ、田野へ逗留申候、早朝天神へ讀經共仕候、大寺殿より使預候、天氣散々式にて狩不罷成候、笑止之候、さて今時分之雨にて候間、明日天氣可宜候哉、左候ハ、明日狩可然之由承候也、御懇之儀承候、菟角毎々爰元罷通候之

無沙汰之罷過候条、御宿所へ參御礼可申候、其刻面を以、明日之儀等談合可申之由返
答申候也、當所衆中なと此方へ逗留申由候て被來候也、酒肴なと持來候、從大寺殿可
參之段承候間、礼申候、御樽とて百疋進之候、種々會積共被成候、薄暮之罷歸候也、
夜入候て大炊助殿子息御酒持せ被來候、前にハ參し候、尤礼として大炊助殿可被來候
へ共、会尺之御酒之酌酌候間、源六殿預之由也、大寺刑部少輔殿同心也、預候御酒又
者拙者酒なと參會、深更まで酒宴也、

一廿六日、此日も天氣惡候て狩不仕候、然者田野を早朝打立候て嶋戸(北條縣郡)へ着候、亭主御酒
なと振舞候也、

一廿七日、早旦打立候て、敷祢(鈴鹿郡)へ越着候、休世齋(般根縣)へ參候る一宿仕候、種々御会尺共也、
一廿八日、荒神へ別る祈念等申候、休世齋又々御會尺也、拙者持せ候水鳥なと座中にて
調味させられ、種々之儀共也、聽る出船仕候て、向嶋白濱へ着船候、大乘坊同船仕

候、四方山之物語なとにて慰候、此日鹿兒嶋へ渡海之志候処、明朝弘曉之御鷹狩之
爲、太守様當島(島津義久)へ御渡海之由風聞候間、とても明朝出仕罷成ましきと存候て、此夜ハ
白濱へ留候、大乘坊と周易之物語なと仕候て慰候、召烈候者之内、伊勢物語持合候と

田野ヲ發ス
嶋戸ニ著ス

敷祢ニ著ス

白濱ニ著ス

義久向島ニ
鷹狩スベシ

周易
伊勢物語

鹿兒嶋ニ著
ス

義久忠棟ノ
亭ニ赴ク

て見せ候、然者一二段なり共承度之由申候間、大方讀候て聞せなと候て、長夜之旅泊
を慰候也、

一廿九日、當嶋權現之別る讀經等仕候、亭主種々會尺仕候、聽る出船申、鹿兒嶋へ參
候、即鎌田刑部左衛門尉殿まで、參着申候由申候、此日忠棟(伊集院)へ御光儀也、然者拙者祖
候之由被聞召付候、早々忠棟宿所へ可罷出之通、鎌刑拙宿へ被來承候、聽る鎌刑へ打
付罷出候也、御座躰、上座太守様、客居兵庫頭殿(島津忠平)・意外・新納武藏守(忠元)・奥之山左近將
監、主居圖書頭殿(島津忠長)・賀雲(飯沼重加)・拙者・忠棟也、御汁事にて候間、於御前鶴之調味也、瀬戸
口阿波介被仕候、御使衆なと皆々平敷居より下之并居候て、御汁受用被申候、終日御
會尺、御酒宴共也、奥左・松尾与四郎鞍共仕候、唄者一王雅樂助也、幸若弥左衛門尉(河野通貞)
父子祖候申候て、時々舞なと也、四方山之御雜談なとにて、御酒宴過候へハ、深行こ
御歸殿被成、

一晦日、早朝出仕申候、如恒例、宮崎越之水鳥廿進上申候、阿多掃部助殿(忠秋)にて申上候、并
南蛮犬今度從有馬殿預候、餘々珍犬にて候間、進上申候由申上候、即上覽被成、御祝
着之由也、此日武庫様御宿へ參候、即御見參被成、御酒御寄合被成、圖書頭殿・忠

有馬鎮貴ヨ
リ贈ラレシ
南蠻犬ヲ義
久ニ進ム

幸若舞

義久南蠻犬
ヲ殿中ニ飼
育スルノ可
否ヲ占ハシ
ム

奈古八幡祭
禮出陣ノコ
トニヨリテ
延引ス

天正十二年十一月二十四日

二二八

棟・本田下野守殿などへ水鳥進之候也、拙者も同礼儀之各へ參候、いつれにても御酒也、此晚阿多掃部助殿にて、南蛮犬殿中へめしをかれ候て可然候するやの御占させられ候へハ、不宜候条、先々御望にて候へとも、拙者飼置申候て可然之由、蒙仰候也、
○覺兼、肥後ヨリ宮崎ニ歸ルコト、十月十九日ノ條ニ見ユ、

〔附録〕

〔上井覺兼日記〕 二十 拾一月、

一朔日、歸宅申候とて衆中各被來候、酒肴など持來候、諸寺家衆など同前、○覺兼、肥後ヨリ宮崎ニ歸ルコト、

十月十九日ノ條ニ見ユ、

一二日、如常、(宮崎郡)奈古八幡九月之御祭礼、就御出勢之儀指延候条、○義久、兵ヲ肥後ニ出スコト、九月十日ノ條ニ見ユ、此

日御祭礼成就申候、拙者參詣申候、規式如恒例、

一三日、(尾)昆沙門へ別る看經仕候、(瓜)瓜生野八幡御祭礼も九月者差延候条、今日成就仕候、拙者代之西方院參詣之由申候、(宮崎郡)海江田御伊勢之御祭礼今日にて候間、爲參詣彼方へ越

候也、酉刻計御伊勢へ參宮仕候、御弊頂戴申候、神事如舊例、(流儀)鎗流馬見物申候、從夫大

宮司処にて種々會尺申候、深更之彼所罷歸候、餘々更候間、(全世)恭安へ參ハ不成候て内山

へ留候、

上井恭安肥
後ノ情況ヲ
覺兼ニ問フ

一四日、從早朝各來候、酒肴など持來候、參會候て賞翫共仕候、(紫波洲時城)恭安よりも早々城へ可

罷登之由御使也、諸人來候、見參共申候故、遲參非本懷候、臆る祝候可申之由御返支

申候也、未之刻計城へ登候、種々御會釈、持參之御酒など參候、此度肥後表之様子等

御尋共候間、閑談申候、此晚中之城へ參候、御酒にて良久御物語也、此夜拙者肥後表

へ乗候つる船着岸候、此夜ハ折宇迫(生)へ留候、(宮崎郡)

一五日、早朝ねらひ之出候て、鴨一鉄放にて仕候、左共候て、船湊へ入候など見申慰候

也、此晚内山のことく歸候、

一六日、圓福寺・木花寺・蘇山寺銘々之御酒持せ御座候、參會閑談候て賞翫仕候、此日

昨日射候水鳥老者衆へ寄合候、終日酒宴也、各忝之由共申候て、皆々沈醉仕候、此晚

鎌源越にて候、茶湯會尺仕候、深更まで物語共也、(鎌田源左衛門尉兼改)

一七日、鎌源早朝寄合候て、從夫同心にて狩之立候、仕合あしく候て鹿一取候、

一八日、中城我々へ御寄合之由承候間、早朝參候、種々御會尺共也、從夫拙者ハ狩之

覺兼狩ノ爲
メ野嶋ニ赴

天正十二年十一月二十四日

二二九

天正十二年十一月二十四日

一一〇

爲、船より野嶋(宮崎郡)へ行候、從豊後風呂呂三所持候、船元こ候つるを、鎌源一望之由候て、撰候て被取候、不謂儀之由申候て笑候、酉之刻計野嶋へ着船候、長命と申者會尺申候、種々之儀也、珍酒なと候て沈酔申候、從夫白鬚之大宮司所こ留候、此夜狸一取候、一九日、野嶋佐司會尺仕候、種々馳走申候、此日狩させ候へ共、無然々儀候、從夫伊比井へ行候、大宮司會尺仕候、色々奔走仕候、此夜ハ假屋へ留候、恭安様より拙者會尺之爲、神九郎(上井)・蓮香加賀守なと御遣候間、種々之儀也、一十日、正祝會尺申候、色々馳走申候、此日も狩こ立候、鹿三取候、拙者一射候、此夜ハ富士こ留候、從中城投人來候て、殊之外會尺共申候、一十一日、此日も狩させ候、鹿一取候、飢肥と拙者領内堺なといまた見す候間、次こと存候て、此夜ハ山中こ留候、山宿にも酒肴なと人々持來候て慰候、一十二日、早朝打立、山境なと委見候て、直こ内山へ通候、此暮長野より明日恭安様申請候する、我々も勿論之儀候、其御酒とて持來候、賞翫仕候、一十三日、從夜前くさこ振付候て伏居候、恭安様入御候て、くさいか、候哉之由被仰候、罷出懸御目候、今日ハ長野より申請候、我々へも恭安様御會尺別る頼由共申候

くさヲ患フ

処、養性氣笑止こ存候、先々早々御出可目出候、養性申候て若々能候ハ、御酒之刻可罷出之通申候也、終日長野にて恭安様へ御會尺申上候、御帰鞍之砌、又々御出候て看病被成候て、懸る御帰也、各くさいか、之由申候て來候、

一十四日、恭安様よりくさいか、之由被仰、神九郎御遣候、并奥より酒肴なと被下候、

中城よりも御使預候、圓福寺・蘇山寺なと、此外諸人くさ尋候て來候、兒玉新三郎

夜前狸取候由申候て持來候、九比良弥右衛門尉猪丸一持來候、○下略、家久、戸次道雪等ニ使ヲ遣スコトニカ、ル、十二月四日ノ條ニ收ム、

一十五日、看經等別る申候、安樂阿波介処にて老者中寄合候て、拙者へ御酒振舞候由申候間、彼方へ行候、種々會尺共也、從夫直こ如宮崎罷歸候也、

一十六日、早朝より拙者罷歸候とて人々被來候、酒肴なと持來候、伊集院衆鷹師有川方當所へ領地こ越候とて礼こ被來候、良久鷹之儀なと物語也、御酒持被來候、即賞翫仕候、西侯七郎左衛門尉御酒持來候、是も同前、泉長坊去三日打立せ申、鹿兒嶋へ肥後表靜謐之御祝言こ進上申候、二三日前帰宅候間、尤海江田へ越候て御返事可申候へ共、急度拙者帰宅申候する、相待被成へき由、加治木但馬拯申候間、其分こ候、然者

宮崎ニ歸ル

天正十二年十一月二十四日

一一一

京都ノ反錢
日向國兩院
未進

天正十二年十一月二十四日

一一一

吉利忠澄
頭新納久時
ニ反錢ノ事
ヲ申渡ス

立花

御返事、永々肥州表へ在陳仕辛勞申候、其故九州之事屬御幕下候、千秋万歳目出被思召候、尤御使などにて御礼可被仰処之、遮る使僧進上申候、御大慶之由也、如何様近日中參上申候覽、其刻御礼可蒙仰之通也、將亦寄合中より先年京都反錢當國兩院未進之所々共候、此等之儀近々可申調之由也、谷山志广極、是又兵庫頭殿へ此度御供申忝之儀共御祝言、彼是直之參上申候て可申入之処、就御祭礼之儀急候て罷歸、背本意候由申候て、去五日進上申候、是も御返事、今度於肥後表被仰談候、御祝着候、殊之彼堺事能共罷成候、御満足御同前之由候、并隼御旅中御望之由御物語共候つる、就夫進覽申候、是又珍重之おほしめされ候、殊之御所好之模様之見得候、御自愛別儀有まじき由也、使之御見參被成、影之座に、宮原伊賀守相伴之御會尺被成由物語申候也、鷹師大嶋方も御見參被成候由申候也、此晚鎌源処へ行候、御酒之て閑談共也、敷（新納久時）越など被有合候て雜談也、此日吉利殿・綾之地頭へ反錢之儀、丸田左近將曹に申渡候、野久美之口之普請させ也。（備脱カ）

一十七日、今度於海江田狩之猪・鹿、衆中達へ振舞候、種々御酒・茶などにて閑談共仕候也、厩作せ候番匠などへも御酒之る慰候、此日立花之具取之出候、歸るさこ同名右衛門（上井兼成）

反錢ノ事
諸所ニ觸ル

蹴鞠

尉可來之由被申候間行候、衆中十人計同心申候、種々會尺也、深行（更下同シ）まで閑談共申候、吉利殿・綾へ遣候丸田方歸候、吉利殿へ御留守にて候つる間、谷山名字之人へ申置候由也、新納縫殿助殿ハしかとにて候間委申候、反錢一度未進候、聽る可調之由也、一十八日、觀音へ看經別る申候、反錢未進之儀、高城・財部・富田へ泉鏡坊にて申候、都於郡・穗北へ中村内藏助之る申候、清武・田野へ有馬肥前守にて申候、穆佐・藏岡へ野村彦七にて申候、飯田へ書狀之る申候、此日大乘坊入峯候て下向候よろこひに行候、種々會尺也、此夜ハ瀬戸山大藏丞処へ留候、色々馳走共也、

一十九日、曉越之立候、歸るさに大乘坊粥振舞也、從夫種々會尺也、此晚柏原殿庭にて鞠也、我々之水鳥被振舞候、深更まで御酒にて閑談也、此晚か之嶋談儀所、曾井へ灌頂（備下同シ）之御越被成候、次之拙者へ御礼と候て、満願寺まで御着也、目出之由、同名右衛門尉にて申候、拙者罷下候る可申入候へ共、此間打續御行事之由承及候間、定る御窮（備下同シ）嘸たるへ候間、態不罷出之由申候也、明朝御光儀候ハ、乍聊尔御時可參會之段申候、

一廿日、談儀所御登也、先御礼茶如常、左候て祝儀之二百疋進入申候、食籠肴にて樽一荷御持せ也、寶持院始る我等之見參候とて百疋持せ也、聽る御時參候て御酒也、御

天正十二年十一月二十四日

一一三

金ノ五明

時過候て茶湯之座ニ申候て御茶申候、從夫又御酒也、其後點心參候、細定院持せ之御酒など也、觀千代懸御目候時、談儀所御持之御酒參候、御酌被成候也、觀千代ニ中紙一束・金之五明被下候、色々酒宴などにて御歸輿被成、

一廿一日、弓削甲斐介殿子息元服之由承候、頻拙者名共付申候する事者斟酌千万候、忠忠棟棟などへ次次第被申候て可然之通再三申候、雖然頻憑之由候、彼在所へ可罷下之段被

申候間、其分候る名付申候、如常三献也、拙者へ二百疋預候、種々終日會尺也、聽聽る彼庭にて鞠也、深行深行まで酒宴にて罷歸候、衆中歴々同心申候、○中略、山田有信、日向耳川戰歿者ノ爲メ、六地藏造立ノ

コトニカ、ル、十三年、木脇刑部左衛門尉被來候、頃鹿兒嶋へ被參候、寄合中より奈須左近將監へ書狀被遣候、拙者も連判被仕之由候て、書狀被認候る持せ也、○廣勝之文言者、今度御出

甲斐宗運出

勢候て三四ヶ國靜謐候、○龍造寺政家、和ヲ請フコト、九月二十七日ノ條ニ見ユ、甲斐宗運何条按量共候哉、不罷出候、

島津氏阿蘇
氏ニ對シテ
ハ綺フベカ
ラス

然者此遺恨者次法第可被相届候、併阿蘇家ハ曾以御綺是有間敷由也、彼刑部小崎へ使として被指越候也、

一廿二日、弓削甲斐介昨日罷下候礼と候て、御酒持せ被來候、并弓削掃部左衛門尉、

山賊

一兩年前子にて候者山賊仕候故、領地等召離候て寺領ニ罷居候、種々佗申候間、路次を宥免申候、頻見參申候へかしと佗候間、見參申候、此日滿願寺穆佐にて灌頂被成候、左様之御酒寄合可有候、可參由承候間罷下候、種々御奔走也、談儀処より御使僧被下候、前刻於此方馳走申候御礼也、并順智房○室時郎鷄足釈門院進之候御礼承候、即御酒參會候也、從夫滿願寺庭にて鞠など蹴候て慰候、又々酒宴にて罷歸候、此夜拙宿にて敷越・柏將・野大○野村大次兵衛尉・同名右衛門尉など寄合候て、茶湯にて深行まで雜談共仕候、

二十五日、酉、羽柴秀吉、仙洞御所ノ造營ヲ巡視ス、

〔兼見卿記〕 七 十一月廿五日、丁酉、秀吉卿○羽柴仙洞之御屋敷へ被出云々、後刻聞之間、

不及罷出、今夜德雲軒所ニ逗留云々、

廿六日、戊戌、秀吉卿早天妙見寺へ飯城云々、○下

〔言經卿記〕 五 十一月廿五日、丁酉、天晴、

一羽柴新大納言殿院御所御屋敷見物ニ御出也、堂上衆各參會也云々、

○秀吉、仙洞御所經始ノ繩打ヲナスコト、十月四日ノ條ニ見ユ、

下總大谷口小金城ノ高城胤則、同國惣代社ニ法度ヲ下シ、神前大神樂

秀吉德雲軒
全宗ノ亭ニ
宿ス
妙顯寺ノ城
ニ歸ル

堂上衆參會
ス

天正十二年十一月二十五日

二二六

執行中ノ喧嘩・口論等ヲ停止ス、

〔隨得集〕陸〇常

法度

右於惣代御神前大神樂執行中、喧嘩・口論横合狼藉等堅令停止畢、若此旨於違犯之族者、不撰老若男女貴賤、速可處嚴科者也、仍如件、

天正十二年 甲申

十一月廿五日

(高嶺) 胤則(花押)

神主殿

○胤則、惣代社造營番匠ノ掟ヲ定ムルコト、天正十六年正月十日ノ條ニ見ユ、

龍造寺政家、小川賢尙ヲシテ、其祖母妙泉尼ノ讓ニ任セ、肥前中原八町ノ下地職ヲ安堵セシム、

〔小川家譜〕

一 信俊戰死之後、〇信俊、戰死ノコト、三月二十四日、龍造寺隆信ノ島原ニ敗死スル條ニ見ユ、從太守政家公、嫡子九郎三郎(賢尙)ニ所給之附

與狀云、

小川信俊戰死

肥前國佐賀郡賀世之内中原八町下地職之支、祖母妙泉尼任讓與之旨、領掌肝要之狀如件、

天正十二年霜月廿五日

(龍造寺) 政家 在判

九郎三郎殿 (之カ) 進々候、

二十七日、紀春日若宮祭、

〔多聞院日記〕〇三十一 大和 九月十九日、

一 田樂頭屋事關付、爲談合、蓮成院ニ申合、(摩尼珠院) 摩尼へ入魂了、市兵來問、京へも明日可申談之通也、

廿四日、〇中 略 惣殊院・摩尼珠院學侶ノ使節ニテ頭屋ノ事被申間、治定了、三コンニテ酒進之了、

廿七日、頭役付、任先規學侶會合催之、日中飯申付之、觀禪院・惣殊院・摩尼珠院・尺迦院・宝壽院以上五師、淨順、(房下回シ) 專識、淨忍、陽教、延識、以上沙汰衆、供目代円忍、次ニ金勝院・淨ルリ院・堯舜、常如院呼了、兩奉行・承仕、唐院(顯乘 良円)、新坊海門、道乘・堯口請用了、終日遊宴了、〇下 略

天正十二年十一月二十七日

二二七

天正十二年十一月二十七日

二二八

田樂頭役

廿八日、

一昨日從衆中頭屋差ノ狀來、立文礼昏在之、
當年若宮祭礼田樂頭役之事、以御興隆之儀、兩頭被勤仕候者、可爲珍重之旨、衆中
集會評定候也、恐々謹言、

九月廿七日

沙汰衆等

(多聞院英也)
長實房權大僧都御房

本來ハ同宿へ可令給申給之由ト書之云々、本來下行無之、腰指下行使仕部申云々、今日
ハ不申出、去年も無之、

晦日、

田樂裝束

一田樂裝束ノ爲日記、摩尼院被來了、

十月七日、

一御幣并兒ノアコモヲリ、トノヤ又二郎煩敷申間、慶禪口入、郡山ノ者ニ申付之、

廿五日、

一笠ハリ又二郎ト牽入也、御幣ノ笠、此方ニテ沙汰之、

廿七日、

一小袖共日中過ニ仕立了、ハシノ坊被歸了、

廿八日、社參了、藤・善・イカ・西・圓城坊口入番匠以上五人在之、ツマトノ間漸出來、

南喜院見廻而、一重、ス、被持了、

廿九日、

一中門ノ北ニ三間ノカリヤ打了、長賢房ヨリ風呂燒了、

十一月一日、社參了、カリヤニツ沙汰之、ツマトノ間、對屋ノ北ノ縁出來了、藤・善・

イカ・西・与・藤二・笠、

二日、成身院講師沙汰之、來題引生無喜、一コン所カリヤ沙汰之、一坂人夫二人恒・維

行來、祐觀、甚五郎兒アカネ仕立來了、

一田樂兩人樂器持來、慈仙吸物ニテ酒進返了、或他事申、重テ尋可遣之由申歸了、對ノ

屋ノ破風出來、ツマトシラケテ仕立了、藤・善・イカ・西・与二郎、

三日、

一御幣串コヒキ申付之、別火ニテアラコモヲシキヒカセ了、

天正十二年十一月二十七日

二二九

田樂樂器

一 襦束裁始之、摩尼珠院・淨瑠璃院來了、
四日、報恩講金勝院在之、不出、物裁兩人來了、
五日、

一 菴來、小袖・アワセ裁了、政小袖ウラワターワ遣之、

一 福智堂西菴ヨリ綿七ワムシリ來了、

六日、絹ノ分悉以裁了、一坂人夫三人來、円城坊・常如院・堯舜、人夫一人ツ、來、

マコヨリ三人來、小三郎來、長印房下來、

八日、

一 襦束裁終ニ付、蓮成院ノ風呂ヲ借テ燒、各入了、夕飯申付之、

九日、アヤ小袖、ハリナラシ・白小袖 新調・アサキノアワセ 新調、以上何モ綿新入、ムシリ

ワタ五ワ入了、

一 善四郎センタナニキヤク沙汰之、イカツマトノ障子沙汰之、

一 兒ノアコメノ織物出來了、郡山市ノ与一郎持來了、百七十目在之、長一丈八尺、

十日、爲坊舍清祓、三惣官 大宮神主奥田 正預辰市・若宮神主呼、百座祓申付候、フセ廿疋ツ、遣之、

郡山市

大乘院尋憲
三十石ヲ助
成ス

一 御幣串平二郎・善四郎ニ申付候、一貫二百文ツ、ノ代米二石四斗ツ、ノ切符遣之、平

二郎三日ノテマ、善四郎十三日ノテマ、同切手遣之、今日ニテ上了、

十一日、米春了、下部ハ當方龍花院并大乘院殿二人、下御門二人、合卅人程ニテ、十五

石余出來了、

一 從大乘院殿御直書ニテ卅石御助成、寬齋・兩使ニテ被仰出了、忝事共也、

一 銀子一枚片岡脇名成了、則寬齋ニ渡上了、

十二日、寺内衆下部卅人雇、米春了、兩日卅二石程ツカセ了、白廿四石余在之、

一 伊賀番匠小太郎上了、作事何も悉出來了、

一 十市後室禪襦束被縫御合力ニ、各同道ニテ御上洛、則是へ御見廻、難有事也、祝着々

々、

十三日、從早旦十市後室後各筒井ノ道場ノ衆同道ニテ來臨、襦束終日被縫了、忝重恩也、俗ニ

テハ我等カ爲ニハ主君也、一口尊神ノ御扶持故如此也、摩・淨二人來テ、又キ様被申渡

了、

十四日、各々來臨、絹物分出來了、

十五日、各來臨、布物以下悉出來了、尤大慶々々、

一縁ノ下ノ土壇ニ石灰ヌラセ了、御同學房ナラテハヌル事不叶也、去々年筒井順慶頭屋ノ時、ヌリ度之由雖被申、不叶、寺門規模ノアトノタメ、雖憚入ヌラセ了、

十六日、十後ヤトヘ礼ニ出了、大乘院殿へ笛ノ笠見廻了、松葉以上廿荷、井山ヨリ被取寄被下了、笠ノハリ絹一丈二尺ソメテ上了、事之外御造作難有事也、

十七日、借物少々取寄了、堯蘭上了、十後ヨリ兩面ニ白小袖被仕立送被下了、忝事々々、

十八日、樂幣四人得度申付候、小三郎ハ德順・又三郎円善、以上幣持、孫六福恩・助七妙善頭、名ヲ付了、四人ヨリ一荷兩種捧之了、

十九日、一宝地院、惣殊院見廻被來了、マニ・淨ルリ、長絹タチ物悉成就了、

一十後今日下向札ニ出了、新木負所七石運上了、

廿一日、一經營衆雇、芋・大根コシラヘ了、東林院・西坊・円信など見廻也、過分々々、交名付、ハ、歸了、廻請各來書之、

廿二日、平ノ笠廿四枚從千手院調來了、以ノ外ノ造作也、銀ノ代共大方相濟了、糞束交合ニ兩人被來了、

經士〔部下同シ〕御幣ノ染昏調來、代二石渡之、樂器ノ綵色侍從調來、代一石也、助成之由申事也、雖然半分五斗可遣之通申了、

廿三日、座敷新疊敷、屏風曳、各見廻、十後ヨリ道具〔タカ〕且持藤七郎被上了、芋・大根以下切之、芹ソロエ了、

一笛笠一段御造作、大門様へ御見廻了、廿四日、糞束ノ交合了、一献用意沙汰之、

廿五日、交名付一献如常、各來臨、天氣快然也、一献之衆中ニ從大乘院殿笛ノ笠ニツ・マンチウ大折一・ミカンノ大折一・ツミマセノ小折三合・紬ノ絹衣并櫛十荷、福智院寛舜・兵庫御使以目錄送被下了、事々敷美々敷、誠事盡タル御懇志之仕合、難有忝事言慮非所及、御重恩之至極也、如此之義、古今ニ不可有之式也、現米卅石、此造作卅石、已上六十石ノ入目也、扱々過分餘身了、

一田樂ハ朝ノ間ニ交名付、一献本式ニ沙汰之、中間ニハ打置風情ニテ膳ニモセス、上ヲ

シキニテヒロキツ、ケニ、サウニ・セキハン・サウメン一抔ツ、ノ躰也、
 一御幣後夜ヨリ挿之、マニシユキン・淨ルリ院、兩人來沙汰之、別火、先餅ヲニテ酒進之、夜アケニ朝
 飯如常、別火ニテ申付之、夜ホノノト明ル時分ニ被仕立了、大方昨日コシラヘテ被
 置故ニ早速ニ調了、

一昨日經士兩人來テ、御幣ニハクヲ置之了、二石下行、常ノ式也、

廿六日、後夜ノ過ニ兒ノ眉ヲ作、ツシトノ・アンニ詠、成身院兒布施ノ新介ノ息、彼院ヨリコシラヘ
 テ被來了、

一大旨夜中ニ出仕、夜ホノノト明レハ、則田樂打入了、ヤウノ儀式始レハ、雨少下
 之間、於中門能一番在之、後ヤカテ雨止了、珍重々々、一献以下如常、中坊・法眼一
 献ノ後被召了、

一福智堂因幡・楊本源太郎三百疋ツ、樽代持、礼ニ來了、

一從京ノ二条殿(昭實)三百疋樽代御使被下、忝事也、

一從多武峰學侶衆一蕨所ノ狀ニテ樽代持、礼ニ來了、

一夜宮參事以外草臥候間、無其沙汰候、

田樂打入

二條昭實

一交名專識房 本座・陽教、新座、讀之、御幣ノ役、九藤長善、六良光、

一頭代良勤房、今度權少僧都ニ轉任了、愚身同藹、論匠ノ悅酒モ愚身ノ下ヘ入沙汰之
 了、

一今度社中惣社(在)廿七人ヘ酒ノ代一斗ツ、遣之、神人出入之衆十七人ニ一斗ツ、遣之、別
 而ノ志也、更非定タル儀ニ、

一廿五日、大宮三方神人ヘ赤飯一石・酒一石・コフ廿卷、若宮拜殿ヘ赤飯五斗・酒五斗・
 コフ十卷遣了、常ニハ大五斗ツ、若宮二三斗ツ、歟、

一綵色ノ盃臺八・木色ノ盃臺八・大折マンチウ四・小折廿四合・赤飯十五石五斗・現米百
 石・現錢百一貫歟、雜々助成、赤飯・樽・麵・芋・大根・百石程ノ助成歟、借米ノ事、百石
キヌカツキ三
 寺門ヨリ新坊ニテ利無ニ借之、卅石十後・廿石 五大院、孫四郎口入、

廿七日、早旦ニ田樂打入、御幣出、四目上之、長賢房、以下觸穢衆來了、御旅所ヘ各
 同道參了、松下ヘ出仕了、ハ、歸如常、天氣快然也、

廿八日、道具共交合テ返了、何モ不失、尤珍重々々、後日能雨下テ、式三番斗ニテ能ハ
 無之、休幕如常申付之、田樂ハ何モセス、其分ニテ止了、築地ヒセンツキ了、

後日能

廿九日、經營衆魚物ヲ悉翫之、風呂燒、雨少ツ、降、道具以下取置、番匠善四郎召之、打破ル処修理之、(詰)結衆廿人斗申入了、

晦日、カリヤ壞了、事々敷造作共也、大門へ御礼ニ參了、今夕近衛大閣様西ノ御所ニ御出ノ間、大門被成由也、

十二月、

一社(目地)參了、マニシユキン、宗有へ二百疋、淨ルリ院へ二百疋、持礼ニ出了、マニ・淨ルリ兩人

襲束裁衣也、襲束出ス、兩人(淨眞・連宗)二人へ百疋ツ、遣之、本來ハ本錢十疋ツ、也、二斗

ツ、可遣之事也、雖然兼日ヨリ色々馳走辛勞之間如此、惣奉行宗願へ二百疋、粽ノ代

一石遣之、庵坊主・同沙弥へ二百疋ツ、新三郎女房へ百疋遣之、今度襲束ノハリチ

ン也、辻子殿ノ庵へ卅疋并ス、兩種遣之、

四日、十市後室へ今度色々馳走ノ礼ニ下、一荷兩種十新へ、杉原一束後室、同一束御方

様、クマノカミ一帖春勝房、尼衆へトンスノノコリ切レ八尺帶ニトテ遣之、歸ニ少雨

下、宿へ立寄、一字汗汲了、(吸カ)

廿五日、箸尾高堂ノ守林へ、今度頭屋之刻粉骨之礼ニ、アワセ一・兩種・樽一荷遣之、(略)下

廿九日、

一東大寺長勝房へ片金扇一本、上生院へ兩金扇一本持テ、先日頭役付音信間礼ニ出了、

知足院・妙徳院ノ墓へ參了、淺猿敷爲躰也、

〔祐國記〕○春日神社所藏 十一月、

十一 廿六日、

一拜殿ノツミ錢百貫文引之也、

十一 廿八日、雨下者也、

一後日能在之由也ト、雨下申候て三番三計也、

十一 廿九日、雨下也、

一拜殿鳥ノワカリ也、

一拜殿ノツミ錢百貫引在之、

〔學侶引付寫〕五 ○内閣文庫所藏

(天正十二年) 同十一月二日、於東室邊學侶集會評定曰、

一、當年祭礼執行之儀ニ付、願主人方まで紛於在之者、早々被相究、臨期に無申事様、

天正十二年十一月二十七日

天正十二年十一月二十七日

二三八

上卿參向セ

可然旨以廻覽被申觸畢、并社中へも右之趣被得其意、可然旨被申遣畢、
同廿日、於東室邊學侶集會評定曰、

一、當季祭禮之支、京都に被任之處、於此度者、上卿御參向不相調之間、爲社家可被沙汰之由、御奉書趣、正預披露候間、如先規其沙汰肝要之由、返牒畢、

一、多門院田樂頭役之儀に付被召仕序一程始之間、除服之儀披露之條可有許可旨決則畢、

○コノ條、天正十二年十一月二十日ナルヤ否ヤ明カナラザレドモ暫ク茲ニ収ム、

同十二月五日、於東室集會評定曰、

一、祭礼後日能之刻狼籍人爲衆中成敗付、一乘院殿御内顯良方号所行、中坊丹波方理不

盡成敗之段、於當御門跡被背御本意之條、如寺法在來被申達之者、可被成御祝着之

由、衆家中并御坊中披露之間、官符邊仁賢固申届可及在様之沙汰之旨返牒畢、

一、顯良房成敗之儀に付、良家中并御房中披露之間、猥被生害段以外之間、被進御門跡

御本意様、可有御馳走之由、官符湯に被申達畢、

〔興福寺記錄同紙背文書〕

四 五師職方日記
○大和

若宮祭礼平田願主人兵家方理運之条、度々相催之處、日損越常篇上、遠陣以下宅僚以外候間、難調旨返條候、從官務邊被成御異見相調候様、御馳走可爲御敬神之由、以御分

別御取成肝要候、委曲承仕可申入候、恐々謹言、

八月十八日

供目代英舜

就田樂頭屋之儀、多聞院御引替事被申間、一昨日以使申入候處、各被成御入魂、百石分者無利平、從官符邊被成御引替、相殘百石之事者、新坊方收納、越智郷未進成内以引替可然由、年々御異見次第得其意候、其段儘以多聞院に可申遣候、自然未進不成申候者、他足不可調候条、第一頭屋之儀不可事行候、先以百石之儀者急度被仰付、殘之儀茂次第被仰付、御神供無退轉様、御分別肝要候、爲其重而令申候由評定候也、恐々謹言、

九月廿三日

職中衆分

中丹

松縫

松右

尙々重々御雜さ共畏悦之至候、已上、

□若宮祭礼、□樂頭役之儀、□御報答、木色、□臺壹、被懸御意候、□令御懇音、殊更入御

天正十二年十一月二十七日

二二九

天正十二年十一月二十七日

二四〇

念、一段見事之至、喜悅之至極候、貴面御礼可申述之由、得御意候、恐々謹言、

十一月廿五日

識賢律師

祇弘(花押)

別會五師御房

シヤウルリキン

レンシヤウキン

尙々時分柄之儀候之処、重々御扶助之至極候、

以上、

若宮祭礼、樂頭役之儀、龜足之折壹合被懸意候、可爲御報處、重々御走喜
悅之至候、以貴面御礼可述之由可得御意候、々々謹言、

十一月廿五日

禪觀律師

定尊(花押)

成院

報之

アンラクキン

レンシヤウキン

追而御樽貳荷被懸御意候、御報答至極之處、濟々御義、併々々之由、能々可得貴意
候、以上、

若宮祭礼、田頭役之儀、御答之赤飯、以付面送被下候、分柄可爲御雜候
處、御扶持至候、被廻御覽、御見奉頼存候由、得御意候、恐々謹言、

□一月廿六日

淨恩擬講

光專(花押)

蓮成院御坊

メウトクキン

レンシヤウキン

若宮祭礼平田願主人兵家方理運之条、度々相催候處、日損越常篇上、遠陣以下宅僚以之
外候間、難調旨返條候、從官務邊被成御異見相調候様、御馳走可爲御敬神之由、以御分
別御取成肝要候、委曲可申入之間不能具候、恐々謹言、

天正十二年十一月二十七日

二四一

天正十二年十一月二十七日

二四二

八月十八日

別會五師兵衛

中村丹波公御房

覺

- 一尺迦院頭屋之儀、付旧借始末之事、
- 一越智郷寺門反錢、反米未進、并齊納事、
- 一明年御神供始末事、
- 一前々從官符頭坊に御合力練綿事、
- 一面々手前仁茂旧借雖在之、不申出事、
- 一本談義屋麥本方納所治定事、
- 一寺門方諸下行半分減少事、

以上

羽柴秀吉、京都ヲ發シ、大坂ニ歸ル、

〔兼見卿記〕

七

十一月廿七日、己亥、

○中秀吉卿至大坂下向云々、遣使者相尋之、治

定也、○下略

本願寺光佐

同光壽

〔言經卿記〕

五

十一月廿七日、己亥、天晴、

一羽柴新大納言殿大坂へ下向也云々、

〔顯如上人貝塚御座所日記〕

○山

十一月廿七日、

八日歟、

大坂御歸城由申也、就其當

門ヨリ御太刀・青銅五千疋、新門様ヨリ一腰・二千疋、御使寺内若狹法橋・川那部豐

前守、兩使卅日ニ發足、於大坂御禮儀申入、十二月三歸寺、

上杉景勝、樋口惣右衛門ノ所領ヲ郡司不入ト爲ス、

〔上杉年譜〕

二十九景勝九

任佗言之旨、本領新知共可爲郡司不入者也、仍如件、

天正十二年

霜月廿七日

(上杉)景勝

樋口惣右衛門殿

二十八日、庚豐後府内ノ大友義統、豐前四日市切寄衆ノ軍勞ヲ賞シ、
舊ニ依リ、諸公事・點役等ヲ免除ス、

〔大友家文書錄〕

六義統

天正十二年十一月二十八日

二四三

切寄商賣人

天正十二年十一月二十九日

二四四

〔別而忠意之次第度々申出候、然者當切寄商賣人諸方往反之刻、諸儀從前々免許之趣、今以無相違候、爲存〕謹言、

〔天正力〕十二年

十一月廿八日

〔大友〕義統 在判

四日市切寄中

〔渡邊文書〕

○豐前

爲折々軍勢之御感、當切寄商賣人方々往反之刻、諸公事・点役等之儀、永代被成御免許之由、以御書被仰出候、尤珍重候、於何方茂先立此旨可有沙汰事肝要候、恐々謹言、

天正十二年

十二月三日

〔田原〕親盛(花押)

〔同〕紹忍(花押)

田原親盛

同紹忍

四日市切寄衆中

二十九日、辛丑仁和寺任助法親王、安藝嚴島ニ薨ジ給フ、

〔仁和寺文書〕

○塔中藏記録一ノ箱
○山城

任助親王安藝嚴島ニ薨籠サル

〔繪裏未書〕嚴嶋座主補任寫

就嚴嶋御參籠、今度當座主坊事、被召加仁和寺院家、殊法流等御授與之上者、權僧正并絹衣以下御免許不可有異儀者也、彌任御請狀之旨、可被抽忠勤之由被仰出候也、仍執達如件、

天正十二年七月廿一日

法眼在判

大聖院良政權僧正

御房

〔宋書〕禪宥僧正奉書

〔井院勝林坊〕

〔公卿補任〕

〔五十〕正親町院下

十一月廿九日、仁和寺宮於安藝嚴嶋御圓寂、六十七才也

〔執次詰所記〕

伏見殿

貞敦親王後柏原院御猶子、母今出川左大臣教季公女、

一品任助法親王仁和寺、後奈良院御猶子、覺道法親王資、母同邦輔、○三條太政大臣實春公女

天正十二年十一月二十九日迁化、久住藝州嚴島西方院、於此所寂、同州海邊二十日市葬極樂寺、故号嚴島御室、

天正十二年十一月二十九日

二四五

後奈良天皇御猶子
西方院ニ薨
極樂寺ニ葬
嚴島御室

天正十二年十一月二十九日

二四六

〔伏見宮御系譜〕

六代
貞敦親王

任助入道親王

母三條實香公女、

仁和寺入道一品親王、号嚴島一品大王、大永五酉年七月廿二日誕生、天文八己年

十一月朔日親王宣下、諱熙明、同年十二月廿五日入室、出家、戒師大僧正尊海、

同十一寅年四月十二日受傳法灌頂於尊海、（稱法親王）後光臺院御室附法資也、同二十一壬

年十二月廿八日牛車宣下、同二十三寅年十二月二十四日直叙二品、永祿四酉年

三月二十八日始開壇、元龜元午年正月日叙一品、天正十二申年十一月二十九日

於藝州嚴島薨去、依之稱嚴島御室、春秋六十云々、

後奈良院天皇御猶子也、

一書云、藝州海邊二十市極樂寺、

六十歲

〔仁和寺御傳〕

○群書類從六
十七下所收

嚴嶋御室 任助、伏見殿貞敦親王第四御子、御母三條太政大臣實香公女、後奈良院御猶

御略歷

任助入道親王

母三條實香公女、

仁和寺入道一品親王、号嚴島一品大王、大永五酉乙年七月廿二日誕生、天文八己年十一月朔日親王宣下、諱熙明、同年十二月廿五日入室、出家、戒師大僧正尊海、同十一寅年四月十二日受傳法灌頂於尊海、(稱尊法親王)後光臺院御室附法資也、同二十一年十二月廿八日牛車宣下、同二十三寅年十二月二十四日直叙二品、永祿四酉年三月二十八日始開壇、元龜元庚午年正月日叙一品、天正十二申年十一月二十九日於藝州嚴島薨去、依之稱嚴島御室、春秋六十六云々、

後奈良院天皇御猶子也、

一書云、藝州海邊二十市極樂寺、

〔仁和寺御傳〕

○群書類從六十七下所收

嚴嶋御室 任助、伏見殿貞敦親王第四御子、御母三條太政大臣實香公女、後奈良院御猶

六十歲

御略歷

任助法親王御畫像

京都市 仁和寺所藏

原寸 横〇〇・九六三 米 五四七



七月廿二日誕生、天文八_亥年
室、出家、戒師大僧正尊海、
院御室附法資也、同二十一_子
十四日直叙二品、永祿四_辛年
天正十二_申年十一月二十九日

大臣實香公女、後奈良院御猶



縦 〇〇・九六三
横 五四七

子、

大永五酉乙年七月廿二日誕生、

天文□□年十一月朔日親王宣下、諱瀧

同八亥巳年十二月廿五日、入御真光院、則御出家十五、戒師尊海僧正兼唄、光祐僧都教導、

覺賢僧都剃力、仁瑜法印、水瓶、真性僧都、紙燭、着坐右大將公賴卿、殿上人重保龜甲少將、

同十一寅年四月十二日、於真光院御灌頂、十八、于時无品、大阿闍梨尊海大僧正、七十、色衆六口、

平座權大僧都真性、教授兼古尸、

同廿一壬子年十二月廿八日牛車宣旨、廿八、

同廿三寅甲寅年十二月廿四日、直敍二品、卅、

永祿四酉辛酉年三月廿八日、初御授與卅七、受者法印賴惠、色衆六口、

同十二巳巳年六月廿四日、於內裏小御所百部仁王經御讀經被始行、御導師御參勤、香鈍色、香五帖、

僧侶八口、同晦日御結願也、朝山日乘上人申沙汰了、御修理御祈也云々、

元龜三申壬申年正月□日敍一品、四十、八十、

天正四(一、二、)年五月十二日、從今日了御修法被行之、伴僧十口、

天正十二年十一月二十九日

天正十二年十一月二十九日

二四八

同十二年甲申年十一月廿九日、於安藝國宮島御入滅、六十、○中略

(奥書)此御傳記真光院前大僧正尊海御草案也、以彼御自筆寫之畢、大僧正入滅已後之記者、嚴島御所加御筆給也、嚴島御入滅已後事者、予件本書加畢、可哀之、元翫小野之月、今汲廣澤之流、宿緣誠以深厚者歟、

于時文祿第二曆夾鐘上浣七日

惠命院權僧正亮淳(筆力)手齒五十七、戒臘四十四、

〔仁和寺御室代々略記〕○山城

嚴嶋御室(伏見)任助、貞敦親王第四御子、後奈良院御猶子、御母太政大臣實香公女、

天文某年十一月一日親王宣下、諱瀨明、

同八年十二月廿五日御出家、十五才、

元龜三年正月日敍一品、

任助親王仁
和寺御傳ニ
加筆シ給フ

御法流

御法流

真光院大僧正(久世)尊海、久世相(久世)國通博公息、

後禪河院御室(見詳法親王)

嚴嶋御室

〔華頂要略〕百四十仁和寺 入道一品任助親王諸門跡傳一

伏見殿中務卿貞敦親王息、

後奈良院御猶子、

母三條大政大臣實香公女、從三位藤原香子、

大永五年七月廿二日誕生、

天文八年十一月朔日親王宣(下脱カ)諱瀨明、

同年十二月廿五日、入寺入道、法名覺法、一本寬法、後改任助、

戒師大僧正尊海、

同十一年四月十二日受灌頂、阿闍梨尊海、

同廿一年十月廿八日聽牛車、

同廿三年三月廿八日開壇、

同廿三年十二月廿四日叙二品、

永祿六年癸亥四月朔日、東寺塔爲雷火炎上、

天正十二年十一月二十九日

二四九

初メノ御法
名

天正十二年十一月二十九日

元龜三年正月叙一品、

天正十二年十一月廿九日、於藝州嚴嶋薨、六十

號嚴嶋御室、葬藝州極樂寺、今御墓法、
金剛院北山樹生小丘也、
○門跡傳、
異事ナシ、

〔傳燈廣錄〕

大日本國僧統錄惣法務大内山仁和寺二十代一品太王任助傳

三十三祖任助親王貞敦親王四子、後奈良帝之猶子、而母太政大臣實香之女也、天文年間十一月朔、宣爲親王、賜諱熙明、八年十二月廿五出家、十五歲、真驪珠明、變柳絮美、宗門行業了、十一年四月十二、登真光毘盧殿受傳法職位訂於三十二祖真光大僧正尊海、二十三年十二月廿四叙特進、元龜三年正月轉一品、天正十二年十二月十九入滅、六十、一、称嚴嶋御室、付法晋海、高雄山、

〔吉川家譜〕

十 天正十二年甲申

弘法大師書
寫ノ法華經
ヲ吉川元長
ニ贈リ給フ

仁和寺宮ヨリ弘法大師手寫ノ法華經ヲ元長公へ進セラル、○中略、天正十二年六月二十一日附、
吉川元長宛、任助親王書狀、吉川元光
氏所藏文書ニ據リテ、六
月二十一日ノ條ニ掲グ、

按スルニ、嚴島座主記録ニ、仁和寺宮入道一品親王、法諱仁助、伏見宮貞敦親王御子、母轉法輪三條太政大臣實香公女、後奈良院御猶子、大永五年七月廿二日誕生、天

歿日ノ異説

元春親王御
難澁ノ時贈
物ヲナス

文八年十一月朔日賜親王宣旨、諱熙明、同年十二月廿五日御入室御出家、元龜三年正月叙一品、天正十二年十一月廿九日於藝州嚴嶋薨去、依之嚴島御室、春秋六十トアレ、何レノ年ニ嚴島へ下ラレシコト詳ナラス、又按スルニ、萬徳院記録ニ、大聖歛喜天像一躰、高祖大師大唐御請來、嚴島御室任助法親王ヨリ元春公へ御附屬ノ尊ナリ、又聖天尊・愛染尊、御室任助法親王嚴島ニテ御難澁ノ砌、元春公ヨリ御贈物アリ、御報謝トシテ御附屬住持禪應代、當寺へ御寄附トアリ、

〔吉川家臣覺書〕

三 萬徳院由來記

大聖歛喜天像

闍浮壇金
御長四寸余、

一躰

高祖大師大唐御請來、嚴島御室ヨリ元春公御附屬ノ尊ナリ、事ハ記文ニ
詳カナリ、元春公御寄進、

〔聖天尊 愛染尊〕

宇多天皇ヨリ二十四代
ヒレ付

右御室任助法親王 嚴島ニ而御難澁之砌、元春公ヨリ御贈物アリ、御報謝トシテ御附屬、住持禪應代當寺エ御寄附、

〔大聖院文書〕

嚴島御室之御事
○安藝

天正十二年十一月二十九日

天正十二年十一月二十九日

二五二

鎮西法流再興ノ爲メ大聖院ニ住シ給フ
赤崎ニ葬リ奉ル
御室山

嚴島御室奉申者、一品親王法諱仁助、伏見宮貞敦親王御子也、御母轉法輪三條太政大臣實香御女、後奈良天皇御猶子也、鎮西御法流御再興以御下幸次、被移高駕嚴島大聖院、暫御滞留中御違例追日御重病、大聖院死穢避候故、西方院御下終薨去成、因茲御位牌等有之、御遺體向地赤崎奉葬、于今其所號御室山、天正之末城西法輪寺別當恭畏御廟參之諷誦文賦小謁捧御廟前、

自達荒墳更位岐 法王滅後廟前草

法印恭畏

可憐三密々門衰 恩露相承葉落時

此時迄者、御廟由緒等御座候様相見申候、嚴島御室其次之大聖院任職良政ニ被下候御令旨寫此所へ入ル、御本山ト大聖院御因縁別而此時ヨリト乍恐奉存候、右之外御代々之御令旨數通傳リ申候、

○伏見宮熙明親王、仁和寺眞光院ニ入室シテ得度シ、御名ヲ任助ト稱セラル、コト、天文八年十二月二十五日ノ條ニ、眞光院尊海ニ灌頂ヲ受ケサセラル、コト、同十一年四月十二日ノ條ニ、牛車ヲ聽サル、コト、同二十一年十二月二十八日ノ條ニ、空海筆ノ名號ヲ叡覽ニ供シ勅書ヲ請ハセラル、コト、同二十二年四月一日ノ條ニ、二

品ニ敍セラル、コト、同二十三年十二月二十四日ノ條ニ、任助親王ヲ召シテ加持セシメラル、コト、弘治元年正月二十九日ノ條ニ、紀伊金剛峯寺・同根來寺ニ參勤セントシ、繪旨ヲ請ハル、コト、元龜三年三月十五日ノ條ニ、和漢連句ヲ張行セラル、コト、天正十一年九月二十日ノ條ニ、安藝ニ下リ給フコト、同十二年六月二十一日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔花押彙纂〕

釋家之部

御花押



○仁和寺文書(山城)
八月廿日附壽安法橋宛任助法親王御書狀

〔仁和寺記錄〕

二十七
竹園等御判

天正十二年十一月二十九日

二五三

天正十二年十一月二十九日
嚴島ノ任助

承 家 忠

〔仁和寺文書〕
〇山城

〔御文端〕



任助法親王御消息

京都市 仁和寺所藏

原寸
〔本紙〕 横 〇・四三〇 米 縦 〇・三〇七
〔禮紙〕 横 〇・四一六 米 縦 〇・三〇六

任助法親王御消息

京都市 仁和寺所藏

入木乃儀

法智練條之令

此許作深想心

睿所書白反

瓶心軍之抄傳

有可於了常之

了如之別也

心自昔也

一

喜阿持橋

原寸
(木紙) 横縦 〇〇・三
(禮紙) 横縦 〇〇・四
米 四一七
四一六

親王卜入木道

入木道之儀 二紙

嚴嶋御室御筆

〔天正十八廿〕

入木道之儀、連年依習練、條々令免許候、弥邪正之嗜肝要候、向後執心之輩可令相傳候、若所不及了簡者、重而可加言詞候也、

八月廿日

〔任助法親王
花押〕

丁下

壽安法橋

〔筆陳〕

下ノ二
○保阪潤治氏所藏

天正十二年十一月二十九日

天正十二年十一月二十九日

二五六

(短冊)
天正四丙九六日
ねかはくはひとつ心は
君とわれ今かへりきて
世にもすまはや行空

今かへりこんといふなる道のたゝ
世々にたえしのちきりなりけり 任助

(短冊)
閑居月 世の外になして月みるころこそ
けにたくひなきすみ所なれ 任助

〔飯田文書〕二
○播磨

仁和寺御室御門跡任助親王様御書致拜領候、

天正十貳甲五月十七日

飯田讃岐守尊繼(花押)

〔十八道念誦次第〕○山城仁和寺所藏

(奥書)
右本嚴島御室以御自筆寫之也、

文祿二年閏九月十一日

禪海(花押)
主俊慶

〔嚴島道芝記〕三 水精寺 座主

瀧町の上の山にあり、瀧山水精寺大聖院といふ、開祖しれず、いにしへより此寺座主と
稱し、供僧の長たり、○中 仁和寺御室任助法親王と申へ、伏見の宮二品式部卿邦高親王
の宮にて、此寺に住せ給ふ、惣じて、供僧は釋門ながら堅く死穢を避て、人の喪をだに
もといず、任助親王迂化に及び、西方院へ下りさせ、世をさせ給ひしかへ、御遺骸を
むかふの地へわたして葬奉る、其所を名付て御室山といふ也、當嶋より亡骸を送る所な
り、此故に此嶋にていむかふと云語を忌て、向にあたる所を物てまへと云なり、

〔嚴島道芝記〕五 御室山

大野村の内なり、任助法親王を葬り奉りてより御室山と云、此地いつくしまより死体を
送りおさむる所なり、此事三の卷にあり、一名灘とも云、

〔嚴島圖會〕三

西方院 瀧町にあり、開基詳かならず、中興元宥上人、本尊不動御長七寸、脇士矜羯羅制叱迦共に御長七寸、
什寶

(狩野元信)
古法眼画屏風 土佐光起画 同光成画

天正十二年十一月二十九日

二五七

嚴島ニテハ
むかふト言
フ語ヲ忌ム

灘

天正十二年十一月二十九日

二五八

當寺いにしへの東坊と稱せり、天正年中仁和寺の御室仁助法親王〔任中〕この島に御止住ありし故を以て、西方院家の号を賜ひて御門下に准ぜられき、抑仁助法親王とまうしたてまつるの、伏見宮貞敦親王の御子におはしまして、後奈良天皇の御猶子なりき、竹の園生におひたせたまひしかば、佛門に入らせたまひたりとて、何のあかぬとなき御身なれと、御法流御再興の御志願ふかくおはしましてにより、斗敷行脚の墨染に御衣をやつし給ひ、玉敷の都をあくがれて西國のかたに御下向ありしに、當島大聖院良辨の遺弟良政幼して法務に堪へさりしかば、示諭教授の御爲につひに此島に御留錫なしたまひけり、世こぞりて嚴島の御室と稱し奉りき、然るにいかんともしがたき無常轉移の世のならひ、たゞ假初の御違例と見えしに、日を逐て怠らせたまふ御氣色なけれバ、大聖院の釋門なからも死穢を忌むと神人にひとしければ、遽に御病牀を當院へかへ奉りてわづかに一日・二日へて夕の露ときえうせたまひぬ、即ち御遺體をバ赤崎といふ所に掩葬し奉りぬ、今もその地を御室山とふなるはこの故とらん、

〔藝藩通志〕

五十五 安藝國佐伯郡六 墳墓

仁助法親王墓

郡内に二あり、一の大野村赤崎にあり、碑題に嚴島御室天正十二甲申歲

三宅村圓明寺ニ葬リ奉ルトノ説

元親福富甚兵衛ヲ紀伊ニ遣ス

渡邊和泉江嶋太左衛門

十一月二十九日と刻す、其前に櫻樹あり、親王生前に手つから裁給ひし林なりといふ、今に此邊を御室山と稱す、一の三宅村圓明寺内にありて、土をもり、上に寶篋印塔の形なる石あり、僧湛淵が撰たる碑文に、現に此地に葬ると記せり、しかるに、嚴島座主の説にハ、御室山石塔のといふ所知られと、三宅村に葬しハ所傳なしといふ、彼是是非定めがたし、思ふに尊骸の御室山に葬て、三宅村真言宗なれハ、遺物などを藏て經塔を築たるならん、然るを、後に真の葬地ともいひ傳るならむか、外に所考なし、

是月、土佐長宗我部元親、徳川家康ト牒シ、和泉・紀伊ノ一揆ト共ニ羽柴秀吉ノ居城大坂ヲ攻メントス、秀吉ト家康トノ和成ルヲ以テ止ム、

〔元親一代記〕

中 土佐 一 太閤様三川御陳の跡にて大坂へ可取懸と催之事

紀昴湊・雜賀從前々元親へ屬し故、此三河御陳の跡にて紀昴・泉州申合、大坂表へ可取出候、四國も御人數先二万可被差渡と頻ニ申來ル、親泰渡海し、元親ハ阿州渡リ口迄指詰、一左右を被待筈に相極、福富甚兵衛を紀州へ被遣、右之調略をしむる、上之坊と云を堺へ被遣、鉄炮・兵糧等買調、はや親泰船拵火急也、然ニ此手立を家康公へ申通んとて、渡邊和泉・江嶋太左衛門貳人ヲ飛脚ニ被遣、前々々の奏者伊井兵部少輔

天正十二年十一月是月

二五九

ヲ三河ニ遣ス

天正十二年十一月是月

二六〇

を以元親ノ狀ヲ上ル、然所ニ彼表はや御扱大形相調時分ニテ、跡ニ成たり、扱々此吉左右ヲ十日以前ニ於申來ニ東西^{〔ハ脱カ〕}を差競中ヲ責立候ハ、上勢敗軍^{〔方脱カ〕}して可得勝利事目前之處、無念殘多、互ノ心中御察被成候ヘとの返書也、大閣様三川表早速落着故、右之手筈も啐啄^{ソツタク}ス、菟角御運強し、

〔土佐物語〕

十三

三州へ加勢催しの支

天正十二年の秋、紀州雜賀^{〔秀吉〕}を阿州海部の城主香宗我部安藝守親泰へ人を越て申けるハ、羽柴筑前守殿當春^{〔頼田信雄〕}を北畠中將殿・徳川宰相殿^{〔家康〕}と鉾楯に及、筑前守殿東國へ發向有、對陳度々の由其聞へ候、待所の時節に候間、攝劔大坂近邊を責取候へし、急き四國の勢を指上せらるへしとそ申ける、親泰飛脚を馳て土左へ此由告られしかハ、元親悦ひ、我故有て家康と年來親ミ深し、三州へ加勢して秀吉を引包ミ討取へしと、紀州へハ福留^{〔電〕}甚兵衛を遣し、三州へハ渡邊和泉・江嶋太左衛門を飛脚に仕立、井伊兵部少輔へそ遣しける、其比對陣度々也しか、扱取結ひ有て、和談大畧調ふ所に、彼兩使到着して兵部少へ委細に申けれハ、此一左右今日以前に申來るに於てハ、東西^{〔方脱カ〕}を指競、上方勢を中に取込攻るものならハ、一戰の勝負なるへき物を、殘念也と申されける、此由披露有けれハ、家康

雜賀衆元親ノ大坂附近出兵ヲ促ス

根來雜賀ノ衆岸和田ヲ襲フ

湊雜賀ノ衆近年元親ニ屬ス

卿御感有て、御書を成給ふ、後に彼軍の次第を尋聞ハ、尾州北畠中將信雄卿と羽柴筑前守殿と不和の儀起り、既に合戰に及ひ、尾州を三州へ加勢を乞給へハ、宰相中將家康卿許諾被成、同三月十三日、清洲に至リ、信雄卿に會し、犬山・羽黒に於て御合戰有、小牧山に陳城を構へ、其外所々に要害を設け、互に御對陣、羽柴殿ハ十六万餘騎にて樂田に陳し給ふ、爰に紀劔根來・雜賀の法師等は聞て、幸の隙を得たりと悦、俄に兵を起、大坂へ討出んと、二手に別れ、一手ハ船にて境表へ働、一手ハ岸和田へそ押寄ける、羽柴殿凶徒の押へとして中村式部^{〔忠〕}少輔を岸和田の城に指置れ、黒田吉兵衛長政・蜂須賀小六家政・赤松下野守・明石左近・生駒雅樂頭・黒田兵庫を添番として遣し置れける程に、此人々出向て大きに戰しかハ、凶徒等忽討負、散々に成て引退き、堅く守て出さりけり、其後湊・雜賀の者共打寄評しけるハ、近年ハ、我々長宗我部の旗下に屬せし事なれハ、四國勢を催し、當國勢と一つに成、攻上るものならハ、不覺の負ハすまじき物を、法師達の血氣にひかれ兪忽の軍したる事こそ越度なれ、秀吉東國の軍月を越て今にやますと聞ゆる、其弊に乗て、重て大軍を催し責上るならハ、かたすと云事有へからすと、九月中、鈴木何某を阿州へ下して此趣をそ牒しける、然る所に、徳川宰相卿長久手

天正十二年十一月是月

二六一

原にて三好孫七郎殿と御合戦、上方勢大きに敗走す、其外加賀井・竹か鼻・蟹江等の城軍所々の對陳度々なりし所に、足立清左衛門和睦の扱取結ひ、十月廿日、信雄卿と羽柴殿矢田河原に於て御對面有て、和義調ひ、互に兩方開陣なされしかり、徳川宰相家康卿も三州へ軍を引入させ給ふ、扱こそ四國の援兵もいつしか沙汰なく止にけり、

○織田信雄、元親ノ出兵ヲ求ムルコト、三月二十日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔土佐國編年記事略〕

七 同年八月、元親兵ヲ勒シテ攝州へ討出ントシテ、渡邊和

泉・江島太郎左衛門ヲ以神君及織田信雄ニ使シ、福留甚兵衛ヲ以根來寺及湊・雜賀ニ使

シテ、其期ヲ約セシム、時ニ信雄秀吉ト平ラク、故ヲ以其事罷ム、

シ、根來寺ト一味シテ云々、土佐國得來事、天正十二甲申年、但福留甚兵衛討紀伊國渡邊有之節、同道ニテ罷越、右福留紀嘉、渡邊之儀者、太閤秀吉公參州御陣之御跡ニテ、大坂得可取懸爲言合也トハ後知レタリ、扱有ニ扱、

〔紀州根來由緒記〕

根來御家江奉仕之記

一同十一月十六日、或云、紀嘉の湊・雜賀の溢れもの共、根來寺の僧徒と共に四國の長

曾我部土佐守元親に告て云、秀吉尾州へ大軍を卒て在陣日を繰ぬ、大坂の衛兵甚た微

能勢康澄

元親香宗我部親泰ヲ先鋒トナス島山貞政モ家康ニ屬ス

貞政ノ兵離散ス

にして、此時四國の大兵を促して舟を播攝の間に着せしむるにおゐるに、紀嘉の兵是と共に攻登り、日あらずして畿内を得る事掌を握るの中に有由を達す、元親大に欣んで、同佐近太夫親泰を先鋒の將とし、阿波の海口まで軍を發し、且福富甚兵衛を紀州へ遣し、彼國の一揆と期日を約せしむ、紀嘉の先守護島山左衛門佐貞政、尾張守時長入、も先達て神君より尊翰を贈られ、早々紀嘉の浪客・地士を暮り急き責登り、樂田の秀吉を後口より攻へき旨諭されければ、十二月十六日に、根來寺迄出陣有、兵糧・玉藥等買求め、貞政と調畧して四國勢の渡海を催す、元親か使ハ渡部和泉・江嶋太左衛門密々小牧に至て、兼て執達を頼ければ、井伊万千代直政に倚て、右の旨趣を言上す、時に鈞令に云く、此手合十日以前に於てハ、東西より立挾て一旦に雌雄を決し、敵を虜にすへき處、残念の由、殊に尊翰を元親に贈り給ふ、是に依て島山貞政も謀を失て、其兵離散すと云々、○柏崎物語 異事ナシ、

〔寛政重修諸家譜〕

九十八 清和源氏義家流 島山

貞政 左衛門佐、實ハ政尙、か男昭高か嗣となる、

天正十二年四月、長久手の役に、東照宮の御旨をうけたまひりて、織田信雄かため

に、紀伊國にをいて、舊好の士を催し、豊臣大閣の樂田の陣營を襲むとし、又長曾我部元親とおなしく大坂の城を攻むと企るのよし、使を小牧山にまいらせ告申といへとも、すてに和睦とのひ、東照宮軍をかへさせたまふ、このとき御書を下されて感賞せらる、

豊後府内ノ大友義統、財津永尙ノ筑後猫尾ニ戦死セル功ヲ褒シテ、子千松ニ感狀ヲ與フ、

〔大友家文書録〕^六 義統

又賞財津久右衛門尉戦死、^{戰卒子} 黒木表、授感牘於其子千松、^{○上} 下略

〔衛門尉事、今度於黒木要害猫尾攻口、財〕^{死之刻同前無比類届、前}

代未聞之^之 之高名、誠感悦無極候、必取^{恐々謹}

言、^{○日付・署名} 並ニ宛名駈ク、

○義統ノ兵、猫尾ニ龍造寺政家ノ屬將黒木實久ヲ攻メテ其里城ヲ拔クコト、並ニ義統、財津龍閑等ノ戦功ヲ褒スルコト、七月二十日ノ條ニ見ユ、

頓死

十二月^大 癸卯^盡

一日、^{癸卯}越中勝興寺佐計、^顯 寂ス、

〔顯如上人貝塚御座所日記〕^{○山} 城 一十二月一日ノ夜、^顯 勝興寺頓死、四日葬礼、

御一家衆各焼香アリ、^勝 中將殿・常樂寺・同中將殿・願得寺・^{ミノ} 兵部卿・侍從、瑞泉寺・^超 出世・顯證寺、童形水干ニテ一ノ先へ御出候、肩ニノラレ候、焼香ヲハセラレス、

〔勝興寺系圖〕^{○越} 佐計

初略歴

年^(マ) 月誕生、童名^(マ) 公名治部卿、法名顯榮、初名教榮・藝乘、後改法印、權大僧都^(先傳) 顯如上人猶子、^(後傳) 實玄ノ第三子也、實玄ノ第一男證玄、諱教一、公名中將、

年九月七日、廿才ニテ卒ス、第二男教藝、法名證宗、^{初名} 病氣ニテ身體不自由、依之世務ヲト、メ、寺務ヲ顯榮ニ讓ル、弘治元年五月廿日寂ス、四十三歳、号廣周院、室ハ顯

證寺實淳女、嗣子ナキユへ顯榮相續ス、前來ノ如ク砺波半郡ヲ領知メ、国中ノ与力在番ス、内室ハ管領細川左京大夫晴元女、実ハ西三條大納言實隆卿女^{西三條殿ニ女子五人アリ、晴元ノ室・顯榮室・顯如上人}

室・朝倉義景室・^{武田信玄室ナリ} 爰ニ百五代ノ聖主後柏原院ノ朝、御即位料ヲ本願寺ヨリ調進ス、ツ井デ百

室ハ西三條
實隆ノ女

天正十二年十二月一日

二六六

六代後奈良院・正親町院ノ朝ニモ大札ノ料ヲ奉進ス、天龍不淺、永錄二年、〔傳〕勅書ヲ以テ顯如上人ニ二品親王ヲ宣下シ、大僧正ニ任シ、御門跡ト成シ玉フノ時、勅許ノ院室六ヶ寺アリ、勝興寺ソノ一ナリ〔前田〕勅書ハ河内國出口村光善寺御坊ニアリ、筆頭ナルカユヘニ、マタ元龜・天正ノ間、石山本願寺ト織田家ト不快ニテ防戦アリ、其節北國ノ軍勢ヲヒキヒテ、大坂ノ後詰ヲナス、コレニヨリテ細川・北條・上杉・長尾・朝倉・諏訪・淺井・武田・土肥等ト軍事ノ掛引申合ノ書翰アリ、〔前田〕諸將ノ書翰、加州小松中納言利光卿・宰相綱紀卿ノ所望ニヨリ數通サシイタシス、顯如上人ヨリモ數通ノ感狀アリ、安養寺在住ノ日、越後ノ諸將等ト取合ノ義アリトイヘトモ、屈スルコトナク、コレヲ防ク、天正八年庚辰十二月二日寂ス、七十二才、火灯山ニ葬ス、号光原院、

天正八年寂ストノ説

〔頭書末書〕「佐計ノ室御影ナシ、如勝トカヤ、先年書上ノ記ニアリシカト、佐計ノ室トハミヘネトモ、顯如師ノ簾中ノ妨ナルユヘ、如ノ字ヲタマハルカ、中ノ御本尊ニ願主釈如春トアルモノアレトモ、如春ハ顯如師ノ室ノ法名ナレハ、如春ヨリ如勝ヘタマフカ、シレカタシ、俗稱北向ト稱ス、」

〔頭書末書〕「天文十辛丑年〔イ、イ〕月、瑞泉寺・善徳寺与力違背ス、証如上人決判シテ真書ヲ云ヒ〔傳カ〕兩寺罪

ヲ謝シテ在番等如元、証如上人御書ノ御日附ケハ二月十一日也、」

〔本願寺系圖〕

城〇山

兼藝 治部卿、童名光兼、法名實玄、

女子 超勝寺實照妻、

證玄

教藝 勝興寺二代、權大僧都、法名玄宗、

藝承 勝興寺三代、教藝卒之後勝興寺住、法名顯榮、天正十八十二月朔卒、七十歳、

女子

女子

女子

佐廉 勝興寺四代、權大僧都、法名顯幸、慶長九年甲辰七月廿八日卒、五十歳、

〔系圖纂要〕

二十五 藤氏十九 本願寺派

兼順 光教寺二世、法印、權大僧都、顯誓、光慶、光玉、侍從、治部卿、号光闌坊、

教藝 勝興寺、權大僧都、文宗、侍從、

天正十八年寂ストノ説

天正十二年十二月一日

二六七

天正十二年十二月一日

二六八

佐計勝興寺、初徳成寺、
慶栄、藝承、治部卿、

女三人

佐廉顯好、
慶長九年七ノ廿八入、五十、

○武田信玄、勝興寺佐計等ヲシテ、椎名康胤ヲ援ケテ上杉輝虎ヲ攻メシムルコト、
永祿十一年七月十六日ノ條ニ、佐計ニ奪起ヲ勸ムルコト、元龜三年十月一日ノ條ニ、
淺井長政、佐計ニ近畿ノ狀況ヲ報ジ、妄リニ上杉謙信ト和スルコト勿ラシムルコト、
天正元年二月二十六日ノ條ニ、謙信、佐計ニ能登七尾城攻撃ノ形勢ヲ報ズルコト、
同四年十二月十九日ノ條ニ、佐計、上杉景勝ニ石黒左近藏人ノ寺領ヲ侵スヲ告ゲ、
且越中増山城ノ備ヲ固クスベキヲ勸ムルコト、同七年九月十四日ノ條ニ、本願寺光
佐、織田信長ト和シ、攝津石山ヲ去リ、紀伊雜賀ニ退クヲ佐計ニ告グルコト、及ビ
本願寺光壽、媾和ノ約ニ背キ、石山ニ籠城セントスルヲ佐計ニ告グルコト、同八年
四月九日ノ條ニ、佐々成政、勝興寺ニ越中古國府ノ地ヲ與ヘ還任セシムルコト、本
年十一月十四日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔花押彙纂〕

釋家 勝興寺佐計
之部



○伊佐早文書(羽前)
(天正七年)九月十四日附上杉彈正少弼宛勝興寺佐計書狀

〔上杉家文書〕 二

永々御在陣、萬事御苦勞、察存知候、仍手前之儀、于今無一途、迷惑之至候、此節急度
於被加御下知者、可爲祝着候、隨而釜一令進獻之候、輕微之段、其憚不少候、委細御奏
者中申述候、恐々謹言、

二月廿一日

佐計(花押)

上杉殿

御宿所

二日、甲辰前大徳寺住持宗悦怡雲ニ靈源大龍國師ノ號ヲ賜フ、

天正十二年十二月二日

二六九

天正十二年十二月二日

二七〇

〔龍寶天寵錄〕

特賜靈源大龍國師 怡雲宗悅 本山一、百五世、

天正十二年十二月二日

怡雲和尚 本山一百五世嗣徹苗

勅、盛哉、濟水正流激波瀾於四海、高哉、大燈餘焰發光輝於九州、誠是宗旨棟梁、將復法社模範、爰前住大德心燈慈照禪師怡雲大和尚佛智後裔、大滿的傳呈示自己家風則焉、万言万答、電卷雷走、漏泄衲僧巴鼻則矣、一揆一撻、獅擲象施、位天下師表之尊、旌世上優曇之瑞、親對天顏、廣被仁德之慶、更加徽號以酬聞法之恩、特賜靈源大龍國師、

天正十二年十二月二日

〔續史愚抄〕

五十 正親町院下

十二月十二日、甲寅、大德寺怡雲宗悅國師特賜靈源大龍國師、

按存生歟如何、若加号歟、家記

○前大德寺住持宗悅 怡雲、ニ心燈慈照禪師ノ號ヲ賜フコト、永祿十年六月二十六日ノ

條ニ見ユ、

三日、巳、乙近衛龍山、久、前興福寺大乘院ノ和歌會ニ臨ム、

〔多聞院日記〕

三十一 大和

十二月七日、

略 中

去三日於大乘院哥會當座在之、龍山近衛大閣御成

ニテ點アリ、御短尺古ニ見せ被下了、題ハ探也ト、

朝鶯 春としもまたしら雪に鶯や

龍山 近衛殿

をのれおとらぬ今朝のはつこゑ

郭公 待ほとり過てなにその郭公

尋憲 御門主

それかあらぬか明るしのゝめ

藤 吹風にあつらゑつつけてよせ歸る

理阿 仁木有梅軒

をとを木するの松の藤なみ

江螢 くるゝより入江の水のをちここに

祐磐

眺望 跡したひつゝとふ螢かな

龍山

祝言 すみのえや松の梢をつたふかと

天正十二年十二月三日

二七一

大乘院尋憲

仁木有梅軒

天正十二年十二月三日

みねにあまてる日かけ成けり

尋憲

二七二

以上數多ノ當座之内書拔之、

同五日於東林院連哥在之、

みねの雪を垣ほの竹の末葉哉

春 近衛殿

こすの戸さむとふけわたるそら

東林院僧都

鶯のこゑをほのかに月みえて

泉 御門主様

かたふくまゝの草の戸のかけ

とふ人もおもはゆけなる笠のうち

春

おもひたゑむとおもふくるしさ

つらさにもまして情にくからて

春

○龍山、奈良ニ隱棲スルコト、三月十五日ノ條ニ、子一乘院尊政ト不和トナルコト、
十三年二月十九日ノ條ニ見ユ、

〔附録〕

〔兼見卿記〕

七

八月廿日、甲子、自南都近衛入道殿御書、主水正御使云、此間御座

之近所之人也、屋敷之内三十八所鎮守在之、每事不淨之神地也、同屋敷之内清キ所へ
遷申度之由、入道殿へ申入之間、被仰下也、以別義調遣候様ニ候ハ、可爲御祝着之
旨、御書御使也、惣別旧地ヲ替申義在其祟事也、然共此義ハ神之御爲候間、不苦之由
申了、鎮札御幣 三本、一尺五寸、小社之由被申之間、如此相調之了、○下略

廿一日、乙丑、自南都近衛入道承三十八所他所へ遷座之義、鎮札御幣 一尺五寸、依小社如此、
荒薦ニ裹之、〔裏カ〕御使主水允ニ渡之、明朝罷下之由申訖、

〔多聞院日記〕

三十一

十一月晦日、カリヤ壞了、事々敷造作共也、〔大兼院尋憲〕大門へ御礼ニ參

了、今夕近衛大閣様西ノ御所ニ御出ノ間、大門被成由也、

十二月廿八日、

一大門様へ綾ノ小袖ヲクセンシアサキニソム、綿ニワ入、三石ノ入目也、年頭ノ御服ニ
進上了、近衛大閣様今日年忌トテ御召請ト云々、

日向佐土原ノ島津家久ノ次男源七郎、重薩摩東郷ノ東郷重尙喜ノ嗣ト
ナル、

〔上井覺兼日記〕

二十

十二月、

天正十二年十二月三日

二七三

天正十二年十二月三日

二七四

一三日、一番鳥こ起候て、(昆)昆沙門へ看經申候、出仕如常、(島津家久)中書公御次男東郷殿之御定被成候、其御祝言御申也、使東郷左近將監、御太刀・御馬・千足進上也、(上井覺兼)拙者御前へ罷出、取成申候、奏者吉田作州也、(清孝)ルコト等ニカ、ル、十二月八日ノ條ニ收ム、東郷左近將監殿拙宿へ被來候、今朝之祝言と候て百足持せ也、(略)○下

〔諸家由緒〕

○舊典類從十二 東郷・宮原兩家調書 所收

東郷惣左衛門家督之御礼之御太刀・二種一荷進上仕せ度旨、親類川上九右衛門より願申出候之付、調之覺、

重尙島津氏
ニ背ク
重尙男ナシ

東郷氏者、平姓澁谷庄司重國之嫡男澁谷太郎光重之二男早川武藏守實重与申者を始兄弟五人、父光重之命之應、宝治二年、薩州之領地之罷下、實重者東郷を領シ、車内と申所之致住居候、依之家号を車内共号シ、又者東郷与号候而、代々東郷を傳領仕、拾六世之孫大和守重尙入道喜俊与申者之代之、大守公之命を奉背、國中之凶徒之與同仕候之付、數御征伐被遊候而、天正年間、居城東郷を差上降參仕候故、領地を過半被召上、其罪を御免被成候、喜俊代迄ハ不背時者國人与申候而、年首之者以使者、御屋形様之御太刀進上仕、御礼申上曆々之事之御座候、喜俊男子無之之付、嶋津中務太輔家久之二男源七郎

重虎男子出
生後東郷家
ヲ出ツ

重虎を養子として家相續候、重虎子共出生之後、養子を被致違變候得共、四男市左衛門重益之東郷家を致連續候、重益嫡子源七郎重元無男子候故、弟之市左衛門重商兄之跡を致連續候、重商嫡子當惣左衛門之而御座候、右之通之家筋にて御座候得者、代々御太刀・二種一荷進上仕來筈之候、此節も惣左衛門儀者、申出之通被仰付可然儀与存候、以上、

〔參考〕

〔西藩烈士干城錄〕

七 東郷重尙列傳第五十三

東郷大味守重尙者、菱刈重州第三子也、初名重綱、稱彌次郎、出爲東郷重治之養子、冒東郷氏、(略)、其後重治卒、重尙嗣立、薙髮號喜俊、與義虎爭論阿久根東郷之疆場、永祿十一年六月十八日戰於阿久根、斬義虎兵士六十三人、十二年八月十八日復戰於阿久根・深迫村、家老白濱重陣以下陣亡者八十三人、疆場遂爲義虎所有、元龜元年庚午正月五日獻高城水引湯田西方東郷地、以自贖、從入來院重嗣諫也、(島津義久)貫明公赦其罪、復賜東郷、天正四年從攻高原城、五年丁丑二月以島津家第二子鎌德丸爲養子、是日源七郎重虎、嗣領東郷邑、田祿一千二百六石、(略)文祿元年夏、重虎從兄豐久至朝鮮、十一月十日、(義)齡公使重虎去東郷氏、復島津氏、賜名忠直、(略)子若狹守昌重、(初稱安袈袞)母日高氏、慶

天正十二年十二月三日

二七五

天正五年養
子トノ説
文祿元年重
虎東郷氏ヲ
去ル

天正十二年十二月四日

二七六

昌重東郷氏
ヲ嗣グ

長十五年生於日州田尻、寛永九年從慈眼公將朝江都、道至庄内高城、則賴兒玉筑後守上言曰、一作祖業臣家運衰微、祿少才拙、不可以爲島津氏、願更賜佗氏、於是翌年四月、命爲東郷氏、以嗣重尙後、其後至正保三季十二月、命重昌、又出東郷氏爲樺山又九郎久尙養子、冒樺山氏、更曰諸右衛門尉久廣云、

〔本藩人物誌〕

三止之部

一東郷大和守重尙入道喜俊子孫東郷九右衛門、東郷大和守重治養子、実ハ菱刈相模守重劔入道天岩

三男也、○中略、東郷氏ノ來歴並ニ重尙ノ事跡ニカ、ル、天正十三年比卒す、

東郷源七郎重虎幼名鎌徳丸、又八郎、重尙養子、実ハ島津中務少輔家久之二男也、後違變、天正二

年誕生、母ハ樺山善久女、天正中東郷高千貳百六石領知す、

四日、丙午町野重仍・上部貞永、連署シテ伊勢山田三方ニ定書ヲ下ス、

〔御朱印師職古格〕

○神宮文庫所藏

覚條々

一兩宮之御支雖不申及、猶以毎年嚴重可被致其沙汰支、

一秀吉様御錠之趣可被存知置次第候、然者僧俗老若共被仰出候儀無油斷、（股アラン）

一諸支以兩判兩使ニ申觸可申究之事、

一可被相守故實法度、於論所對決者可爲三問三答、但於此上茂相紛義有之者、秀吉様ニ得御意、可爲御次第事、（股アラン）

附、參宮人宿等出入之儀ハ、猶以地下中ニ相尋可爲順略支、（イ）

一盜人并博奕、（悉）其外之科人等、爲其町擲置可有注進、於見隱聞隱族者、可被處同罪支、

一兩人不存知上使催促不可有承引、爲其所抱置、可被注進事、

一喧嘩口論之儀堅可被停止、若於其上不慮令出來者、具理非以糾決之上、越度之段可申

極支、

町野左近助

重仍判

天正十二年十二月四日

上部越中守

貞永判

山田三方

龍造寺政家・秋月種實、使ヲ島津忠平義弘ニ遣シテ、大友義統ノ將戸次道雪鑑連等ノ、尙筑後高良山ニ在陣スルヲ告グ、尋デ、忠平等、之ヲ擊

天正十二年十二月四日

二七七

タシコトヲ議ス、

〔上井覺兼日記〕 二十 拾一月、

一十四日、○中略、宮崎ノ諸氏、上井覺兼ノ病ヲ見舞フ、此晚從宮崎加治木雅樂助くさ氣之由如何之

由候て被遣候、其便こ、善哉坊宮崎へ被越、傳言者不似合候へ共、先々被仰候、豊後

陳へ先刻使僧候、帰宅候へハ宮崎へ越候する覚悟にて候つれとも、拙者留守にて無其

儀候、此節者、定る帰候らんとおほされ、被來候へとも、未帰宅候、重る面之時、委

可承候、併豊陣衆者無手こ被曳候へと候事、無得心候、雖然左候へハ、御當家こ隔心

こ相當候条、是非共こ可引帰候、當時梁川へ矢を射替れ候儀候間、能々彼方を被仰調

候へと、支る被申候間、善哉坊梁川へ越候て、彼方之儀申調、又々豊陳へ理られ候由

也、從夫去月廿八日、豊衆可引退由約諾候、兩使僧者被帰、高瀬より廿八日見られ候へ

ハ、豊陳こあたり火色見え候、それより跡之事者不知由、雅樂助へ物語候由申候也、

十二月、

一四日、○中略、義久、忠平ヲ對面所ニ饗スル、此朝秋月殿・龍造寺殿より使者被懸御目、政家

より意趣、此度種実媒介以屬御幕下候、千秋万歳目出候、其御祝言也、書狀忠棟へ付

忠平大友氏
ヲ遣へ使僧
ヲ遣ス

大友氏ノ兵
十月二十八日
退スベキヲ
約ス

秋月龍造寺
兩氏ノ使者
鹿兒島ニ來
ル

豊前彦山座
主拜有物ヲ
贈ル

豊後衆今ニ
高良山ニ在
陣ス

島津氏ハ甲
斐氏ト戦フ
モ阿蘇氏ニ
ハ敵對セズ

大友氏約ヲ
破ラバ日向

狀也、勿論披露書也、御太刀・馬・鎧甲進也、使者久地井名字之者也、奏者藤所新介

也、御見參候まてにて候、御酒なとの不被下候、彦山座主よりも右之御祝言申被成、

御太刀・織筋三端進上也、此使も御見參也、秋月殿・龍造寺殿より被申候趣、各高瀬

へ在陳之刻、○島津忠平、軍ヲ肥後吉松ヨリ同國高瀬

由、兩使僧にて被仰理候、于今高良山へ相支、上筑邊へ相絡候、右兩使へ之御返事な

と何様こ被申候哉、于今相支候事慮外之由共也、○下

一七日、出仕如常、向嶋へ御鷹狩こ御渡海被成、武庫公・金吾御同心也、此日麟臺御宿

にて御談合也、忠棟・親貞・勿論御亭主・拙者・使伊地知伯州、穰所新介也、条書、

新田宮御造營之事、三船・隈庄御弓箭之事、豊後陳筑後表へ相支候事、此等也、御造

營之儀ハ先々來春柚入肝要候、菟角御弓箭こ被取合、御造營可難成候、又三船・隈庄

へ御弓箭之儀も、阿蘇に對せられぬ事とハ有なから、從彼方同心なくハ、阿蘇家にも

御弓箭之外有ましく候款、然者彼御神領も定る荒終候する処多々候する、彼是御鬪可

然もやと出合候也、豊後陳相支候事ハ、先日於高瀬出合候所者、彼陳所を引退間敷由

被申候ハ、彼方より儀絶之心底候間、日向口より豊州へ御打入可然之由、大略定候、

併此方御使僧へり、無異儀可畏退之旨申候て、私曲之様に候間、今一稜御届被成候て肝要之由出合候也、

一九日、○中略、義昭ノ使者、覺兼ヲ訪フコトニカ、ル、本月六日ノ條ニ收ム、從夫出仕申候、一昨日御談合之儀伊伯・穰新被申上候、彼表已上御不知案内候間、能々御行等定候りて御鬪共被仰かたく候、武庫公なとへ猶々御談合肝要之由也、豊後陣相支候事、是又高瀬より彼方へ被仰理候時之御談合無御存知候条、其人數校量次第、使僧又々被指遣候ても可然候するや、菟角御談合法第之由也、新田造營之事、此前隅州正宮御造營之時、三原遠江守加判役にて、(兼徳)然と指當、彼校量までにて御造畢候、猶も如此御精入候りてり、迎も事成間敷之様ニ被思召候、能々御談合專一之由也、此日武庫公御宿へ御礼被成、如恒例御三献にて、其外種々御会尺之由也、○下略、覺兼、義昭ノ使者ヲ訪フコトニカ、ル、本月六日ノ條ニ收ム、

新田社ノ造營

口ヨリ豊後ニ侵入スベシ今一度大友氏ト交渉スベシ

〔大友文書〕

○豊後

薩州衆者悉陣立之催、海陸共不穩便之由候、子細者從秋月・龍造寺使を付置、申分者、豊州衆皆々歸陣候、高良山へり小人數にて在陣候之条、以一行弓箭之根切を可仕との申事ニ付而、出勢之由候、(大友所屬)愚老存候り、今度宗運如入魂者、(甲斐)肥州之儀も多分當方へ心を寄

秋月龍造寺兩氏ノ提言ニヨリ高津山氏ノ兵高津山氏ノ兵高津山氏ノ兵高津山氏ノ兵

甲斐宗運大友氏ニ通ズ島津氏ノ兵出デザルベシ

之由申候、彼儀何と候ても露顯候する間、薩衆肥後表へり難取出候、又海上之行にて候り、(寺井カ)肥前表てらいあたり可爲著津候、それり昨日、今日隆信討果候之間、薩摩衆も氣をゆるしかたく候、○上下略、十二月廿四日附、大友義統宛大友府蘭書狀、全文ハ本月二十四日ノ條ニ收ム、
○道雪等、高良山ニ陣スルコト、十月三日ノ條ニ、忠平、使ヲ道雪等ニ遣シテ、撤兵ヲ求ムルコト、同十九日ノ條ニ、義久、種實等ヲシテ、道雪等ニ備へシムルコト、十三年正月十九日ノ條ニ見ユ、

五日、丁未、織田三寶子、秀信、近江坂本ニ下ル、

〔兼見卿記〕

七

十二月五日、丁未、(前田玄以)民部卿法印へ罷向、(兼田信忠)城介殿息坂本へ下向、(三寶子)大津

通也、爲送粟田口迄被罷出云々、(警方)屢松田勝右衛門所ニ相待、頓而帰宅也、罷向山鳥一番、持參、方々見廻在之、(合田兼和)予第一罷出對面、殊更入魂也、○下略、兼和、田中領ノコトニ就キテ、前田玄以ニ謝スルコトニカ、ル、年末

雜載知行ノ條ニ收ム、

六日、戊申、京都ノ奉行前田玄以、山城賀茂別雷神社・同御祖社等ヲシテ、各其社領ヲ安堵セシム、尋デ、廣隆寺ヲシテ、其寺領ヲ安堵セシム、

〔賀茂別雷神社文書〕

○三山城

賀茂社領山
城南小野郷
一乘寺村ノ

天正十二年十二月六日

二八二

賀茂社領南小野郷一乘寺四ヶ村之内仁在之六拾七石九斗六升之事、被任先規之旨、全社納不可有相違之狀如件、

天正十二

十二月六日

玄以(前田)(花押)

當社惣中

〔泉亭記略系記〕

○山城

下鴨社領山
城田中村ノ

一下鴨社領田中村之内仁在之拾八石八升事、任當知行之旨、社納不可有相違候狀如件、

天正十二

十二月六日

玄以 在判

當社惣中

下粟田社

一當社領田中村之内在之廿三石三升九合事、但此内所々出作分在之、任當知行之旨、社納不可有相違之狀如件、

天正十貳年十二月六日

玄以 在判

下粟田社家中

〔廣隆寺文書〕

○坤
○山城

西院之内其方拘分高田五段事、如先々寺務不可有相違之狀如件、

天正十二

十二月九日

玄以(花押)

廣隆寺

太秦廣隆寺内

執行三位殿

○羽柴秀吉、賀茂社ヲシテ、其社領ヲ安堵セシムルコト、十一年十一月二十二日ノ條ニ見ユ、

釋迦文院空雅、增福院良運ノ後ヲ襲ヒテ、金剛峯寺檢校ト爲ル、

〔金剛峰寺檢校帳〕

青巖寺本

正親町院 第二百二檢校執行法印大和尚位空雅

釈迦文院、天正十二甲申十二月六日鑰渡、同十三日御拜堂、治山一箇年、執行代乘

宗、春榮房、○下略、金剛峯寺諸院家析負輯・三
寶大樂院、院本金剛峰寺山主檢校帳殆ト同シ、

〔高野春秋〕

十二

十二月六日

前官鑰渡、

十三日已講空雅檢校拜堂、七十一、執行代

來宗、春榮房、(乘乙)
大樂院、(乘一)

天正十三乙酉年春正月朔日、第二百二世寺務檢校執行法印大和尚位空雅朝拜、考、廿五日雜賀及子城

天正十二年十二月六日

二八三

第二百二世

天正十二年十二月六日

二八四

和田和佐田太田没落、有田・日高郡所々城兵出奔、
或來降、四月光佐顯如渡去雜賀移京六、

○良運、金剛峯寺檢校ト爲ルコト、九年十二月六日ノ條ニ、大樂院乘宗、空雅ニ代
リテ檢校ト爲ルコト、十三年五月六日ノ條ニ見ユ、

足利義昭、相國寺蔭涼軒壽泉清ヲ遣シテ、書ヲ島津義久ニ遺ル、

〔前參議時慶卿集〕 天正十一年・同十二年

壽泉京都ヲ
發足セント
ス

蔭涼清寂和尚薩陽へ下向に、送尋の詩ともめけし、陽明白后倭詠を申請、予また瓦
礫を送、
(有之)
(准元)

なれにける都の月をおもひ出は入ぬるかたに心とむな

〔蒲菴稿〕 天下之蔭涼主盟、余參玄之徒也、寔可嘉尙矣、頃以支赴關西、漫綴拙語兩絕、

古溪宗陳ノ
送行ノ詩

以餞行色、前惜別離、後祝遠大云、

別離忽任向西東、白髮殘僧更淚紅、把破蒲團無處過、空山誰共聽松風、
告別都城風露晨、秋云老矣覺情新、飯來他日々何日、可占南禪紅藥春、

〔上井覺兼日記〕 二十 十二月、

一五日、出仕如常、種々之儀共出合候、不及書載候、出仕歸(島津忠長)之麟臺御宿へ御同心之由候

義昭ノ使者
千手院ニ宿
ス
伊勢貞知

間參候、先刻進入申候水鳥御振舞也、座躰、主居忠長(新納忠元)・新武(鎌田政年)・鎌刑(純辰)・長谷場筑後守、

客居拙者(上井覺兼)・伊地知備前守・猿渡越中守也、種々御会尺無申計候、道正宗与今朝於殿中

拙者へ内儀申候者、當時上使御下着にて、千手院へ御宿被成御逗留候、拙宿へ御礼可

有候、殊(貞知)之伊勢因幡入道殿より書狀被相添候、左様之儀も直(清叔壽泉)之御渡有へく候条、彼是

入御可被成候、いかゞ候する哉之由也、何と様にも御较量次第之由申候、然処宗与拙

宿へ來候て、今日上使御礼可有之通、今朝申候つれ共、餘天氣不艶候間、無其儀候、

追入御候する、先々伊勢因幡入道殿書狀届被成候由也、即披見申候、蔭涼軒公儀爲

御使下向被成候、舍弟瑞春軒爲衣鉢侍者御供被成候、諸篇頼被成由之文言也、宗与へ

御酒寄合、閑談共申候、此晚新武(善)・和田玄番助同心(善)之被來候、基にて慰

候、從夫夕食參會候、深更まで雑話共也、

一六日、早朝談儀処被懸御意候、先日宮崎へ御越候処、馳走申候、御祝着候、其御礼承

候、食籠肴にて御酒持せ被成參會候て、賞翫申候也、從夫出仕申候、種子嶋武藏守(時式)

被參候、取成申候、此日上使御寄合之由候て、各支度之爲急罷歸候、先太守様上使御(島津義久)

宿へ御礼被成、忠棟・拙者御供申候、御劔鎌田源三郎也、聽る上使門迄出合被成、内

義久使者ヲ
訪問ス

天正十二年十二月六日

二八五

天正十二年十二月六日

二八六

義久内書ヲ
受ク

へ被請成候、御茶にて御立被成候、さて上使打迎之川上左近將監被參候、御内御縁之際まで案内者也、乍勿論從惣門(行)より御入候、太守様御椽迄御出合被成、對面処へ御奏者候、御椽にて良久御礼候て、太守様前之座敷へ御入候、廳旁御内書御渡被成、太守様御請取なされ、御頂戴候て、文箱之蓋之被請候を、其俣上座之押板之上へ御置被成、從夫上使立せられ、最前之裝束を被替、常之御支度被成、御座へ御出候、又太守様椽まで御出、御奏者被成、御座躰、客居蔭涼軒衣鉢侍者、是者伊勢因州御舍弟にて候、次橋隱軒、主居大守様、色々御斟酌と見え候へ共、上使被謙、對座之御座候、大守様御次左衛門督殿・忠棟、廳旁御膳參候、御湯漬也、三日まで參候、御酒一篇參候て、御膳者くたされ、御菓子參候、御盃五度御礼被成、上使御始被成候、さて御點心參候、如常御麵參候て、添着參候て御酒也、三度御礼被成、太守様御盃始被成、次(應)纒頭、同副着參候て、御酒數度御礼候て、餘之興覚様之候つる間、上使御始也、從夫(島津義久)金吾、金吾之盃瑞春軒、彼盃太守様へ參候、次羹、同添着參候、御礼數度不果候、左衛門督殿始被成、從夫御使僧へ參候、從夫御膳(應)のくたり候て、押物參候、奥之山左近將監・松尾与四郎など被仕候、地下乱舞衆何れも被罷出候、今度御酌ハ誰たるへく

義久ノ機轉

壽泉上井覺
兼ヲ訪フ

候哉、若衆なとい候て、笑止之由、太守様奥之山へ御戲言共候、然処(應)穰所新介御銚子持出られ候、奥山、爰之御酌こそ見立申候へ、只新介可宜候由被申候条、さていと候て、其分之候、御盃御礼不事果不與之様に候、かゝる処に太守様已後御着被進候すれ共、御下戸之由候間、迺も御數參ましく候、先御着と候て、廳旁自身御はさみなされ候、無了簡上使御着請取なされ候間、勿論御盃も御始候、寔々御礼不事果、興醒様に候処、太守様御才覚、乍不存珍重至極さうに祖候之衆申居候、左共候て御酒終候へ、御立被成、吾々も時々召出之御酒被下候、御座様子見合、事延候のぬ様にと被仰付、次之間之堪忍申候也、

一九日、早朝宗与來候て、上使拙宿へ御礼之御光儀之由申され候、何と様にも御意次第之由申候也、廳旁入御被成、杉原十帖・梶井宮殿哥被遊候扇子二本預候、衣鉢侍者より(道法親王)聖護院殿哥被書候扇子五本、又五本預候也、御酒不執合之參會申候、宗与案内者仕候也、(中略、上井覺兼等、大友氏ニ對スル處置等ニ就キテ諾スルコトニカ、ル、本月四日ノ條ニ收ム)此日上使御宿へ參候、宗与案内者之頼候て參候、衣鉢侍者門迄出合被成候、上使庭まで下合被成、奏者めされ候、從夫座中へ參候、今朝拙宿へ御光賁之由共申候也、食籠着にて御酒進献申候、即御賞翫被成、着

天正十二年十二月六日

二八七

天正十二年十二月六日

二八八

共御自身被下候、又こなたよりも進覽申候、愚弟源左衛門尉召烈候、宗与内儀共申候哉、知せられ候て、召出御酒被下候也、衣鉢侍者へ御樽とて百疋進之候、祝着被成由也、御暇申候時、又庭まで下合御礼候也、(集總)総藏主者門まで送被成、(下略、山川津ノ船頭某、琉球渡海ノ許可ヲ得ルコトニカ、ル、十一月十日ノ條ニ收ム、)

〔島津家文書〕

尔來不申通候、抑肥州表之儀、被及一戰、被屬本意之由、無其隱候、(島津家久等、龍造寺隆信ヲ肥前島原ニ破ルコト、三月二十四日ノ條ニ見ユ、)然者急度祝詞爲可申越、内々使者申付候刻、蔭涼軒下國之由候条、依的便如此候、何様追而可申越候間、令省略候、委細者申含紹藏主候也、恐々謹言、

九月廿八日

修理大夫殿

○義昭、柳澤元政ヲ遣シテ、龍造寺政家・島津義久ニ幕府ノ恢復ニカヲ致サン事ヲ求ムルコト、九月四日ノ條ニ、義昭ノ使者柳澤元政、薩摩鹿兒島ニ抵ルコト、十三年正月二十四日ノ條ニ見ユ、

八日、(庚)肥後筒嶽ノ小代親泰、薩摩鹿兒島ニ抵リテ、甲冑及ビ黄金等ヲ島津義久ニ遺ル、隈部親泰・白間野宗郷・大津山某等モ亦、使ヲ遣シテ太刀・馬ヲ遺ル、

〔上井覺兼日記〕 二十 十二月、

一八日、出仕如常、(親泰)小代殿出仕候、即御見參被成、加三献にて退出候也、御太刀・黄金卅兩・甲鎧進上也、(久倍)奏者町田出羽守、(親泰)隈部殿より使者被上候、御太刀・甲鎧進上也、使者上覽被成、(宗郷)大津山殿・白間野殿も使被上候、御太刀・馬進上也、何も使者御覽被成、(下略、島津忠平等、村田某ノ處置ニ就キテ議スルコトニカ、ル、下ニ收ム、)

一九日、(中略、山川津ノ船頭、琉球渡海ノ許可ヲ得ルコトニカ、ル、本月九日ノ條ニ收ム、)小代殿拙宿へ礼ニ被來候、即參會任、御酒寄合候、太刀一腰・刀相添預候、矢野出雲守案内者申候也、内衆一兩人召出、御酒申候也、此夜本田信州被來閑談候、宗泊と云者こ一二番舞いわせ慰候也、白間野殿より使預候、并片色一預候也、

一十一日、(中略、下ニ收ム、)小代殿へ御旅宿へ參候て、御礼雖可申候、日州へ御急用共候て、卒こ出船申候とて、使者にて申述候、太刀一腰・織物祝礼計ニ進之候、(上井覺兼略、)然処ニ拙者假屋

天正十二年十二月八日

二八九

天正十二年十二月八日

二九〇

まで大津山殿使者被來候、銀子百目預由也、只今出船之条追る御礼可申述之由、敷祢
玄番助にて使者宿へ申遣候、○下略、上井覺兼、加治木ニ著
スルコトニカ、ル、下ニ收ム

○親泰、義久ニ降ルコト、及び親泰等、肥後高瀬ニ來リテ島津忠平ニ謁スルコト、
十月一日ノ條ニ見ユ、

〔附録〕

〔上井覺兼日記〕 二十 十二月、

一朔日、払曉ニ行水仕候て、看經別る仕候、出仕如常、宮崎住吉大宮司大乘坊始る被懸
御目候、鎌田刑部左衛門尉殿奏者也、此朝出仕歸之麟臺、(島津忠長)鎌刑へ御出被成候、拙者も御
同前之由承候間、其分候、座躰、客居忠長・新武州・岩切三河守・幸若与十郎、主居拙
者・猿渡越中守・亭主也、種々御会尺被成、拙者持せ候水鳥別る御賞翫共也、新武与
拙者碁一二番仕候、酒宴などにて閑談被成、從夫各罷歸候也、新武直ニ拙宿へ御座候、
折節奥之山左近將監・松尾与四郎・道正宗与など來候、宗与扇子(五本)持せ候、從夫打
續礮所新介・本田信濃守・宗運・幸若弥左衛門尉・大明友賢・森木右衛門尉・瀬戸口
安房介・可丹齋など被來候、各雜話共也、碁・將碁などにて慰候、并瀬戸口安房介へ

圍碁

義久向嶋ニ
鷹狩ス

鶴戸社法樂
ノ連歌

二階堂秀行
湯之浦地頭
トナル

水鳥料理共させ申候て、各參會賞翫仕、酒宴など也、

一二日、(島津忠長)太守様・(島津忠長)武庫・(藏)金吾御同心にて、向嶋へ御鷹狩ニ御出船候、然処順風なく候て、
從夫吉野へ直ニ御登被成、川上左近將監殿館にて清水衆御坂迎被仕候、吾々も可參之
由候つれとも、御狩にハ罷出す候て、御酒之処へ(大座)祀候ハ申かたく候て不參申候、此日
珠長へ礼ニ參し候、御酒持せ候、即參會也、去八月二日、鶴戸山法樂ニ大脇民部左
衛門尉と兩吟ニ百韻仕候懷昏見せ申、合點之由申候、斟酌候つれとも強申候間、合點
也、點廿五句之内、長一、いかなる仕合にて候哉、拙者十五句之内、長一仕候、寔ニ
覺外之儀候、新武宿へ礼申候砌、奥之山左近將監被來候て、種々閑談共也、新武・奥
左・可丹同心仕候て、不斷光院へ御礼ニ參候、御酒持せ申候、即御賞翫也、從夫碁に
て慰暮し候也、

一、三日、○中略、家久ノ次男源七郎、東郷重尙ノ嗣
トナルコトニカ、ル、本月三日ノ條ニ收ム二階堂安房介湯之浦地頭役被仰付候、其御
祝言被申上、奏者伊地知伯州、(重秀)折着にて樽二荷・三百疋進上也、持參之御酒即御賞翫
也、御盃安房介頂戴被仕候、子息三郎次郎官途之事望申上られ候、帶刀長ニ被任候
也、是も召出之、御酒被下、退出候也、○中略、東郷重尙ノ使、覺兼ヲ訪フ
コトニカ、ル、本月三日ノ條ニ收ム二階堂安房介被

天正十二年十二月八日

二九一

天正十二年十二月八日

二九二

狂言舞

來候、是も同前、伊集院掃部助殿繁昌被成候由候間參し候、御息へ祝礼迄二百疋進入候、金吾公御宿へ參候、即御見參被成、御酒也、從夫阿多掃部助殿・幸若与十郎など同心候て、(伊勢貞末)有川長門守殿へ礼申候、種々會尺共也、此日珠長・宗運同心にて拙宿へ被來候、御酒參會候、折節松田(重安)左近兵衛尉來候て、狂言舞など仕、酒宴共也、

一四日、兵庫頭殿へ御寄合之時、各出仕候へとして、早朝之出仕ハ無之候、於御對面処武庫公御寄合被成、御座躰、主居太守様・金吾公・橋隱軒・忠棟、客居武庫公・豊州・拙者也、種々御着にて御酒也、白鳥など參候て御賞翫共也、奥之山・松尾与四郎被仕候、御點心之時、本田紀伊守御座へ被參候、深更まで御酒宴也、豊州者始る當年御參上とて、御太刀・百疋、折着にて樽二荷御進上也、其御酒之時、豊州御酌被成候、祝候衆何れも通之御酒被給、(中略、秋月種實・龍造寺政家、義久二使ヲ遺ルコトニカ、ル、十二月四日ノ條ニ收ム、)此日川上上州、紹巴之千句之註本持せられ候間、可書写之由申候て借用仕候、上包こしの、は草と計書付被成候て預候、洩すなよとの儀にやと推量申たる迄候、

里村紹巴ノ千句ノ注本

一八日、(中略、小代親泰等、物ヲ義久ニ遺ルコトニカ、ル、上ニ收ム、)從武庫寄合中へ承候、村田殿長々被失面目被罷居候、

然者福昌寺真幸へ御使僧にて、今度御參上之刻、彼御侘頼被成由候キ、又々爰元にて頻こ頼之由候、最前彼方被召失候砌、御談合等被聞せ御申有かたき儀之候へ共、餘々福昌寺より御憑候通被仰候、難默止候条、御申被成候、殊更老役之人など如此御陵被成事、不淺おほされ候へ共、御申被成由也、伊地知伯州にて也、如此御申之儀ハ乍勿論可達上聞候、武庫公御存分者、御真実被召直候て可然思召候哉、又福昌寺支る御頼之由候間、難默止思召候て御申候哉、如何之由、定る御尋被成事も可有之候、爰を承度通、武庫公御使五代右京亮へ相尋也、武庫公ハ其執御定者會無之候、只福昌寺頻こ御申故如此候間、其分上聞被成候て肝要之由也、昨日金吾公拙宿へ御礼として入御候処、不罷居合候て、所存之外之由申述候、豊州も先日拙宿へ御入候、御礼申候也、伊地知右京亮殿へ礼申候、種々會尺也、田代備後守・蓑輪丹波守など有合候て会尺共也、此晚宗与來候て物語共申候処、町田五郎太郎殿・本田大炊大夫殿・同弥六殿被來候、種々雜談共にて酒宴也、

一十日、出仕如常、伊地知伯にて被仰出候、村田右衛門佐之事、福昌寺忠平御侘被成候、各存たることく阿多源太・平野新左衛門事生害させられ候、(經平、野村民部少輔殺害事件ニ連座スルコト、十年十一月二十三日ノ)

義久老臣村田經平ノ老處分ヲ他ノ老臣ニ諮ル

天正十二年十二月八日

二九三

甲斐宗運ト
ノ紛争
出陣ハ秋ト
ナルベシ

見ユ、然ハ村田科之儀ハ晴候する事者永劫難有候、併此候ニ召置候する事も如何ニ被思召候、深々敷血判なとさせられ、七十五日欵、又ハ百日とも日敷を定させられ、其内ニ何たる失も見え候ハすハ被召直、何方へも田敷おとり之在所なとへ繰移され候て可然候、餘ニ無余儀筋目之仁にて候間、如此ハ如何候する哉、老中へ御尋被成候由也、菟角不輕義候間、各御返事難申上候、併科ハ永々晴ましく候、然共と被仰事候間、能々御思惟被成、向後御爲ニ罷成候する様ニ可目出之由、忠長・忠棟・親貞・拙者同前ニ申上候也、從夫武庫公・喜入攝州・新納武州へ此等之儀御尋被成、各御意次第之由被爲申候也、三船堺御弓箭之事も、必竟御着陣たるへく候間、來春被見合、御談合候する由相定、此日度々御鷹野御振舞之御返報、麟臺御宿にて各申候、御座躰、上座大守様、客居忠平公・賀雲・川上左近將監殿・拙者・鎌田刑部左衛門尉、主居喜入攝州・麟臺・本田紀伊守・阿多掃部助、深更まで御酒宴御閑談也、各持參之御酒御酌被申候、吾々も其分に候、奥之山方・松尾方など被仕候、種々御慰共也、一十一日、出仕如常、武庫公御暇御申被成、村田殿事者、昨日之如上意福昌寺へ被仰出候、御弓箭之事ハ、彼境など被見合候て御陣など候ハ、をのつから來秋ニ可罷成

來春ハ新田
宮造營スベ
千句連歌

市來港唐船
祝物
唐船披衆
覺兼鹿兒島
ヲ發ス

加治木ニ著
ス

肝付兼寛ヲ
訪フ

候欵、又其内宗運(甲斐)など申出義も候ハ、隨其左右自然ニ御行可出來候、先々來春ハ新田宮御造營肝要之由也、毎年御舊例之御千句正月十六日にて候キ、近年二月廿五日被成候、此五六ヶ年者御弓箭ニ付無其儀候、來正月廿五日ニ御興行之由相定候也、此朝穰所新介にて歳暮之御祝言等午次申上、御暇申候、明春早々可參上申之由也、市來湊唐船祝物として皿・茶椀・唐昏、松本佐渡守・瀬戸口与介被持來候、彼兩人此船嚙衆也、○中略、小代親泰ニ使ヲ遣スコトニカ、ル、上ニ收ム、乗船候処ニ、(島津)義虎より御使書預候、先日宮崎使書并馬被遣候、拙者此方へ參候由被聞せ候、留守中兼約之鷹進入申候、御祝着之義也、船中へ穰新酒肴預候、聽る彼衆へ參會候也、平田新四郎殿も船にて御送候間、同御酒參會候、○中略、大津山某ノ使、覺兼ヲ訪フコトニカ、ル、上ニ收ム、此晚加治木へ着船候、假屋ニ宿申候、別當城へ罷登由申候間、肝付藏人殿まで罷着候通申候、聽る霜臺より使者預候、今夜城へ可罷登之由可承候へ共、かこ嶋より沈醉にて參候由被聞せ候条、明朝早々迎可預之由也、假屋御酒振舞候也、一十二日、曉起候て、藥師如來へ讀經等申候、肝付藏人殿霜臺より使之下也、早々可罷登之由也、別當御酒持來候、藏人殿と參會賞翫仕候、聽る城へ登候、彈正忠殿出合被成、祝着之由也、座躰、客居拙者・肝付小五郎殿・谷山志广介・肝付藏人殿、主居霜

天正十二年十二月八日

二九六

加賀染
京土産

臺・同名半五郎殿・同名備前守殿也、種々懇勸之會尺也、拙者樽持せ候、賞翫共也、京邊雜談共也、池田房一懸・加賀染着物一、數寄之座こ出候、筒椀一通京土産として預候也、肝付藏人殿へ宿申候、彈正忠殿廳る礼こ御座候、御酒持せ被成、藏人殿も會尺被申候也、從其親類衆達へ酒肴など持せ候て、銘々こ礼申候、從夫廳る打立候、板井手迄一家衆皆々送こ被出候、藏人殿御酒持せられ候間、各寄合賞翫申候、此晚宮内桑幡へ着候、種々會尺共也、拙者も御酒持せ候、賞翫共被成候、大圓坊御酒持來也、一十三日、桑幡左馬頭殿三男拙者頼被成候、元服之由也、數度斟酌申候へ共、頻こ承候条、無隔心間之事候候、任其儀候、祝言之三献等如常、拙者へ太刀・百疋預候、拙者も當時指合候刀一腰吉則、進之候、種々祝言之酒宴共也、又大圓坊など御酒持也、政所殿へ礼申候、娘子拙者へ見せなされ候間、祝計こ百疋進之候也、是にても種々肴にて御酒也、拙者も御酒持せ候、此晚下井まで打立候すると仕候處、大雨降來候間、桑幡殿頻こ留被成候候、此夜ハ留候、女中よき仕合之雨にて拙者留候として、御よろこひ共被成、如此あそはされ候、

かへる人したふ心を知雨にうれしさそふるけふの暮かな

覺兼ノ返歌

かたしけなさのあまりに、拙者

出かたミけふもやすらふ中宿り雨やあるしの心なるらん

かくのことく申て候へハ、そこに有合人々、皆うたよミ酒のミなとしてなくさミ也、

留守式部(藤巻)太輔殿御酒持せ被來候、即參會申、賞翫仕候、此夜ハ謂捨などにて深更まで雜話共也、

一十四日、早朝打立候、下井通候處、厚地六弥太と申者御酒持出候て振舞候也、此日も雨降候、前こ氣色之杜を過候時分、

晴ぬへさけしきもやとて立よれハ雨に増れる杜の下露

如此ひとりこち候、此晚、漸財部上井之村こ着候、日光神正祝御酒持來候、見參候て賞翫仕候、彼上井之門之事、先祖爲秋已來、北郷殿より預候て格護之地こ候、然こ(上)兼上井より永吉へ移替之刻、菟角候て北郷殿被取返候、三ヶ年已前、又々拙者沙汰仕返、格護申候、彼百姓始る拙者來候として、種々會尺共申候也、

一十五日、從弘曉看經別る申候、從夫打立候、下河路丸山名字之者處にて、破籠など受用申候、急候間、さり川へ着候、是又拙者變之處にて候間、種々會尺也、祝言と

天正十二年十二月八日

二九七

財部上井ニ
嗜ス

覺兼上井門
ヲ領ス

天正十二年十二月八日

二九八

犬山狩

宮崎ニ歸著ス

て百足くれられ候、内之者共迄にも引手物也、

一十六日、犬山狩仕候、福永宮内少輔殿被聞付、狩人召烈被來候、寄合候て犬山仕候、猪一取候、福永殿柴屋にて御酒振舞也、從夫川舟にて内山まてくたり候、野村刑部少

輔殿（御）元本寺之被出合會尺也、從夫又舟にて宮崎へ着候、

一十七日、帰宅候とて諸人被來候也、

一十八日、観音へ別之讀經申候、鎌源（兼政）へ久無沙汰申候とて行候、種々肴にて酒也、從夫鎌源同心にて帰候処、大門坊被來候、御酒持せ也、即見參申、賞翫候、衆中少々揃候

て、來正月廿五日御千句調之盛、又ハ椀飯などの儀等談合申候也、此晚柏將（柏原有期）・鎌源・

上井右衛門尉（兼成）へ雁有方より到來候間振舞候也、御酒にて深更まで閑談仕候也、

一十九日、從宇土殿使僧預候、今度御出勢之刻、於所々同陣被成、被仰談事本望之由也、中昏三十帖預候、此晚風呂焼せ候て、入候る慰候也、吉利殿（忠徳）より無沙汰被成候

由候て使者預候、猪肢二、預候、拙者留守中（安徳）之從桃山殿犬山にて取せられ候とて、丸猪にて預候、此等之爲御礼、野村彦七使（彦七）之參せ候也、

一廿日、加治山佐藤於高瀬度々高名共申候間、名字免許仕候、其祝言とて拙者へ御酒振

和地川原ニ
新町ヲ建設
ス

舞候、當城内之衆各會尺之被來候、種々酒宴共也、此晚、和地川原（知下同ジ）へ新町立させ候、彼

処未見候間、爲見償下候、敷越・柏將（野村實朝）・野大同心申候、谷口和泉拯宿へ留候、種々會

釈仕候、紹巴千句之注本など見候て閑談候、

一廿一日、谷口和泉拯種々會尺申候、それ過候へハ、聽る打立、海江田へ越候、祖三寺（蘇山）

坂迎也、

一廿二日、朝狩之登候、從夫圓福寺へ參候、種々御會尺共也、此夜内山へ留候、

一廿三日、諏訪講頭前にて候間申付、兒玉隱岐拯処にて勤させ候、木花寺座主にて候条

御出候、恭安様（上井）も御下也、終日酒宴共也、此晚恭安様へ參候て留候、

一廿四日、払曉之起候て看經等申候、從夫恭安御會尺被成、庄内上井之門之百性（百々）、先

日行候礼歳暮彼是之來候、見參申候、從其御崎觀音へ參候、并寺へ礼申候、種々御會

尺共也、從其御伊勢へ參宮申候、加治木宮内少輔子名付候へと申候る呼候間、彼処へ

行候、先三献如常候て名付候、其次今村与一左衛門尉子も名付候、種々會尺共也、宮

内少輔祝言とて百足くれ候、拙者前より弓二張祝儀まで之遣候、宗琢・源左衛門など

申殿所町衆御酒など持來候、夜入候て如内山帰候也、

天正十二年十二月八日

二九九

有馬鎮貴ノ
兵代ニ入
リテ狼藉
ス

茶湯

歳暮ノ禮儀

一廿五日、從義虎旧例之御慶書被下候、并先日鷹進献申候、御自愛之由共也、其御報相應之申候、將亦昨日從比志嶋吏部(義基)、菱荊軍兵衛尉を以承候、頃高來神代殿より使にて候、八城(代下向シ)へ當時滯留共候、然ハ有馬殿(鎮貴)より到神代色々狼藉之儀共候、就夫先々帰宅候て子息などを此方へ置候する由候、拙者へ尋之爲使者にて候由也、返答、比志嶋殿如御存知、寂前質人ノ八城まで召寄候事ハ、不紛吾々较量に候、併八城へ平田殿(光宗)候上者、彼方へ御談合候て可然候するを、鹿兒嶋よりも遠く候當國まで態尋候処、納得不申候、雖然肥前も當分者御幕下ニ屬候上者、別儀有ましく存候、何と様にも平田殿へ談合被申候て肝要存候、吏部御较量にハ過まじき由申候也、此日如宮崎罷歸候也、

一廿六日、早朝より罷歸候とて各被來候、宇多能登守方息元服之由懇望候、再三斟酌候へ共、頻承候間、任其儀候、種々雜掌共被構候、祝言とて百疋持せられ候、拙者も喉輪一、進之候、此次和田左近將監息・坂本千兵衛尉息名共付候也、新納殿より歳暮之使者賜候也、此朝者鎌源こゝ茶湯会尺也、柏將・拙者也、

一廿七日、從高城・財部歳暮之使者也、金剛寺歳末之御登候、御酒御持せ也、參會賞翫申候、滿願寺此外諸出家衆卷數持せ御座候、御酒・御茶など各預候也、銘々御酒參合

候也、社家衆、百性など如恒例歳暮之來候、相應之見參申候、從吉利殿歳暮之御使者也、善哉坊も歳暮之被來候、即參會申候、

一廿八日、看經別る仕候、此朝も出家衆少々歳暮祝言之被來候、綾より使者也、桃山殿よりも歳暮之使預候、曾井よりも同前、曾井より昨日比志嶋源右衛門尉にて承候趣、一兩日前、赤江之者隼鷲取候をさし取候、拙者鷹師來候て此方之鷹之由申候、尤早々可被遣候へ共、所望之被思さ由也、拙者返答、輒御事候、互之如此鷹などの儀ハ有事にて候へ共、今年者兵庫頭殿・義虎へ鷹進覽候て、是一計所持候間、彼鷹之事者可返給候、來年取せ候する鷹を必先一可進之由申候也、就夫別之鷹を居させられ、是を此方へ召置候へ、頻之拙者鷹之事ハ御所望之由也、又返事申候趣、拙者鷹之事ハ昨日様子申分候へ共、其上被召置候するハ不及是非候、別鷹を(鷹ヲラシ)こなた給候者望なく候趣、返進由申候て、中馬名字之鷹師へ見參申、御酒寄合、返候也、

一廿九日、歳暮衆あまた被來候、都於郡・飯田・木脇・本庄などより使者也、永峯・細江よりも同前、從曾井拙者鷹居させ返預候也、中村内藏助寂前より意趣被聞候、彼仁まて居させられ、聊忝なされたる由承候、又内藏助までとて、爰までハ互こつかひ遊候

天正十二年十二月九日

三〇二

鷹ハ返被成候、爰よりハ返預間敷由也、さてハ其分ニ承候哉、不及力、彼鷹之事も御所望として被召置候ハ、不及是非之由申候キ、別之鷹を居させられ候処、無納得候迄にて候、先々又々御居させ候間、月追と申、先々此方へ繁置候、明春御面之時分御談合可申由申候也、就夫今よりつかひにかし之鷹返給ましき由候坎、不及力候、此方へ會井之鷹來候するハ何時も可返進候、拙者鷹之儀ハ返預ましき処ハ御按量次第之由返事申候也、諸寺家へ歳暮祝言、拙者ハ腫物氣然々なく候間、同名右衛門尉代ニ頼候也、

和知川原今町

一晦日、從清武歳暮之使者也、和知川原今町之者共來候也、吉利縫殿助殿歳暮之礼ニ御座候、御酒參會申候也、

九日、前相國寺住持瑞超、江、寂ス、

〔鹿苑僧録歴代記〕○山城

江春瑞超 嗣彦材茂（瑞茂）

彦材瑞茂ニ嗣法又承兌ノ秉炬法語

天正十二甲申十二月九日示寂、（承兌）西笑秉炬法語曰、拜迦文佛於鷲嶺、五濁普度郡品、現岑禪師於鹿苑、長沙大開法筵云々、

七十一歳

世壽七十一、居長得院、

〔五山歴代〕 相國寺住持位次

江春瑞超 （瑞超） 嗣彦材茂、々嗣湖月桂、々嗣月印曼、々嗣要叔惠、元龜元年庚午七月四日領公文、同二年辛未歳旦上堂、天正十二甲申十二月九日寂、壽七十一、居長得院、（瑞超）

〔相國寺塔頭末派略記 併 歴代〕 長得院 （瑞超） 旧号大幢院

江春瑞超 嗣湖月桂、住相國、元龜二年住相國、又居鹿苑院録僧支、天正初兼領勝定院、天正十二年甲申十二月九日示寂、

〔鹿苑院公文帳〕 禪刹歴住位次、相國寺

雖領公文不開之、江春 瑞超 永祿十一六月日

湖月芳桂ニ嗣法ストノ相國寺勝定院ニ住ス相國寺ノ公帖ヲ受ク

改前代公文、重當代公文贈之、於此始住持、翌年開之、江春 瑞超 元龜元年七月二十四日

〔鹿苑院公文帳〕 諸山位次簿 （弘也）

同四年戊午 三月改元号永祿、

江春 瑞超 景徳 九月廿六日

天正十二年十二月九日

三〇三

天正十二年十二月九日

三〇六

〔鹿苑日錄〕

十

天文十八年二月八日就福益之儀有評議、湖月・江春・鶴首座・音都寺

□年貢用十五貫、自十八年廿貫文、自己酉至癸丑五箇年爲百姓取沙汰也、百姓大夫請乞也、

〔疏藁〕

四

樟笑隱入寺扁彰叔仙策彦作、卦十二、四十四、

江湖

○本文略、天正三年三月是月ノ條ニ收ム、

竜集乙亥天正三年三月 日疏

長芦瑞超江春○下
長得院略

長蘆

天龍江湖

文盛入寺源春製

○本文略、天正十一年五月是月(補遺)ノ條ニ收ム、

天正龍集癸未夏五 日疏

河南元保好春○下
江芦瑞超 略

〔疏藁〕

五

東菴住妙心山門永祿九丙寅暮秋策彦製

江蘆
一 好春
二 好春
三 好春
四 好春
五 好春
六 好春
七 好春
八 好春
九 好春
十 好春
十一 好春
十二 好春
十三 好春
十四 好春
十五 好春
十六 好春
十七 好春
十八 好春
十九 好春
二十 好春
二十一 好春
二十二 好春
二十三 好春
二十四 好春
二十五 好春
二十六 好春
二十七 好春
二十八 好春
二十九 好春
三十 好春
三十一 好春
三十二 好春
三十三 好春
三十四 好春
三十五 好春
三十六 好春
三十七 好春
三十八 好春
三十九 好春
四十 好春
四十一 好春
四十二 好春
四十三 好春
四十四 好春
四十五 好春
四十六 好春
四十七 好春
四十八 好春
四十九 好春
五十 好春

○本文略、永祿九年九月是月ノ條ニ收ム、

同々門 江春製

○本文略、永祿九年九月是月ノ條ニ收ム、

鐵山住妙心山門天正三年六月策彦製

○本文略、天正三年六月是月ノ條ニ收ム、

同々門 江春製

○本文略、天正三年六月是月ノ條ニ收ム、

〔疏藁〕

四

建仁寺諸山東遷梅仙入寺江春作、自相國調之、唐紙非絹十五卦、廿六卦、但白卦也、

諸山 茲諭

前席聖福梅仙禪師茂膺

樞府鈞迂、滌篆

東山建仁禪寺、於是乎、諸利鱗次于洛澁者、聳斯盛拳、弗勝鰲抃、輒闔詞製疏、式從

與厥駕云、

○本文略、天正五年十一月十一日ノ條ニ收ム、

天正十二年十二月九日

三〇七

天正十二年十二月九日

天正丁丑十一月 日疏

南禪景秀(鐵雙)方印 天竜

相國瑞超(好春)方印 東福光璞(獸甫)方印

万壽 等持宗勤(松卷)方印

臨川周良(策彦)方印 真如

安國 寶懂(心厚)方印

普門 廣覺

妙光 玆澄

〔疏藁〕 五 南華住妙心山門 天正辛巳三月二日 江春製

○本文略、天正九年三月二日ノ條ニ收ム、

〔疏藁〕 四 哲惟杏入寺 昂秀岳松、金山旭派、超江春製、卦十二、四十六、

江湖 玆審

前席真如惟杏禪師榮中

大袒越樞府鈞命、滌篆

惠日山東福禪寺、於是烟簾雨笠之徒、聞斯盛舉、不勝鳧藻、胥率製疏、以從臆厥駕云、

○本文略、天正九年三月十四日ノ條ニ收ム、

天正竜集辛巳春三月 日疏

河南元保 南城東逋 清澄龍喜 藤陰善樟 沢南宗勤 西岩周悅(翁勉)

芳洲永雄(英甫) 洛東灵三(玄圃) 南陽承兌 洛滌壽筠(有和) 水西令彰(三章) 西蜀壽泉(酒叔)

江東聖澄(月鏡) 三峰龍珊(友月) 長芦瑞超

〔疏藁〕 五 明院住妙心山門 天正十年壬午正月 月溪製

○本文略、天正十年正月是月ノ條ニ收ム、

同々門 江春製

○本文略、天正十年正月是月ノ條ニ收ム、

玉堂住妙心山門 超江春製

拜盧老於南華塔 有祖有宗

起尙父於東海濱 以文以武

眷夫子生孫々生子 誠哉人弘道々弘人

天正十二年十二月九日

天正十二年十二月九日

三一〇

某

舌翻波瀾
胸列星斗

衡岳三生藏之大覺 對金殿万乘

濟水十一世之仲謀 評碧岩百則

法城降魔架新羅箭 甲第選仙現鬱鉢花

得才亦難 屈產乘垂棘壁

續絃不易 孤竹管雲和琴

加沙影腹禁池 安居驗戒臘

衆所皈也 我無間然

唐太白人中麒麟 餘子何數

漢四皓〔帝脫カ〕 皇羽翼 万民咸寧

○瑞超、江春、足利義藤ノ生御魂ノ宴ニ侍スルコト、天文八年七月七日ノ條ニ、法霖梅叔ノ鹿苑院入院ニ際シ、物ヲ贈ルコト、同十一年十二月十四日ノ條ニ、足利義晴ノ十七年忌ニ臨ムコト、及び其法語ヲ見ルコト、同十九年五月四日ノ條ニ、足利義輝ノ收骨佛事ヲ勤ムルコト、永祿八年五月十九日ノ條ニ、宗暎東菴ノ妙心寺入寺ニ際シ、

花押

〔花押彙纂〕

釋家之部

同門ノ疏ヲ製ルコト、同九年九月是月ノ條ニ、相國寺住持トナルコト、元龜元年七月二十四日ノ條ニ、足利義輝並ニ同義晴ノ室慶壽院ノ七周忌ヲ勤ムルコト、同二年五月十九日ノ條ニ、宗鈍鐵山ノ妙心寺入寺ニ際シ、同門ノ疏ヲ製ルコト、天正三年六月是月ノ條ニ、東逋梅仙ノ建仁寺入寺ニ際シ、山門ノ疏ヲ製ルコト、同五年十一月十一日ノ條ニ、玄材南華ノ妙心寺入寺ニ際シ、山門ノ疏ヲ製ルコト、同九年三月二日ノ條ニ、永哲惟杏ノ東福寺入寺ニ際シ、江湖ノ疏ヲ製ルコト、同年三月十四日ノ條ニ、玄昉明院ノ妙心寺入寺ニ際シ、同門ノ疏ヲ製ルコト、同十年正月是月ノ條ニ見ユ、

〔參考〕



○光源院文書〔山城〕
永祿十二年己巳五月七日附鹿苑院仁如集等連署實券

天正十二年十二月九日

三一

天正十二年十二月九日

三二二

〔京都府寺志稿〕

四十二上
相國寺上

塔頭子院

長得院 足利義量ノ靈牌所ニシテ、其法号ヲ以テ院號トス、應永年中ノ開創也、天明火
後ノ再建ニ係レリ、

〔京都府寺志稿〕

四十二上
相國寺上

塔頭子院 附記

足利氏歴世靈牌所ノ存廢

勝定院 足利義持 廢

〔萬年山聯芳錄〕

三
長得院舊號大幢院

第四
世 江春瑞超

諱瑞超、字江春、號長蘆、嗣湖月、弘治二年丙辰前版乘拂、歷真如、陞等持、元龜元
年庚午七月四日領公文、辛未元旦上堂、不住山、天正元年癸酉、避亂居醍醐山、明年
甲戌七月、住鹿苑院、任僧錄司、十二年甲午十二月九日化、世壽七十一、十二日、闍
維千本、西笑和尚有乘炬語、塔于當院、

豊後府内ノ大友義統、立花鎮實・同鎮貞等戸次道雪麾下ノ諸將ノ筑後

在陣ノ功ヲ褒ス、

〔立花右衛門大夫同兵庫助宛感狀寫〕

度々如申候、近年其堺乱念以來道雪別(戸次)而依被勵忠意、各支於在々所々粉骨軍勞及數度候
之段、銘々令承知感入候、弥無別儀可抽馳走支可令喜悅候、必取鎮一稜可賀之候、恐々
謹言、

(天正十二年)
十二月九日

(大友)
義統 在御判

立花彈正忠殿(鎮實)

立花二郎兵衛尉殿

立花勘右衛門尉殿

立花与三左衛門尉殿

大津山伊豆入道殿

和仁式部少輔殿

沓懸駿河守殿

天正十二年十二月九日

三二三

天正十二年十二月九日

原尻市正殿

長峯内藏助殿

田尻八郎殿

顯孝寺存應

高瀬和泉入道殿

薦野弥助殿(或家)

豐饒弥二郎殿

大村兵庫助殿

佐野兵部少輔殿

吉木加賀入道殿

大和形部少輔殿(刑)

薦野勘解由允殿

甲斐形部丞殿(刑)

三一四

因幡大藏少輔殿

宮迫宮内丞殿

小野治部少輔殿

原尻左馬助殿

内田壹岐守殿

竹迫日向守殿(備種)

長峯上總介殿

立花内記允殿(マ)

立花淡路入道殿

立花越中守殿

立花右衛門太夫殿(御實)

上包、右衛門太夫・彈正忠兩人ニ當、

○道雪・高橋紹運等、筑後ニ入り、猫尾ノ攻圍ニ參加スルコト、八月十九日ノ條ニ、

天正十二年十二月九日

三一五

天正十二年十二月十日

三一六

龍造寺政家ノ屬城筑後高群ヲ攻ムルコト、同二十四日ノ條ニ、筑後猫尾ヨリ轉ジテ同國縮・坂東寺・西牟田・折地・小島・水田・築河等ヲ侵スコト、同二十八日ノ條ニ、蒲池鎮運ヲ筑後山下ニ攻メ、尋デ築河・瀬高・鷹尾等ヲ火クコト、及び大友義統、立花鎮實等ノ筑後ニ於ケル戰功ヲ褒スルコト、九月十一日ノ條ニ、立花統虎、立花鎮實等ニ書ヲ遺リテ筑後在陣ヲ勞フコト、同二十日ノ條ニ、道雪・高橋紹運等、軍ヲ筑後高良山ニ移シ、尋デ、龍造寺政家ノ領邑草野・妙見・井上等ヲ攻撃シ、又秋月種實ノ領邑ヲ侵スコト、十月三日ノ條ニ見ユ、

十日、子、壬安藝沼田ノ小早川隆景、伊豫能島ノ村上元吉ニ答ヘテ、同國宇和表ノ警備ニ力ヲ致サシム、

〔村上文書〕

○周防

隆景新庄ニ
赴ク

如仰近日者不申承候、來春行爲相談之、至新庄罷越、一兩日以前吉田歸着候、此方角逗留故、切々不申入候、仍郡内表之儀、先以無相替事候歟、肝要候、宇和表御警固之儀、從兒三右・井又右所茂申越候、弥被成御分別、彼表年内中被相拘候、御調儀專一候、於今

東國陣和談
調フ

之姿者、(河野通直)道後可被及御迷惑之条、各令渡海、一行可申付候、隨而來嶋衆狼籍之儀、御理無承儀候、道後へ山新進之置候間、(山田新右衛門尉)武吉へ委細可申入候、近日可令歸城之条、重々可申談候、次上邊之儀如承候、東國陣和談相調由候、(羽柴秀吉、織田信雄・徳川家康ト和ヲ講スルコト、十一月十五日ノ條ニ見ユ、)長々之被相互退窟候而如此と相聞候、塩飽傳可被及聞召候条、不能申候、猶期後音候、恐々謹言、

左衛門佐

(天正十二年)
十二月十日

(小早川)
隆景(花押)

(村上)
元吉

御返報

〔村上文書〕

○周防

如仰近日者無音之様候、此間中吉田令逗留申後候、仍郡内表御覺悟之段申入付而、武吉道後被成御下向御相談尤可然候、(有田右兵衛)有右被差上被仰越之条、重而山新渡進之候、定而可被仰談候、隨而被一城之儀蒙仰候、誠無御心元候、委細乃兵可申述候、(乃美宗勝)次兩条付而吉田へ

天正十二年十二月十日

三一七

天正十二年十二月十一日

三一八

一通之事即調進之候、御使者被差遣候而、可被聞召合候、就中爲御音信大樽并鱒一折送給候、每事御芳志之至候、猶御使に申候、恐々謹言、

左衛門佐

隆景(花押)

(天正十三年)
二月廿六日

元吉

御返報

○長宗我部元親ノ兵、伊豫黒瀬ヲ陥ル、コト、十月十九日ノ條ニ、毛利輝元、援軍ヲ派遣スルコト、十一月六日ノ條ニ見ユ、

十一日、丑、癸北條氏直、駿河ノ橋本外記ニ、山角定勝松田代預ノ過錢十
二貫文ヲ與へ、陣ノ用意ヲナサシム、

〔六所文書〕河○駿

山角紀伊守松田代預リ之過錢之内拾貳貫文被下候、請取陣用意可致之者也、仍如件、

(定勝)
(天正十二年)
甲申

(北條氏、忠)

十二月十一日

橋本外記殿

宗悦 奉之

十二日、寅、甲綸旨ヲ龍造寺政家ニ賜ヒテ、延曆寺及ビ日吉社再興ニ奉加
セシメ給フ、尋デ、政家、請書ヲ上リ、日吉社造營ノ費ヲ寄進ス、

〔藤龍家譜〕

四○上

去甲申冬

今上皇帝

正親町

御綸旨並青蓮院宮

・妙法院宮

・梶井宮

(常陸法親王)

(最前法親王)

三御門跡ヨリノ御副狀、山門探題豪盛ヨリノ狀到來ス、今年二月十七日又三御門跡ヨリ
ノ御狀到來ス、仍テ、同四月十五日御請狀差上セラル、左ニ三御門跡ノ
御狀ハ略ス、

御綸旨

就山門并日吉社再造之儀、分國中諸寺諸山奉加之事於馳走者、可被悅思食之由、天氣
所候也、仍執達如件、

天正十二年十二月十二日

左中將

(政家)
龍造寺

奉請

綸旨事

右跪謹以致頂戴候畢、眉目之至極、國中之龜鑑、何如之畢、抑日吉社御奉加更、云勅
命云神慮、最被存忠義、近年雖爲弓箭未治之節、先以勵微志、八王子一社造營料運上

天正十二年十二月十二日

三一九

天正十二年十二月十二日

三二〇

候、以此等之旨預御執奏申、可得尊意候、誠恐誠惶謹言、

四月十五日

民部太輔政家

上書 御奉行所

裏ニ竜造寺ト御書載、

政家八王寺
ノ造營料ヲ
上ル

三御門跡ヘノ御返書ハ、山門探題法印法忍坊ヘ御當差上セララル、八王子一社造營料黃金一枚御寄進アリ、依テ同十月、山門探題正覺院豪盛ヨリノ返札左ニ、

金子十兩寄
進

爲日吉社造營料金子十兩、御奉納、天道御冥感必然之上、御武運長久、國家安全、指掌様候、就其御祈禱卷數并板物一、令進献候、表祝儀計候、猶更精誠不可有油斷候、餘御懇志難有存候間、不斗罷下御禮可申述候、其砌御門跡御令旨、并上乘院何モ可被仰入之由候、委曲出雲方可申上候条、不能詳候、恐惶謹言、

十月日

比叡山大本願
探題僧正豪盛（血判）

進上竜造寺民部太輔殿人々御中

○延曆寺正覺院豪盛・南光坊祐能等、比叡山ヲ再興セントシ、諸國ニ勸進スルニ依リ、毛利輝元ニ勅シテ、一切經ヲ日吉社ニ寄進セシメ給フコト、十年十二月十二日ノ條ニ、德雲軒全宗、正覺院豪盛ノ延曆寺再建奉加ノ爲メニ、西國ニ下向セントス

ルニ就キテ、綸旨・令旨ヲ賜ハルベキヤウニ、盡力センコトヲ、青蓮院ノ坊官鳥居小路經孝ニ請フコト、本年二月十一日ノ條ニ、肥後ノ僧某、延曆寺戒壇院ヲ再興セントシテ、同國ニ勸進シ、青蓮院尊朝法親王、之ガ縁起ヲ草シ給フコト、三月是月ノ條ニ、羽柴秀吉、正覺院豪盛及ビ德雲軒全宗ニ、延曆寺根本中堂戒壇院ノ再興ヲ許スコト、五月一日ノ條ニ、肥後竹迫ノ合志親爲、延曆寺正覺院豪盛及ビ南光坊祐能等ニ答ヘテ、延曆寺再興勸進ニ盡力スベキ旨ヲ述ブルコト、六月四日ノ條ニ、秋月種實、延曆寺正覺院豪盛ニ答ヘテ、同寺ノ再建ニ奉加スルコト、七月十七日ノ條ニ見ユ、

德川家康、次子義伊（秀）ヲ羽柴秀吉ノ養子ト爲ス、是日、義伊、遠江濱松ヲ發シテ大坂ニ之ク、

〔家忠日記〕

三

十二月六日、（戊）雨降、御きいさま上へ御越候、（錢）權兵尉越候くり毛

御馬進候、

九日、（辛）雨降、

十日、（壬）岡崎へこし候、（數正）石伯耆殿へこし候、ふかうすかへり候、

天正十二年十二月十二日

三二一

松平家忠石
川數正ヲ訪

前田玄以義
伊坂本ニ
迎フ

義伊九歳

義伊ヲ筒井
定次ノ邸ニ
置ク

義伊京都ニ
著ス
石川數正義
伊ニ從フ

十二日、甲雨降、濱松御き秀吉様羽柴所へ養子之御こし候、

〔兼見卿記〕七 十二月廿五日、丁卯、中民部卿法印へ爲歳暮罷向、今朝三州徳川人

質ヲ召具坂本へ下向、淀マテ送ニ被出也、自門外直ニ飯宅、

〔多聞院日記〕三十一 十二月廿二日、社參了、八幡へ參了、大業院尊徳大門様明日可有出京之由

也、家康息九才、上洛、筑州猶子也、爲御礼也ト、鳥目廿貫文上、寺ヨリ上ノ内也、

廿三日、社參了、今日大門御在京俄ノ延引也、市兵使ニテ礼ニ御上了、略下

廿六日、

一大坂へ家康ノ息九才、爲養子被入、筒井ノ小屋ヲ借テ被置之、一館明トテ、筒井坊并被

官衆震動也、

〔顯如上人貝塚御座所日記〕城 一三川家康ノ實子、十二月廿日比京着、石川伯耆守

供、近日大坂へコサル、ト云々、

一家康ノ息廿六日ニ大坂へコサル、ト云々、供千計云々、石川伯耆守供也、息ノ名ハ御

義伊ト云、石川伯耆守罷上、これハやかて罷下ヘシト也、大坂にて筒井ノ家ニヨカル

ト云々、

數正子息ヲ
シテ義伊ニ
從ハシム

〔譜牒餘録〕五

松平越前守書上

天正十二年甲申十二月、爲太閤秀吉之養子被遣義丸于大坂、

号秀康、時十一歳、

此時石川伯耆守子勝千代・本田作左衛門子仙千代從之、

〔徳川幕家譜〕乾

秀康

天正二甲戌年二月八日、於三州有富美邑御誕生、御幼名於義丸君、御母公於萬之方、或

曰小督局、徳川系譜實錄ニハ「母公ハ熱田大宮司ノ娘於萬ノ御方ト申、

子、秀ノ字、桐ノ紋ヲ賜、同十二年甲申年十月、從濱松攝州大坂御登、同年十二月十一

日、於同所御元服、羽柴三河守秀康ト改、略下

〔美作松平家譜〕一

天正十二年甲申 公十有一歳

中略、羽柴秀吉、織田信雄・徳川家康ト媾和ヲ結ブコトニカ、ル、東照公遙ニ聞シ召、石川數正ヲ使トシテ、秀吉へ和儀成約ノ

賀ヲ述ラル、秀吉モ亦羽柴勝雅・富田知信・津田隼人正三人ヲ使トシテ、前日ノ聘ニ報

ヒ、且公族ノ内一人ヲ得テ養子ト爲シテ請フ、東照公御許容アリテ、異父弟三郎四郎

殿登セラルヘシトアリシニ、故障ノ事起テ、公ヲ登セラルヘキニ定リ、東照公餞別トシ

天正十二年十二月十二日

三二四

テ、源家累代ノ名器安綱作ノ佩刀、并ニ采配ヲ賜ヒ、小栗大六ヲ傳ト爲シ、石川勝千代・本多仙千代等ヲ從ハシメ、十二月六日、濱松城ヲ發途シ、十二日、大坂城ニ到ル、安綱作ノ佩刀ハ、多田滿仲天下ノ名工ヲ擇ヒ、安綱ヲ得テ作ラシメ、終身佩ラル、所ノ寶刀ニシテ、賴光大江山ノ賊魁酒吞童子ト字スル者ノ首ヲ斬ラレシヨリ、是ヲ童子斬ト稱ス、

采配ハ串黒塗・銀金モノ・葵紋・毛彫腕貫・白打緒、

右二種、家ニ傳ヘテ累世ノ重寶ト爲ス、

勝千代ハ伯耆守數正カ二男、後年父ト共ニ豊臣家ニ仕フ、仙千代ハ作左衛門重次カ長子、斯時十三歳、後年重次母ノ病ニ托シテ呼返シ、其後代リトシテ、甥ノ源四郎富正ヲ登ス、富正ハ長ク公ニ仕フ、仙千代生長シテ、丹下成重ト稱シ、慶長十六年、再度越前ニ屬ラレ、丸岡城ヲ預リ、家老ニ列ス、大坂陣ノ後、飛驒守ニ任シ、元和九年、又幕府ニ歸ル、

秀吉卿大ニ悦ヒ、早クモ元服ノ式整ヘ、家苗諱字ヲ讓テ羽柴秀康ト稱シ、從四位下侍從兼三河守ニ叙任シ、忠光作ノ佩刀ヲ授ケ、河内國ニテ二萬石ノ料田ヲ給付ス、

三河守ハ東照公ノ受領ナルヲ、特ニ於義丸ニ讓ルヘキトノ内旨ニ依テ、是ヲ任ス、忠光作ノ佩刀ハ、後年出羽守直政(松平)ヘ分チ與ヘテ、彼家ニ藏ス、

〔越前家覺書〕

一天正二甲戌歲、越前中納言殿御誕生、童名おきい殿と申候、三州岡崎ニテ御成長、御母長正院殿と申、越前北ノ庄ニテ御死去、寺ハ淨光院、

一同十二(天正)甲申歲十二月、大閤秀吉公(二脱カ)おきい殿ヲ御養子ニ被遣、則羽柴氏御繼、從四位下

侍從、三河守秀康ト御名乗、時十一歳也、大閤ヨリ御部屋住知行貳万石御付、伏見御住居、

〔越前黃門行狀〕

天正十二年甲申之夏、尾羽小牧陣終、同十月二十日、羽柴秀吉公

于時四十九歳、與織田信雄會盟於勢州矢田河原之後、秀吉公雖倚信雄求大神君于時四十三歳之和睦、曾不肯之、然爲信雄盡理而屢請、大神君不得已而從其言、秀吉公大悦、乃欲養於義丸而爲子、大神君許之、於是同十二月下旬、於義丸始趣攝州大坂、時十一歳、石川伯耆守數正二男勝千代、

今按、數正者大神君之老臣也、以從來寄志於秀吉公上、天正十三年、遂上京、仕秀吉公、

天正十二年十二月十二日

三二五

舉世腹非之、

本多重次子仙千代從之、

今按、時仙千代十三歲、後號飛驒守成重、世傳、先是大神君爲於義丸授秣領壹萬石、至此尙然、斯時於義丸俶糲既發軔、有窺大神君之命、暫留參州之民家、果自京・大坂・堺・奈良醫陰寺菴巨富達藝之輩悉下向、集彼家、或賀於義丸之被養于秀吉公、或祝他年爲日本之武將、而請謁見、本多重次及眞瀨萬休等司事、而饗之矮屋、人多而賑榮不可言、斯時於義丸始習謠於此云云、

秀吉公養於義丸而愛之、乃授羽柴氏暨秀之字、以號羽柴秀康、實質之也、○越前黃門事、跡異事ナシ、

〔越前黃門年譜〕

○上略、秀吉、信雄、和スルコトニカ、ル、

秀吉信雄に因て、家康公の和議を求め給ふといへとも、曾て御承引なし、然とも信雄理を盡して頻に御頼みゆへ、やむ事を得ずして、其旨にしたかひ給ふ、秀吉大に悦て、則和談のしるしに、○本下略、大神君の御子の内、

何とも壹人養子と成申置旨盡給ふによつて、およし丸を可遣之旨御約諾あり、十二月下旬、およし丸はしめて大坂におもむき給ふ、此時石川伯耆守二男勝千代・本多重次の息仙千代御供にて上り給ふ、秀吉姓名を授給ひて羽柴秀康と名乗らせ給ひ、御寵愛

養子ナレド

モ實ハ人質

義伊ノ大坂ニ赴キシハ十四年ナリトノ説

の躰なりけれとも、實は駿府の人質の爲なりける、時に御年十一歳、○結城御代記・於義野話異事ナシ、御記録を案するに、天正十三年、秀吉と太神君婚姻をむすはれ、同十四年五月、秀吉の妹濱松に入給ふによつて、御たいめん（尾）の爲、同十月、太神君大坂に御上り、廿七日登城、此月秀康卿を養子と遣され、石川伯耆守供奉す、扱十一月、岡崎へ御歸城とあり、然は天正十二（年服カ）よりして三年後にして、十三歳の時なり、そのうへ養子に遣さる時の次第、粗相違之事あり、不審、

〔寛永諸家系圖傳〕

八十 本多重次

○上略、大權現秀吉と和睦のとき、石川伯耆守息男勝

千代、ならひに重次か子成重仰によりて人質となり、京都にいたる、そのうち和睦また

違變あり、此ゆへに石川すてに三州（をカ）にさる、重次（をカ）のかりことをめくらし、質子成重を三

州にかへらしめ、御前に拜礼せしむ、大權現これを感じ給ふ、○下略、譜牒餘録後編本多作左衛門重次書上・寛政重修諸家譜

本田重次譜異事ナシ、

〔寛政重修諸家譜〕

六百八

本多成重仙千代、丹下、次、天正

十二年十二月、豊臣太閤と御和睦

のとき、秀康卿にしたかひ、人質となりて京師におもむき、十三年、父のはからひによ

天正十二年十二月十二日

三二七

りて濱松にかへり、十二月八日、御前にをいて元服し、おほせによりて丹下にあらたむ、

○上下略、寛永諸家系圖傳本、多成重傳、コノコトヲ載セズ、

〔靜岡縣 本田家譜〕 一元祖、本國 共三河、本多作左衛門重次

○中略、家康、秀吉ト和陸スルコトニカ、ル、十一月二十一日ノ條ニ收ム、依之然者別而申合せんためとして、御息を養子に致さん

と、使羽柴下總守來て演之、信雄殿爲御披、土方勘兵衛を以、御二男於義丸殿後越前、秀康殿

本多作左衛門一男仙千代・石川伯耆守一男勝千代爲人質上洛す、其後石川伯耆守叛逆

こ付、本多作左衛門ハ無二の忠義を奉爲知ために、秀吉殿をたはかり、人質仙千代を

京都より病氣と号し盗出し、三河へ引取、御前へ出し申候處、徳川家康殿御感不斜、

〔寛政重修諸家譜〕 百二 石川

數正 助四郎、伯耆守、出雲守、從五位下、

康長 玄蕃頭、從五位下、

康勝 勝千代、肥後守、

數正 ○上略、數正、小牧ヲ守ルコト等ニカ、ル、のち太閤大坂にかへり、羽柴下總守雄利及ひ富田左近將監知信・

津田隼人正某を使として和議をこふ、東照宮諸臣を集めてこのことを議せらる、數正

石川數正

數正家康ニテ和ヲ勸ム

家康喜バズ

石川康長

同康勝

家康初メ久松定勝ヲ秀吉ノ許ニ送ラントス
家康ノ生母水野氏之ヲ

み出ていはく、秀吉天下の半を領して、諸將おほく其下風にたつ、今御麾下の士、彼に比すれば、其なかはにもたらず、かつ北に上杉あり、東に北條あり、三方の敵を受は、たとひ一旦利を得るとも、永く敵しかたし、其望にまかせ、早く和議を許容したまひて、万歳の謀をなしたまふへしとなり、東照宮御氣色よからず、我寡兵なりといへとも、何ぞ大兵を畏れむやとて、其使者に御答なかりしかは、其のちしはく、使者をもつて和をこふにより、遂に御許容ありて、越前中納言秀康卿大坂に至らせたまふ、數正したかひたてまつり、男康長等を彼地にとめて仕へしむ、○下

康長 母は某氏、天正十二年、秀康卿大坂におもむかせたまふのとき、彼地に扈從してつかへたてまつる、○下

康勝 秀康卿豊臣太閤のもとにいたらせたまふのとき供奉し、○下

〔寛政重修諸家譜〕 五十 松平定勝 童名長福、三郎四郎、隱岐守、從五位下、從四位下、

十月 ○寛永諸家系圖傳松平定勝傳、天正十年ニ作ル、豊臣太閤東照宮によしみをむすひ、御親族のうちをやしなひむ事を請、ときに老臣等相はかりて、定勝を送らるへしとまうせしかは、其議にしたかひ

たまひ、すてに行装をととのへ、これを促さるゝのところ、傳通院の御方きかせたま

天正十二年十二月十二日

三三〇

ひ、先に源三郎勝俊武田家の人質をのかれかへるのとき、山中雪ふかくして、足の指を墮さんとす、今にいたるまでこれをおもふにしのひす、しかのみならず、君他國にまします時は、我定勝をもつて力とす、今、かれを他につかはさむ事、努々かなふへからすとかたく辞したまふにより、其事つゐにやみぬ、これによりて、定勝しらく御不快を得るといへとも、後やうやく恩顧を蒙る、○上下略、伊豫久松家譜異事ナシ、

○秀吉、家康ト和スルコト、十一月二十一日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔新撰豊臣實録〕 十二 秀吉任亞相附与家康公和睦源於義丸部

略○上頃間雖秀吉倚信雄求与家康公和、公會不肯之、然爲以秀吉懇望信雄屢請之、公不得已、十二月、遂從其言、秀吉大悅、即欲狼公之次男於義丸、今按、後歷參河守任權中納言、源秀康卿是也、詳系圖、以爲子、公許之、於是十二月下旬、於義丸上洛、時十一歲、石川伯耆守數正今按數正者、從來家康公老臣也、爲下昔日遇、志於秀吉上、後上京任秀吉、學世無不惡之、數正死後其子女蕃頭相續、源家一統之日、公滅之其跡絶、子勝千代今按數正、本多作左衛門重次、助、同孫左衛門弟、而本多丹波守富正養父、本多庄助者、昔年家康公幼年起業之初、爲信長一爲質、往尾州、清州、所錮于平手中務大輔清秀宅、時大御乳人及庄助等、纒從之能管其艱苦、故家康公出世之後、欲大賞庄助、然庄助不幸而蚤世、公甚捨之雖編尋其子無嗣子、公追慕之餘遂舉弟作左衛門、賜庄助之跡、然則庄助者、當家開基之勞士、而飛驒守、丹波守者、尤慕下譜代之舊臣也、今世移時變不懼天樹抽勝之恩顧、吁惜哉、子仙千代

今按、後号三飛驒守成重一、從之、少焉本多孫左衛門子源四郎富正、今按、富正者中身伊豆守、後称丹波守、先是其父孫左衛門事岡崎三郎

信康、爲下信康既叛于家康公而被上殺、孫左衛門等亦流浪、繼命於暮一時富正被養于叔父作左衛門重次、仕參河守秀康卿、遂麻進爲其元老、楓辰柳營甚賞其數年文武之碩功、賜藤原姓一任伊豆守一補從五位下、祿二五萬石、占越前府中城、爲元和元年乙卯五月七日先登于播州大坂、而亦往仕之、秀吉養於義丸愛之、入城、忽放火得中數百頭上、大蒙將軍家之御感、而武譽高于一天下矣、
即授羽柴氏及秀字以號羽柴秀康、實質之也、後結城晴朝属秀吉之時、爲高家秀吉使養於義丸榮其家、至其官位任敍之級、審系緒今不贅焉、

〔武徳編年集成〕 三十 十二月十五日、神君濱松ノ城内ニ於テ信雄ヲ享シ玉フ、○信雄、濱松ニ赴クコト、本月十四日ノ條ニ見ユ、信雄曰、徳川家元ヨリ秀吉ヲ讐トセス、偏ニ予ヲ救ヒテ兵ヲ結ヒ玉フ、信

雄既ニ秀吉ト交和スル上ハ、早ク和ヲ整へ、貴族一人ヲ秀吉ニ送り、狼子タラシメンコトヲ欲スト云々、秀吉ノ使トメ土方勘兵衛雄久數回來テ、今以テ一子ナシ、願クハ徳川殿ノ庶子ヲ養テ子トセントテ頻リニ乞フ、漸ク神君御許諾アリテ、御異父同胞ノ連枝三郎四郎定勝ヲ送り玉フヘキ旨宣フ、信雄悅ンテ、濱松ヨリ此由ヲ大坂ニ達ス、
廿五日、○中略、信雄、濱松ヲ發シテ尾張ニ歸ルコトニカ、ル、本月十四日ノ條ニ收ム、先達テ三郎四郎定勝上京ノ爲旅裝ノ設ヲナシ玉フ
処ニ、母君傳通ノ仰ニ、定勝カ兄源三郎勝俊今川へ質トシ、後ニ甲州へ奪ハレ、逃飯ル屹雪深ク、足ノ指悉ク墮テ且早世ス、誠ニ悲ニ堪ス、今公敵ト戰フトシテ、他邦ニ屯アル

天正十二年十二月十二日

三三一

十五日信雄
家康ニ説ク
土方雄久モ
説ク
家康久松定
勝ヲ大坂ニ
送ラントス

遼ニ義伊ヲ
大坂ニ遣ス

瀧川雄利秀
吉ノ意ヲ家
康ニ傳フ

家康老臣ニ
議ル

天正十二年十二月十二日

三三三

トキ定勝ヲ以テ吾老年ノカトスルユヘ、渠ヲ敵中へ遣スニ忍ヒサル由ナリ、爰ニ於テ台徳
徳公ノ庶兄於義丸ヲ大坂ニ送ラル、石川伯耆守路次ヲ守護シ、其子勝千代・本多仙千代
丸作左衛門重次カ、後任飛騨守、等モ從ス、秀吉悅ンテ是ヲ狼子トシ、河筋ニテ厨料一万石ヲ授ク、後結
城少將秀康卿是ナリ、

〔落穂集〕 三

一〇中略、秀吉、家康ト和スルコトニ
カ、ル、十一月二十一日ノ條ニ收ム、其後又信雄よりの使のよしにて、下總守濱松の御城へ來
りて申けるは、秀吉より信雄方へ被申越候ハ、先頃互に和睦の義申談候上ハ、底意なく
相互に入魂申爲にも在之候得は、御息おさる丸殿を秀吉被申請、養被申度との事に候、
御同心に於てハ、信雄にも満悦可被致との義コ付、御家老中被召集、御相談被遊候処、
此方にも御男子様と申てハ、唯今御兩人ならてハ無御座候処に、秀吉の方へ可被遣様と
てハ御座なく、其上世上取沙汰にも、御息男を以上方へ人質に被遣候など、在之候てハ、
御家の名おりに可罷成ヤなと被申上衆中斗の様に在之候得共、如何思召候哉、信雄卿よ
り御申越の趣御同心被遊、其年の十二月こ至り、おさる丸十一歳の御時、上方へ御登り
被成候、御兒々性マ、唯貳人御付被成候、内壹人の石川伯耆守二男勝千代、壹人の本多作左
衛門息男仙千代後伊豆と改、也、

信良土佐ニ
下ル

子息ノ事ヲ
親泰ニ依頼
ス

細川信良、元昭隱ニ阿波ヨリ入京ス、尋デ、大坂ニ之ク、

〔香宗我部家傳證文〕 四

今度上國不慮之仕合付、長我我部元親賴於阿州令下向候処、香宗我部別而親泰馳走段神妙之至候、殊更土
州迄越候砌、猶以肝煎趣難忘次第候、只今入洛候条、本意上何様之臨候共、信存分ニ可申
付候、相違有間敷候、恐々謹言、

十二月十二日

信良(花押)

香宗我部左近大夫殿

猶々先度者、色々御肝煎之趣難筆盡之處、息義能様々頼入存候、元親へも以一札申
候間、可然様傳達專用候、

今度忍ニ而令入洛候刻、腫々御馳走之義不及是非候、先無事ニ廿六日於天幡着津申候、爰
許仕合茂無異儀様候、何も自是以使者具可申談候、此舟急候条不能多筆候、恐々謹言、

十二月廿八日

信良(花押)

香左

天正十二年十二月十二日

三三三

天正十二年十二月十二日

三三四

○信良、阿波ニ渡リ、長宗我部元親ニ頼ルコト、八月二十日ノ條ニ見ユ、北條氏直、相模圓覺寺塔頭歸源庵ヲシテ、同國大慶寺領ヲ安堵セシメ、且其竹木伐採ヲ禁ズ、

〔歸源院文書〕

○相模

如先御證文之筋目、須崎大慶寺分猶以不可有相違候、仍如件、

天正十二年 甲申

十二月十二日

氏直(花押)

歸源庵

須崎寺分之山林竹木剪取事、堅令停止了、若違犯之輩有之者、可有披露、可處嚴科者也、仍如件、

〔朱印〕

天正十二年 甲申 十二月十二日

江雪(按部司)奉之

歸源庵

○北條氏康、歸源庵ニ寺領ヲ寄進スルコト、天文十六年十月十二日ノ條ニ、北條氏

政、歸源庵ヲシテ、庵領大慶寺分ヲ安堵セシムルコト、永祿九年七月二十二日ノ條ニ見ユ、

豊後府内ノ大友義統、筑前大宰府天滿宮祠官大鳥居信寬ノ、祈禱卷數等ヲ贈リシニ答フ、

〔西高辻文書〕

○筑前

爲歳暮祈禱卷數一箱送給候、令崇敬候、殊被任賀例織筋一端・大皿十到來候、祝着候、猶高橋主膳入道可申候、恐々謹言、

十二月十二日

義統(花押)

天滿宮

大鳥居殿

十三日、乙、北條氏直、岩崎對馬守・池谷肥前守兩人ノ知行ニ屬スル連著衆ノ棟別錢ヲ免除ス、

〔新編武藏風土記稿〕

百九十五

比企郡之十

舊家者五郎左衛門

岩崎ヲ氏トシ代々此村ノ名

祖ヲ岩崎對馬守トイヒテ、北條家ニ仕フ、其頃カノ家ヨリ出セシ文書數通ヲモテリ、其子孫連綿トシテ五郎左衛門ニ至レリ、彼五郎左衛門カ父ノ時、寶曆十三年、詮論ノコト起レリ、其故ハ、古來ヨリ此所ニ立ル市店ノ賃錢ヲ取來リシコトニヨリ、村民喜左衛門ナル者ヲ始メ、其餘七人ノモノカノ父カハカラヒアシ、トテ、公ニ訟ヘシニ、年コロ家ニ傳ヘシ文書ヲ取イテ、申ヒラキシカハ、トカク詮議アリシニ、舊クヨリ取り來リシコト疑ヒナカリシユヘ、

天正十二年十二月十三日

三三五

織筋
大皿
高橋紹運

天正十二年十二月十三日

三三六

元ノ如ク市店ノ賃ヲ取ヘキ由、公ヨリ免許アリシト、サレト彼文書ハ此時公ニ止リテ、今ハ寫ヲノミ存セリ、文面ニ解シカキコトアレト、其儘ヲ左ニ記セリ、○中略、元龜二年六月十日附本郷町人宛北條氏朱印狀・元龜四年四月五日附本郷町人岩崎與三郎宛北條氏朱印狀ニカ、ル

當知行分に有之候れんちやく衆、棟別赦免之事、永代差置候、爲其印形出置者也、仍如件、

天正十二年カ

甲申十二月十三日

岡部越中守申次

岩崎對馬守殿

池谷肥前守殿

豊後府内ノ大友義統、野上民部少輔等ノ筑後高良山在陣ノ勞ヲ犒フ、

〔大友家文書錄〕

六 義統

今度到筑後表從最前遂在陣、於所々軍勞、殊朽網三河入道同前高良山へ長々在山、無盡期辛勞、旁以感入候、弥可勵馳走事簡要候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、

十二月十三日

義統在判

野上民部少輔殿

〔立花家舊臣文書〕

朽網宗歴

今度於筑後表從最前遂在陣、於所々軍勞、殊朽網三河入道同前高良山へ長々在陣、無盡期辛勞旁以感入候、○中略、筑後猫尾ノ戦功ノコトニカ、ル、全文ハ七月二十日ノ條ニ收ム、

天正十二年十二月十三日

義統書判

野上飛驒守殿

〔野上文章〕

○碩田叢史四所收

今度至筑後表爲無足、○立花家舊臣文書所收文書ニハ、爲無足ノ三字ナシ、從最前遂在陣、於所々軍勞、殊朽網三河入道同前高良山へ長々在山、○同上書、「山」ニ作ル、無盡期辛勞、旁以感入候、弥可勵馳走事肝要候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、

十二月十三日

義統花押

野上起

○同上書「紀」ニ作ル

右衛門殿

○朽網宗歴、高良山ニ陣スルコト、八月二十八日ノ條ニ見ユ、

十四日、^{丙辰}織田信雄、遠江濱松ニ抵リテ、援軍ノ勞ヲ德川家康ニ謝ス、

〔家忠日記〕

三 十二月十三日

乙卯 竹のや金左衛門殿御越候、

十四日、^{丙辰}金左ふる舞候、雨降、^{兼田}信雄様濱松へ御こし候、

天正十二年十二月十四日

三三七

無足トシテ在陣

天正十二年十二月十四日

三三八

〔當代記〕 三 (天正十二年) 極月信雄濱松へ來臨有之テ、當年家康尾州ニ長陣ヲ礼謝シ給、一兩日有逗留歸國也、

○信雄、秀吉ト和スルコト、十一月十五日ノ條ニ、家康、濱松ニ歸リ、尋デ、秀吉ト和スルコト、同二十一日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔武德編年集成〕 三十 十二月十四日、信雄今度神君ノ援介シ玉フヲ謝セン爲ニ、濱松ニ至リ、酒井河内守重忠カ亭ニ入テ休息シ、其上ニテ城内ニ赴キ、神君へ對顔ス、德川殿ノ武畧ニ依テ秀吉再雌服ノ主君ト称スル由ヲ述ラル、

土佐桑瀬ノ桑瀬通宗等、伊豫金子ノ金子元宅ニ對シ、異意ヲ懷ク者ヲ擁護セザルコトヲ誓約ス、

〔金子文書〕 ○土佐

比見・金子其外於郡内何之旁も對元宅不存分之人、吾等山分ニ相圍間敷候、若於餘山も隨分御爲可然様ニ可致才覺候、於里邊も御入眼頼入候、仍爲後日、恐々謹言、

天正十二年十二月十四日

桑瀬源七郎 通宗

同 彌介
同 彌七郎

金子備後守殿 (元宅)

人々御中

十五日、丁羽柴秀吉、上杉景勝ノ將須田滿親ニ答ヘテ、景勝ノ越中ニ出馬シ、佐々成政ノ屬城境ヲ攻略セルヲ褒シ、且織田信雄・德川家康トノ媾和ヲ報ズ、

〔佐藤龜之介氏所藏文書〕 ○常陸

須田相模守殿 (彌龜)

秀吉 (羽柴)

去月五日御狀、今月十四日於大坂令披見候、并西雲寺口上之旨、得其意候、仍今度佐々木内藏助依企逆意、即時景勝被出馬、堺城被攻崩、數多被討捕之由、寔無比類御動候、隨而尾州表儀、悉任存分、北伊勢ニ相動、長嶋表押詰候之處、信雄・家康被及難儀、何様にも可爲秀吉次第旨懇望候間、何も爲人質、實子召置免候、様子委細對景勝申入候、猶西雲寺任口上候、謹言、

天正十二年十二月十五日

三三九

秀吉十四日
ハ大坂ニ在
景勝佐々成
政ヲ攻ム

天正十二年十二月十七日 十八日

三四〇

(天正十二年)
十二月十五日 ○十五日、上杉家
記ニ據リテ補フ、

秀吉(花押)

須田相模守殿

○景勝、前田利家ト策應シテ、滿親等ヲシテ、境城ヲ攻メシムルコト、九月十八日ノ條ニ、秀吉、信雄及ビ家康ト媾和スルコト、十一月十五日ノ條ニ見ユ、

十七日、己未羽柴秀吉、大坂ヨリ京都ニ入ル、尋デ、大坂ニ歸ル、

〔兼見卿記〕 七 十二月十七日、己未及暮新大納言秀吉卿上洛云々、

十八日、庚申秀吉卿上洛之儀尋遣之處、今朝下向之由申訖、

廿日、壬戌出京向勸亞相、明日大坂へ下向之由被申了、

十八日、庚申上御靈社遷宮、

〔言經卿記〕 五 十二月廿日、壬戌、天晴、

一幕ニ天王寺伶人園廣遠來了、錫持來了、則勸酒了、其談合云、去十八日上御靈社遷宮有之云々、四辻(公選)亞相筆・公久笛・廣遠笙・兼行(東儀)篳篥等、蘇香三帖、同急、宮出門ノ時還城樂、御テン供、千秋樂、退出ニ青海波等有之云々、

○繪旨ヲ御靈社別當ニ賜ヒテ、上御靈社立柱ノ費用ヲ募ラシメ給フコト、十三年九

月九日ノ條ニ見ユ、

十九日、辛酉是ヨリ先、堀秀政ノ弟多賀秀種、尾張河田ノ番手ヨリ歸陣ス、是日、秀政、書ヲ秀種ニ與ヘテ、大坂ニ來ラシム、

〔多賀文書〕

書狀披見候、今度爲使參陣之剋、仕合よく候つる由、珍重候、此方へも森三右を以被仰聞候、其方逗留之儀、御意次第ニ候て尤候、用所之事候ハ、可承候、めつらしき儀候ハ、可被申越候、恐々謹言、

左衛門督

(天正十二年下同シ)
十一月十四日

秀政(花押)

(多賀秀種)
源介殿

御返事

湯治爲見廻、使札喜悅之至候、殊包丁并鱈送被越候、遠路懇志祝着候、隨而甲田番手(河)より去十二日ニ歸宅之由尤候、永々辛勞由ニ候、先書こも如申候、來廿七八日比ニ各同道

秀政有馬ニ
浴ス

天正十二年十二月十九日

三四一

元日ノ禮

天正十二年十二月十九日

三四二

候而、大坂に可有參上候、元日之爲御禮候、宿等差合可申候之条、前廉人を相越、才覺肝要候、猶三上小五郎可申候、恐々謹言、

左衛門督

極月十九日

秀政(花押)

多賀源介殿

進之候

大坂ニ抵ル

去廿一日之書狀昨日於大坂令披見候、仍堀金左衛門・種田助丞縁邊之儀、得其意候、双方於同心者馳走尤候、何邊にも可然様可被申調候、一段似相敷様子と存事候、恐々謹言、

左衛門督

十二月廿四日

秀政(花押)

多賀源介殿

堀三郎左衛門尉殿

○羽柴秀吉、美濃ヨリ尾張ニ入り、諸所ニ砦ヲ築クコト、八月二十八日ノ條ニ、軍ヲ尾張ヨリ美濃ニ收メントシ、下奈良・宮後・桑田ノ砦ヲ築クコト、九月十七日ノ條ニ、織田信雄・徳川家康ト和ヲ講ズルコト、十一月十五日ノ條ニ、近江坂本ヲ發シテ京都ニ入ルコト、十一月二十一日ノ條ニ、大坂ヨリ京都ニ入り、尋デ、大坂ニ歸ルコト、十二月十七日ノ條ニ見ユ、

二十日、壬戌正三位松木宗滿ヲ從二位ニ敍ス、

〔公卿補任〕五十權中納言正三位藤宗房四十十二月廿日從二位、

〔諸家傳〕九上中御門宗滿旧宗房

同十二年十二月廿日、從二位、四十八歳、

○松木宗房ヲ改メテ宗滿ト稱スルヲ聽スコト、四月二十一日ノ條ニ見ユ、ナホ廣橋總光ヲ從五位上ニ敍スルコト、便宜左ニ合敍ス、

〔公卿補任〕五十一參議正四位上藤總光廣橋卅四、

父權大納言藤兼勝卿一男、
母故儀同三司光康公息女、

同二十二廿五、元服昇殿、

天正十二年十二月二十日

三四三

天正十二年十二月二十日

三四四

同日、侍從、從五上、五才、

〔廣橋家譜〕

坤

總光卿

從一位前内大臣兼勝公男、母儀同三司光康公女、

全（天正）十二年十二月廿五日

五才、叙從五位上、

全日

元服、聽昇殿、

全日

任侍從、

羽柴秀吉、下野佐野ノ佐野宗綱ニ、徳川家康等ノ、媾和ヲ求メテ、人質ヲ提出セシコトヲ報ズ、

〔栃木縣廳採集文書〕

三 足利郡寺岡村佐野郷所藏

最前染筆候、

（徳川）

家康事如何様共天下次第之旨令懇望候、然者家康并相州氏直（北條）人質出置候、

此方於存分者、先度申遣之筋目如有來令申付候、若令相違者、明春早々出馬可加誅伐候、其面事何扁無越度之様覚悟專一候、猶追而可申越候也、

全（天正）十二年十二月廿日

（花押）

佐野修理進とのへ

（羽柴）

佐野修理進との

秀吉

北條氏直モ亦人質ヲ出スト稱ス

○秀吉、家康ト和ヲ講ズルコト、十一月二十一日ノ條ニ、宗綱、上野館林ノ長尾顯長ト下野彦間ニ戰ヒテ戰死スルコト、十三年正月一日ノ條ニ見ユ、

上杉景勝、泉澤久秀ノ功ヲ賞シ、越後大面ノ地ヲ與フ、

〔上杉年譜〕

二十九 景勝九

近年晝夜之奉公嚴重相勤之条、爲歡賞大面之地出置者也、仍如件、

天正十二年

十二月廿日

（上杉）

泉澤河内守殿

○景勝、久秀ノ所領河沼分ヲ郡司不入ト爲スコト、十一年正月九日ノ條ニ見ユ、

二十一日、武藏八王子ノ北條氏照、上野飯野郷ニ禁制ヲ下ス、尋デ、

同國善導寺ニモ亦下ス、

〔松雲公採集遺編類纂〕

百四十六 古文書部四十七

禁制

（上野邑栗郡）

右於當郷、此度出コノ間ニ陸之ノ二字アリ、軍之甲乙人濫妨狼籍かりそめにも不可致、若誤

天正十二年十二月二十一日

三四五

物主

天正十二年十二月二十一日

三四六

而も致者就有之者、可処嚴科候、小田原御出馬以前、爲物主被仰付之間、判形立置者也、仍如件、

天正十二年申十二月廿一日

氏照(花押)

〔善導寺文書〕

野

禁制

右於當寺、此度出軍甲乙人濫妨狼藉令停止畢、御出馬以前、爲物主被仰付之間、判形立置者也、仍如件、

天正十貳年申

十二月廿八日

氏照(花押)

善導寺

○北條氏直、下野佐野・沼尻等ニ佐竹義重ト對陣スルコト、六月四日ノ條ニ、氏照、再ビ善導寺ニ禁制ヲ下スコト、十三年正月二十九日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔檀林誌〕

善導寺 舊開元傳

由良成繁ノ口入

當山いまた元地(上野外加法師社)にありし時、幡隨上人來り、大衆を集め、流祖の古跡再建させられ度との事にて、北條陸奥守氏照へ談し入れ、度々法幢をたて、四方の雲水をあつめられしなり、天正十二年の時の禁札、一説に、此禁札は安居の時にあらず、元地善導寺の時、

上州新田由良信濃守(成繁)へ乞、夫より小田原へ達し、時の住持へ軍出の時に建られし所也とも云、何れにも幡隨上人なるへし、上人此地(白旗)を來往し、熊谷寺再建、葛和田大龍寺開基前後、此所大壇林開立させられたく、幸に(白旗)に及ひしかは、其跡

に結庵せられ、追々取立再興中、上州・野州の出陣ありて、此辺にては由良・長尾・赤井・

成田・永野などの輩か亂妨あらん事を愁へ、ひそかに願はれし見えたり、其後(康政)柳原家入

部ありて、上人に歸依し、右の再興を聞れ、寺を轉し移して、今のこく大伽藍に建立

せられしなるへし、依て檀林は幡隨上人開基と分つへし、○中略、天正十二年十二月廿八日附善導寺宛氏照禁制、前掲善導寺文書ニ同

シ、

此外數度の禁札有之処、交代之節紛失し、今所殘纔一二紙而已、

河野通直、伊豫能美ノ村上景親ヲシテ、同國府中東條分ヲ安堵セシ

天正十二年十二月二十一日

三四七

天正十二年十二月二十二日

△、

〔萩藩閥録〕 村上一學

苜中東条分之事

所申付也、

右村上藏人大夫進退口之儀、早領掌不可有相違之狀如件、

天正拾貳年十二月廿一日

通直判

村上源八郎殿

右私先祖村上三郎兵衛景親、河野家之手筋有之付、預扶助候節、通直方之判物、

二十二日、甲子、安藝市川ノ吉川市經好卒ス、

〔吉川家中系圖〕 藤原姓市川家吉川氏

經世 吉川伊豆守國經公御男、吉川伊豆守、永祿九丙寅九月廿九日卒、室境山城守女、永祿十丁卯七月廿七日卒、

經好 吉川式部少輔、伊豆守、号市川、又平城、

女子 武田形部少輔光和室

室

經高 今田上野介、中務、孫四郎、

經久 吉川河内守、

女子 中之村山城守室、

女子 桂大和守室、

女子 末永三郎右衛門室、

經兼 市川安房守、雅樂允、式部少輔、兵部、慶長五庚子九月十日卒、室石越中守經有女、慶長十五庚戌閏二月十日卒、

元好 号井原筑前、子孫奉仕毛利家、

元友 市川伊豫守、雅樂之助、

元道 市川對馬守、

女子

元則 市川少輔七郎、

經好 藝州市川邑住、依号市川、天正十二甲申十二月二十二日卒、室宮莊下野守甚友

女、天正十三乙酉三月六日卒、

〔萩藩閥録〕 市川三右衛門 吉川

百四十 市川三右衛門 吉川

天正十二年十二月二十二日

三五〇

經世 吉川伊豆守、法
名然翁慶勝、

經好 吉川、後号市川、式
部少輔、伊豆守、

元教 少輔七郎、經好雖為嫡子、依逆意之趣誅之、勝而勇、
不納其氣、防州山口伊勢之邊、若宮八幡為祝社、

元好 式部少輔、法名决斐全勝居士、文祿元
年十月五日死、實經好二男、為嫡子、

經好 法名前豆州大守省岳宗三居士、天正十二
年十月廿九日死、室石
七郎兵衛尉經守女、法名篤隆妙長禪定尼、天正十三
年三月六日死、

吉川之家與經依無繼子、天文十八年三月、於新庄水上元春江有家讓而後、吉田江被為
歸城、與經者深川エ雖為隱居、其後元春水上エ不被為入、依之經好存分之通、以神文
白上元就公・元春公、天文十九年正月十二日、以神文御判物被下、同年九月廿七日、
與經不幸之後、經好不連從者、忍而一僕之躰ニテ吉田御城エ行、元就公江申上云、元春
殿ヲ彼地被指越、弥家續被仰付可然ト具意之趣御内談仕罷歸、吉川之臣孰エモ申聞、
為一統和順、經好有思慮而、安藝之市川邑江雖為蟄居、兎角御弓矢之御手傳不仕而者
不相成之由ニテ、自元就公御二方數度蒙仰、其後罷出、從夫彼称在名号市川經好、軍中
防長邊被入御手時、所々合戰、九州立花陣・輝弘乱、豊前半國・筑前半國切敷、防長平
均之後、陶尾張守晴賢殘族防州山口邊隱居、或彼者續遠者ヲハ被免置、此者共大内旧

十月二十九
日卒去説
法名

經好妻ノ武
功

經好周防山
口ノ高嶺城
ヲ預カル

嫡子元教ヲ
誅ス

十一月二十
九日卒去説

好之者馳催八百人余、于姬山楯籠、高嶺取掛ル謀半、經好聞付、從夜中俄三百人程之
以人數、未明于不意押掛、或虜打果、悉討退、元就公エ注進申上之、此外一代之軍功
難勝計、數ヶ年之内、就中勤勞武事廿九ヶ年ト云云、大内太郎左衛門輝弘防州山口乱
入之時、經好九州御陣就留主而、高嶺城中無勢、城攻急、依之經好妻自身相從女中、
同帶甲冑加下知、以長刀働抱城、依之其後自輝元公經好妻江御感狀被下之、經好代防
州山口高嶺城御預ケ之時、御付之士拾人有之、經好領内從本家分知之外、自長府瀬戸
崎マテ兩方不殘被下置、防長之仕配被仰付、經好嫡子少輔七郎元教以謀可討外國企、
元就公エ内意不白上、經好エモ不申聞、致其謀之趣、寔之逆意ト相聞、經好是以誅少
輔七郎、

〔吉川家臣覺書〕

三 洞泉寺過去帳

天正十二年十二月廿二日

学叟慶参

吉川式部丞殿經好

〔諸寺過去帳〕

中 高野山過去帳

省岳宗三居士

周防守護大江氏市川伊豆守經好、天
正十二年甲申十一月二十九日卒、

○經好、吉川經世等ト共ニ、吉川元春ニ誓書ヲ納ル、コト、天文十六年閏七月二十

天正十二年十二月二十二日

三五二

天正十二年十二月二十二日

三五二

二日ノ條ニ、溫科吉左衛門尉持船一艘ノ勘過狀ニ連署スルコト、永祿七年八月十三日ノ條ニ、周防山口祇園社祭禮入目勘渡狀ニ連署スルコト、同年年末雜載寄進ノ條ニ、周防今伊勢宮進納錢ノコトニ就キ添狀ヲ出スコト、同九年四月二十九日ノ條ニ、周防禪昌寺ノ掟書ニ連署スルコト、同十一年八月二十八日ノ條ニ、一以入道・藤本善太郎ノ、善左衛門ニ安堵セラレタル兄部役・合物司等ヲ妨グルヲ止ムルコト、同十二年三月二十三日（補遺）ノ條ニ、井上源右衛門ニ預ケシメタル周防西金寺ノ、既ニ先契地タル旨ヲ栗屋元真ニ報ズルコト、元龜元年八月二十二日ノ條ニ、門司親胤ノ讓狀ニ裏書ヲナスコト、同年年末雜載讓與ノ條ニ、城番トシテ周防鴻峯ニ居ルコト、同二年二月四日ノ條ニ、伊佐兵部丞ノ、長門一・二兩宮正分役ヲ勤メタル事ヲ毛利氏ニ報ズベキ旨ヲ約スルコト、天正五年年末雜載諸家ノ條ニ、周防松崎天滿宮東林坊相續ノコトニ就キ、大專坊等ニ指示ヲ與フルコト、同七年年末雜載讓與ノ條ニ、同松崎天滿宮神酒室ヲ都大夫ニ相續セシメタル旨ヲ、羽仁榮保ニ傳フルコト、同九年七月十日ノ條ニ、同松崎天滿宮末社領打渡狀ニ裏判ヲ與フルコト、同十一年年末雜載知行（補遺）ノ條ニ見ユ、

花押

船荷ノ處分

〔参考〕

〔花押彙纂〕

武家イ
之部

市川經好



〔山田文書〕

門○長

今度吉母浦ニ相置候船荷物之儀付而人を雖遣候、然々不相究之条、吉母之郷公文眞鍋并眞鍋監物・林和泉守・須子藤三・同兩船頭、其外浦人召具、明日御雜掌可被差出候、船頭・水夫等留置候間、御油斷有間敷候、恐々謹言、

市川伊豆守

經好（花押）

二月六日

一宮大宮司殿 參
御宿所

天正十二年十二月二十二日

三五三

天正十二年十二月二十三日

〔附録〕

〔吉川家臣覺書〕

三 洞泉寺過去帳

天正十三年三月六日

〔經卷〕
市川御大方殿

二十三日、^{丑、乙}京都ノ奉行前田玄以、舊ニ依リ、大覺寺門跡領山城上嵯峨境内ヲ不入ト爲シ、諸役ヲ免除ス、又同國阿彌陀寺ヲシテ、灰屋後家寄進ノ地ヲ安堵セシム、

〔玄以法印下知狀〕

○續群書類從六百六十六 武家部十二所收

大覺寺御門跡領上嵯峨御境内事、自先々爲守護不入之地、人夫并臨時之課役以下如^{〔村井貞勝〕}春長軒折紙、令用捨上、不可有相違之旨、可有御披露候、恐々謹言、

〔村井貞勝〕
折紙

天正十二

十二月廿三日

中澤右近

御雜掌

〔阿彌陀寺文書〕

○山城

田中村之内在之角灰屋分貳石事、灰屋後家任寄進之旨、寺務不可有相違之狀如件、

三五四

天正十二

十二月廿三日

阿彌陀寺

〔前田〕
玄以(花押)

○玄以、阿彌陀寺ヲシテ、其敷地ヲ安堵セシムルコト、十一年六月二十二日ノ條ニ見ユ、

〔附録〕

〔料足預證文寫〕

○徳富猪一
郎氏所藏

大覺寺御門跡様分妙行寺分地子算用狀之事、

天正九年兩季分相濟御請取在之、

同十年兩季高六貫百文、此内五百文道ミ之引申候、

残ヨ定納五貫六百文、同冬季上米五斗六升か、

合六石壹斗六升、此内壹石七月分進被下候、忝存候、

引残ヨ五石壹斗六升か、

天正十一年分兩季上米升こて以上、

天正十二年十二月二十三日

三三五

天正十二年十二月二十三日

三五六

六石壹斗六升か、

同天正十貳年分七月半季分、

高貳貫八百文此内者あれ申候、

殘る壹石六斗五升定納上申候、

本米合成目十貳石九斗七升か、五季分也、

右之内我上申候合十石八斗八升八合か、

引殘る貳石二斗八升八合、但此内へ

天正十一年みそ道分ハ上可申候、

右御未進た、今上申、相す申候、仍如件、

河合上介

天正十貳年九月六日

吉久(花押)

中澤右近太夫殿御中

駿河臨濟寺方丈竣ル、

〔鐵山集〕下 歲旦

海上禪叢中興辰、門前鷗泛物咸新、黃鷗三請花林際、一喝挽回天下春、久立珍重、天正十二
甲申歲旦、

臨濟寺兵火
ニ罹ル

(繪也)
信長騒屑、林際寺
罹兵火之後年也、

〔鐵山集〕上 垂示

山門近日普請、一拽石二搬土、滿堂海衆苦屈不遑謝、珍重々々、謹問諸禪德、古德普請、
擲箒悟道、端的作麼生、代、達磨一宗掃地尽、天正十二甲申十二月廿三
日、林際方丈建立畢之日、

又、拍手云、阿呵々々、

記得、育王觀禪師、再賀衆寮上堂云、山僧竭力、以構林際大厦、諸人須勤束藥山三篋、

珍重、即下座、謹咨問滿堂諸禪德、林濟大厦、各々安居躰一句子、作麼生、

代、長廊無支僧飯院、終日門前獨看松、天正十三乙酉八月十九、
再葺衆寮普請了之晚參、

又、晨雞催不起、擁被聽松風、

○徳川家康ヲシテ、臨濟寺ヲ再興セシメ給フコト、十年八月三日ノ條ニ見ユ、

二十四日、丙本願寺光佐、顯使ヲ遣シテ、羽柴秀吉ニ歳暮ヲ賀ス、小

早川秀包元ニモ亦歳暮ヲ賀ス、

〔顯如上人貝塚御座所日記〕○山城一秀吉へ歳暮御音信小袖三、(淺野長吉)淺弥兵一、御書被

遣之、(三成)石田・(長徳)増田・(方成)細井新介、一ツ、小早川藤四郎小袖三、御書被遣之、十二月廿四

日、發足、御使川豊前、

天正十二年十二月二十四日

三五七

淺野長吉
石田三成
増田長盛

大友府蘭、義鎮、宗麟其子同義統ニ書ヲ與へ、志賀道輝ヲシテ、豊後宇目ヲ、齋藤道礫ヲシテ、同國臼杵ヲ、戸次道雪ヲシテ、同國日田ヲ守ラシムベキコトヲ述ブ、

〔大友文書〕○豊後

追而申候、日田日田へ道雪被差置之由候、弓箭方者郷旁（種實）第一にて候間、あられく（種實）秋月高良山へ一行仕候へかし、何さま日田より差合、悉討果、弓箭之明隙候するなと、境目へ聞えわたり候やうに、御武者專一存候、無申迄候へ共、かやうなる才覚、道雪并坂本道州などへ折々密通可然存候、猶々從日州此間時衆罷歸之由候、彼申表も從方々到來同前（北海郡）候、定而住持可被申候、旁御油斷有間敷候、

急度以飛脚申候、夜前保戸又從餘方も如到來者、土持事薩州へ罷越候儀、必定にて候、就夫海陸通路等相留候之条、寔元賣船之者、荷物以下少々日州へ捨置やう下候て、俄罷歸之由候、薩州衆者悉陳立之催、海陸共不穩便之由候、子細者從（龍造寺使）秋月・龍造寺使を付置、申分者、豊州衆皆々歸陣候、高良山へ小人數にて在陳候之条、以一行弓箭之根切を可仕との申事付而、出勢之由候、愚老存候、今度宗運如入魂者、肥州之儀も

坂本道州
秋月種實高良ヲ攻ムベシ

土持久綱薩摩ニ赴キシハ必定ナルベシ

薩州衆陣立ノ風説

薩摩勢肥後表へハ兵ヲ出シ難シ

道礫ヲ臼杵ニ留守セシムベキ約ヲ變ジ日田ニ置ク

多分當方へ心を寄之由申候、彼儀何と候ても露顯候する間、薩衆肥後表へ難取出候、又海上之行にて候、肥前表（幸井丸）てらいたり可爲着津候、それ昨日今日隆信討果候之間、薩摩衆も氣をゆるしかたく候、兼々如申候、秋月手合として、（大野郡）宇目村・佐伯（海部郡）又者浦々の行ならてハ仕間敷候、於于今者、破口眼前迄にて候、

一至宇目村、前日道輝罷越、切寄所柄等被見合、聽而歸庄候、是者自然之爲を存申合候へ共、火急之到來候之条、油斷候て以外之儀候、乍辛勞道輝事不日被差遣、於宇目越年候やうに能々御入魂可然候、如存知知道輝事者、女房衆同心ならて在村も成間敷候之条、此度者夫婦同前被罷越候て能候する哉、道輝奥之儀をは從大簾中頻被相留候様聞及候、それも可依事候、國家爲にて候間、義統以分別被申理肝要候、道輝へハ從此方も可令入魂かと存候、

一齋藤道礫事、新五郎同前臼杵留守に被差置肝要之通、數度申談、被得其意之由候つる處、結句日田へ被差遣候歟、兼日之約諾も更不令首尾候之間、笑止千万候、如今者臼杵其外東目之事者、可被差捨覺悟候哉、臼杵へ子共罷居候之事者、日薩之者淵底令存知候之条、不慮之行をも心懸候するかと存候、彼条付而者、愚老後慮之段、始中終

天正十二年十二月二十四日

三六〇

雖申盡候、差向儀斗ニ被入性候、是も尤にて候へ共、前後之得失無思惟候事、無是非存斗候、愚老折々令申候儀、於于今者可爲合点候、相構而々々御油斷候て、此表覺外ニ成行候者、其表之行會而成立申ましく候、大綱之時節かと存候、右ニ申候道礫事、一剋も早々可被差歸候、日田へ道雪出郡之由候之条、旁以被差急專一候、かやうなる儀なり共、留守へ被添心可然存候、

一折々如申候、佐伯表第一之事ニ候、是又高岩在番ニ付而、人數被差分候、彼堺於乱念者、加勢をこそ可被申付候之處、結句所之人數さへ如此候へは、一入あやうく存候、何とか急ニ被差歸候て候、突止迄にて候、次柴田礼農事、其元へ無餘儀用所等候者、不及申候、少々之儀候者、急度被差歸候へ候、一人なり共足腰立たる仁にて候間、申事ニ候、旁油斷候て候惡事ほとちかく候する哉と存候、(大友)義統としても前後之才覺難成段令校量、かやうニ申候事も心痛存候へ候、寔元之儀從遠方者校量難有之候、他國よりハ吾國と申候之間、因茲輕重之思案も可入候哉、毎事賢察之前候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正十二年)
十二月廿四日

(大友)
府蘭(花押)

佐伯ハ重要
地點

柴田禮農

義統ら

申給へ

府蘭

○府蘭、國政ニ關スル意見ヲ義統ニ與フルコト、四月三日ノ條ニ、道雪・高橋紹運、筑後猫尾ノ攻圍ニ加ハルコト、八月十九日ノ條ニ、島津忠平、肥後ニ出陣シ、陣ヲ吉松ニ移スコト、九月十日ノ條ニ、道雪・紹運、軍ヲ筑後高良山ニ移シ、尋デ、秋月種實ヲ攻ムルコト、十月三日ノ條ニ、龍造寺政家、大友氏ヲ討タンコトヲ島津氏ニ請フコト、及ビ忠平、道雪等ノ撤兵ヲ求ムルコト、同十九日ノ條ニ、忠平、道雪等ヲ高良山ニ討タンコトヲ議スルコト、本月四日ノ條ニ、道雪、高良山ノ附近ヲ劫掠シ、政家ノ兵ヲ破ルコト、十三年四月十八日ノ條ニ、北野ノ陣中ニ歿スルコト、同九月十一日ノ條ニ見ユ、

二十五日、町、佐々成政、越中富山ヲ發シ、遠江濱松ニ抵リテ徳川家康ヲ訪フ、尋デ、三河吉良ニ赴キテ、織田信雄ニ謁ス、

〔家忠日記〕 三 十二月廿五日、町、越中之佐々藏助濱松へこし候、

廿六日、(織田)辰、信雄様御鷹野ニ御座候、御礼申候、吉良こむかいにてふる舞候、

〔當代記〕 三 (天正十二年) 同十二月、佐々陸奥守濱松へ下、于時信雄吉良鷹野シ玉フ、於彼地佐々有對面、サテ頓

天正十二年十二月二十五日

三六一

信雄吉良ニ
鷹野ス

信濃ヲ經由

テ飯國、上
下信州ヲ通、

天正十二年十二月二十五日

三六二

〔大閤記〕 八 佐々内藏助勵真忠雪中さら／＼越之事

成政越中ニ
在リテ秀吉
ニ抗ス
さら／＼越
秀吉討滅ノ
謀ヲ家康ト
議セントス
旅行ヲ祕ス

抑佐々内藏助成政元は尾陽春日井郡平之城主たり、其後信長公被封于越中守護、されり先君の恩懇を不忘して、一とせ信雄卿与秀吉卿及鉾楯事有しとき、信雄卿御味方に与し、越中にして義兵ををこし、秀吉卿に敵對せり、天正十二年霜月下旬深雪をもちとす、さら／＼こえとて嶮難無双之山路を行迷ひぬ、是の何の地をさして思召立給ふそやと從ひし士とも問しかり、遠州へこえ行、家康卿へ相看申、來春は羽柴筑前守を討亡し、信雄卿可被達御本意謀を盡し、可及歸國也、兼て汝等にしらせ度は思ひけめと、於賀州無沙汰様にとふかく忍ひ出しに依て、左もなかりし也、富山を出てより十日斗の前田知まし、ほの聞てより決定之間五日、かくて陣用意五六日のあらんや、上下廿日に歸城すへし、其間の病と号し、伽之者五六人、かよひの小姓十人斗に起請をかゝせ、此義を知せつゝ、毎日膳をもすへ、常々有やうにこしらへをきしなり、かく思ひたちてよりの、たゞ急かんより外よろしき事はなきそとて、雪になつまぬわかきはらを百人ばかりめしつれ、大山のみねわきに攀上り、南をみれの山下に里有とおほしくて、柴折くふる煙たえ

かんじき

越中外山ヲ
十一月二十
三日ニ發ス
十二月一日
諏訪ニ著ス

同四日濱松
ニ著ストノ
清洲ニ到リ
テ信雄ニ謁
ストノ説

／＼なり、いさ煙を心あてに下り見むと、かんじきと云ものに乗ておとしけれり、眞忠の心さしを天感し給ふにや、思ひの外やす／＼と麓の里に着にけり、民のかまどに立入ん事のうれしさに、あんないをもせず入しかは、老たる樵夫膽を消し、是ハ变化の物そかし、今此雪中に人間のわさにあらしと不審しあへりぬ、小姓之長建部兵庫頭と云し者、いやとよ越中より信州深志邊へ心さす人にて有そ、宿をかしまいらせ、道の案内をもせよ、汝等心やすくあらんほと引出物給へしと云しかり、それよりいとねんころにもてけうしけり、越中外山之城を十一月廿三日に出て、十二月朔日午の刻に上之諏訪に着しなり、是より家康へ飛脚を以申達しけれり、駿州府中まで乗馬五十疋、傳馬百疋むかひとして被仰付、宿等に至るまで一として不如意なる事露もなきやうに、徳川殿沙汰し給ひしに依て、雪中之労苦を忘れつゝ、十二月四日遠州濱松之城に至り、家康卿へ對面し、羽柴筑前守秀吉を討亡し、信雄卿被達御本意候様に相議し、翌朝打立清洲之城に至て御礼申し上、これかれ評議を盡し、則令請暇、又深雪に山路をたどり／＼、越中に立歸りけり、かく義を守り、信を厚くせしに依て、秀吉卿との不和にそ成にける、其後信雄卿与秀吉卿和睦有しかは、佐々かひなき義を守り、何事も徒になつて、越中四郡を三郡羽柴肥前

天正十二年十二月二十五日

三六三

天正十二年十二月二十五日

三六四

守に給り、一郡佐々に与へられ候し、されは世中物うかりけるに、雪のそ其時を忘す、音つれしかり、

何事もかはりはてたる世中にしらてや雪のしろくふるらんと、ふる事なから思ひ出られにけり、

〔寛政重修諸家譜〕

四百

建部政秀 無兵衛、兵庫助

佐々木家没落のち、陸奥守成政に

つかへ、天正十二年成政か使として濱松にいたり、東照宮に拜謁し、山内助真の御刀をたまふ、のちかの家を辞して處士となる、

〔寛永諸家系圖傳〕

五十

高力正長 与次郎、權左衛門、土佐守

同年十二月四日、

越中国佐々陸奥

守成政潜に遠州濱松にいたりて、大権現に謁したてまつる、大権現是を饗應したまふ、

時に正長を召、成政をかへりみて宣はく、此是高力与次郎の先祖よりこのかた、代々勇功の士なり、成政がいはいはく、大権現譜代の勇士多し、諸國主の及ところにあらずといふ、此時清長○正長、駿州田中の城にあり、正長は濱松にあり、日夜御前に勤士○上下す、略、寛

政重修諸家譜高力正長譜大抵同シ、

○家康、成政ニ答ヘテ身上ノ儀ニ就キテ疎意ナキ旨ヲ述ブルコト、十月十六日ノ條

ニ、信雄、濱松ニ赴キテ、家康ニ援軍ヲ謝スルコト、本月十四日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔武徳大成記〕

十二

佐佐成政濱松ニ赴ク事

(天正十二年十二月)

同月、越中ノ國士佐佐内藏助成政、濱松ニ至テ、神君ニ告テ曰ク、願クハ再タビ兵ヲ起

メ、秀吉ヲ撃チ玉フベシ、然ラハ我レ越中ヨリ軍ヲ起メ京師ヲ挾ミ撃チ、速カニ秀吉ヲ

誅メ、永ク麾下ニ屬メ寸忠ヲ竭サン、神君曰ハク、我レ秀吉トモトヨリ遺恨ナシ、先日

ノ事ハ信雄ノ爲ニ義兵ヲ起スノミ、我ガ力既ニ五州ヲ平ク、豈汝ガ力ヲ借テ秀吉ヲ亡ス

ベケンヤ、成政望ミヲ失フテ空ク去リ、直ニ尾州ニ赴テ、信雄ヲ勸メテ、再ビ秀吉ヲ撃

ン事ヲ議ス、信雄ユルサズ、成政空ク本國ニ歸ル、

一説ニ、秀吉北國ヲ撃ントス、成政是ヲ聽テ大ニ驚キ、濱松ニ至テ援兵ヲ請フ、神君

許諾シ玉フ、成政喜ンデ國ニ歸ル、神君人ヲ遣メ越州ノ路ヲ巡視セシム、山路險難嚴

寒雪深フノ入ルヘキノ路ナシ、故ニ使ヲ成政ガモトニ遣メ、援兵ノ事ヲ止ム、

〔武徳編年集成〕 三十 十一月廿三日、越中国主佐々内藏介成政信雄方トメ、前田利

家ト合戦シ、光陰ヲ送ルト云ヘ、信雄ハ愚ナリ、神君ト相議メ雌雄ヲ決セントス、然レ

家康成政ニ

成政信雄ニ

再ビ兵ヲ起

シテ秀吉ト

戦ハンコト

ヲ求ム

家康聽カズ

成政信雄ニ

モ説ク

信雄モ聽カ

ズ

家康成政ニ

聽クトノ説

天正十二年十二月二十五日

三六五